

令和4年第7回定例会

# 孺恋村議会会議録

令和4年9月6日 開会

令和4年9月16日 閉会

孺恋村議会

## 令和4年第7回孺恋村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月6日)

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程                           | 1  |
| ○本日の会議に付した事件                    | 2  |
| ○出席議員                           | 2  |
| ○欠席議員                           | 2  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 2  |
| ○事務局職員出席者                       | 2  |
| ○開会及び開議の宣告                      | 4  |
| ○議事日程の報告                        | 4  |
| ○会議録署名議員の指名                     | 4  |
| ○会期の決定                          | 5  |
| ○諸般の報告                          | 5  |
| ○行政報告                           | 6  |
| ○報告第9号の上程、説明、質疑                 | 14 |
| ○同意第4号の上程、説明、質疑、採決              | 15 |
| ○日程の変更について                      | 15 |
| ○認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、総括質疑       | 16 |
| ○議案調査について                       | 45 |
| ○日程の変更について                      | 46 |
| ○議案第44号～議案第48号の一括上程、説明          | 46 |
| ○議案第49号の上程、説明                   | 52 |
| ○議案第50号の上程、説明                   | 52 |
| ○議案第51号の上程、説明                   | 53 |
| ○議案第52号の上程、説明                   | 53 |
| ○議案第53号の上程、説明                   | 54 |
| ○請願書、陳情書等の委員会付託について             | 55 |
| ○議員派遣の件について                     | 55 |
| ○散会の宣告                          | 55 |

第 2 号 (9月12日)

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| ○議事日程                           | 5 7 |
| ○本日の会議に付した事件                    | 5 8 |
| ○出席議員                           | 5 8 |
| ○欠席議員                           | 5 8 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 5 8 |
| ○事務局職員出席者                       | 5 8 |
| ○開議の宣告                          | 5 9 |
| ○議事日程の報告                        | 5 9 |
| ○認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決           | 5 9 |
| ○議案第44号の質疑、討論、採決                | 6 4 |
| ○議案第45号の質疑、討論、採決                | 6 6 |
| ○議案第46号の質疑、討論、採決                | 6 7 |
| ○議案第47号の質疑、討論、採決                | 6 7 |
| ○議案第48号の質疑、討論、採決                | 6 8 |
| ○議案第49号の質疑、討論、採決                | 6 9 |
| ○議案第50号の質疑、討論、採決                | 7 0 |
| ○議案第51号の質疑、討論、採決                | 7 1 |
| ○議案第52号の質疑、討論、採決                | 7 1 |
| ○議案第53号の質疑、討論、採決                | 7 2 |
| ○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決          | 7 4 |
| ○休会について                         | 7 6 |
| ○散会の宣告                          | 7 6 |

第 3 号 (9月16日)

|              |     |
|--------------|-----|
| ○議事日程        | 7 7 |
| ○本日の会議に付した事件 | 7 7 |
| ○出席議員        | 7 7 |
| ○欠席議員        | 7 7 |

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 77  |
| ○事務局職員出席者                       | 78  |
| ○開議の宣告                          | 79  |
| ○議事日程の報告                        | 79  |
| ○請願書、陳情書等の審査報告について              | 79  |
| ○一般質問                           | 81  |
| 土屋圭吾君                           | 82  |
| 佐藤鈴江君                           | 91  |
| 伊藤洋子君                           | 102 |
| 大久保守君                           | 118 |
| 上坂建司君                           | 133 |
| ○閉会中の継続審査申出について                 | 141 |
| ○閉議及び閉会の宣告                      | 141 |
| ○署名議員                           | 143 |

令和 4 年 第 7 回 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和4年第7回嬭恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和4年9月6日(火)午前10時04分開会

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 9号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 同意第 4号 嬭恋村教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 7 認定第 1号 令和3年度嬭恋村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 2号 令和3年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 3号 令和3年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 4号 令和3年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 5号 令和3年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 6号 令和3年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について
- 日程第13 認定第 7号 令和3年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 8号 令和3年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第44号 令和4年度嬭恋村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第16 議案第45号 令和4年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第46号 令和4年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第47号 令和4年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第48号 令和4年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第49号 嬭恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 1 議案第 5 0 号 孀恋村文化財保護条例の一部改正について  
日程第 2 2 議案第 5 1 号 孀恋村辺地総合整備計画の変更について  
日程第 2 3 議案第 5 2 号 工事請負契約の変更について  
日程第 2 4 議案第 5 3 号 工事請負契約の変更について  
日程第 2 5 請願書、陳情書等の委員会付託について  
日程第 2 6 議員派遣の件について
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（12名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 黒 岩 敏 行 君 | 2 番  | 土 屋 圭 吾 君 |
| 3 番  | 石 野 時 久 君 | 4 番  | 上 坂 建 司 君 |
| 5 番  | 佐 藤 鈴 江 君 | 6 番  | 土 屋 幸 雄 君 |
| 7 番  | 松 本 幸 君   | 8 番  | 黒 岩 忠 雄 君 |
| 9 番  | 伊 藤 洋 子 君 | 10 番 | 大久保 守 君   |
| 11 番 | 羽生田 宗 俊 君 | 12 番 | 大 野 克 美 君 |

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |           |                  |           |
|----------------|-----------|------------------|-----------|
| 村 長            | 熊 川 栄 君   | 教 育 長            | 地 田 功 一 君 |
| 総 務 課 長        | 佐 藤 幸 光 君 | 会計管理者兼<br>税務会計課長 | 望 月 浩 二 君 |
| 未来創造課長         | 熊 川 明 弘 君 | 交流推進課長           | 宮 崎 貴 君   |
| 住 民 課 長        | 宮 崎 由美子 君 | 健康福祉課長           | 熊 川 真津美 君 |
| 建 設 課 長        | 滝 沢 勇 司 君 | 農林振興課長           | 横 沢 貴 博 君 |
| 上下水道課長         | 宮 崎 忠 君   | 観光商工課長           | 黒 岩 建五郎 君 |
| 教育委員会<br>事務局 長 | 目 黒 康 子 君 | 監 査 委 員          | 宮 崎 判 次 君 |

---

### 事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長      土 屋 和 久      書      記      横 沢 右 京

開会 午前10時04分

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） 皆さん、おはようございます。

第7回定例会の招集をしたところ、多忙なところご参集いただき、ありがとうございます。

会議に出席する議員各位、村長をはじめとする当局職員におかれましては、感染予防に十分留意していただき、安全に会議を進めたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

登庁の際は、玄関内のカメラにより体温を測定し、確認してからご参集いただきますようお願いいたします。会議中の発言は、マスクを着用したまま、着席のまま行うことを許可します。また、体調管理のため、水分補給を行うことを許可しますので、自己管理の下で水分摂取を行ってください。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年第7回孺恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、羽生田宗俊君、大野克美君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月16日までの11日間に決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、8月30日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○議会運営委員長（黒岩忠雄君） それでは、議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、8月30日、委員会を開催し、当局から村長、総務課長の出席により、令和4年第7回議会定例会の運営について協議をしました。第7回議会定例会の会期は9月6日から16日までの11日間とし、一般質問の通告期限は12日午前10時までと決定いたしました。

提出予定案件は、報告1件、同意1件、認定8件、議案11件で、うち1件の議案は、中日12日の提案であります。

9月議会は決算認定が主な内容となりますが、全員協議会での審査は9月7日、8日の2日間と、予備日として9日を予定しています。

また、令和4年度各会計補正予算、計画の変更、条例の一部改正、工事請負契約の変更、業務委託契約の締結についてなど、11件の議案が提出される予定となっております。

また、当局より、提出議案並びに課題となっている案件の説明を行いたいとの申入れがあり、6日本会議終了後の全員協議会において行うことと決定いたしました。

今回、請願、陳情等については、陳情1件、要望1件の提出がありましたが、要望書1件を産業建設常任委員会に付託することといたしました。この要望については、全員協議会に

において、提出者の婦恋村農業協同組合の役員に出席をいただき、意見交換を行うこととなりました。

各常任委員会並びに特別委員会は、9月12日に開催することと決定しました。

また、16日に行われる議会一般質問について、これまでと同様に一問一答方式で行うことに決まりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書6月から8月分を受理しましたので、配付のとおり報告をいたします。

次に、本職において決定した議員派遣並びに6月定例会以後の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

---

### ◎行政報告

○議長（土屋幸雄君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から、行政報告を行うため発言が求められておりますので、これを許可します。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 9月定例議会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

まず、世界的に2月24日以降、ウクライナ危機が発生しております。現在、世界的な食料は、国家において、特に小麦、主要作物の中で世界的に一番大きな主要作物は小麦であります。小麦の16%を輸出する世界の市場の中で、ウクライナの位置というのは大変な位置を占めておるわけでございます。1日300万トンということで、今目標は、トルコのエルドアン大統領の仲介により輸出が再開されつつあるということでもあります。いずれにいたしましても、食料は世界的に大変な状況にあるということでもあります。

もう一点、サハリン2、ご存じのとおり、三井物産が12.5%、三菱商事が10%、これを継続的に出資するという、情報にあるとおりでございます。いずれにいたしましても、資源エネルギーの輸出国でありますロシアのエネルギー対策によって、ロシアの今回の紛争によりまして、世界的なエネルギー危機が発生しておるということでございます。

消費国の日本、あるいはEU、これらの国々においては、エネルギーも非常に価格が高騰

しておるといふことでございます。併せまして、肥料、婦恋村も農業では、たくさんのキャベツ畑で肥料を使いますが、これらの価格が暴騰しておるといふ現実もございます。

新たに社会が、地球上が大きく変わったと。特に食料とエネルギー、この分野において、新たな世界の状況が発生しておるといふことでございます。その他、安全保障の見地も、地球的な規模で再検討の時代に入ったといふ状況でございます。

もう一点、世界的な新型コロナウイルス感染症、パンデミックであります。まさにパンデミックという言葉がふさわしい、地球的な規模における今回の新型コロナウイルスでございます。

群馬県内でございますが、公表されている数字で、21万1,091人が既に陽性である、そのうち死者が434人といふことでもあります。公表されている数字であります。吾妻郡3,512名でございます。

現在は、ウィズコロナでございます。第7波感染が拡大しておる状況でございます。オミクロン株派生型B A. 5の系統へ既に置き換わりが済んだと言われております。今後におきましても、群馬県内は現在、警戒がレベル2であります。国のほうではウィズコロナからアフターコロナ対策といふことでもあります。

社会経済活動が通常にできるように、一日も早く国のほうでも政策を打ち出していただき、また、基礎的自治体、我々の婦恋村でも、新たなアフターコロナ対策を今から考えていく必要がある、そういう状況にきたといふふうに思っております。引き続き、緊張感を持ってコロナ対策は継続しながら、アフターコロナの対応にしっかりと努めてまいらねば時期に来ておると思っております。

6月議会以降の主な行事、日程についてのお話をさせていただきます。

7月2日から6日まで、議長と共にポンペイ市を訪問させていただき、念願でありました、10年ぶりにやっと友好都市協定の締結をさせていただきました。市長のカルミネ・ロ・サピオ市長、調印をした後の談話の中で、今、日本と友人をつくることは重要であるといふ一言がございました。

今、EU、ヨーロッパに行きますと、イタリアもそう、ドイツもそう、フランスもそう、自分たちの戦争なんです。日本も関わりがあるわけですが、ウクライナの戦争といふのは自分たちの戦争。ニュースのトップはウクライナ・ロシアの状況、戦争の状況が毎日トップのニュースでございました。日本と友人をつくることが必要な時代になったといふお言葉をいただいたとき、10年間待ちに待った友好協定が、この度結ばれたといふことでもあります。

ベスビオ火山、西暦79年、大噴火をし、現在世界遺産でありますイタリア国ナポリ県ポン

ペイ市、ここと、1783年、天明の浅間押しの浅間山、特に鎌原地区を中心とする被災地がありますので、友好協定が結べたということは、私ども孺恋村の誇りだと思っております。今後は、人的な交流、文化交流、スポーツの交流、子供たちの交流、こういう面から、多面的なお付き合いをしていけたらと考えておるところでございます。

8月5日でございますが、浅間押し240周年の記念式典をさせていただきました。熊本藩が当時、当時のお金で9万6,000両、現在のお金に換算しますと約100億円前後のお金を復興支援に、地域の皆さんのお金を集めて支援をしていただいたということでもあります。これは孺恋村だけでは、もちろんないわけでありまして、そのお金は東吾妻町の周辺でも、渋川市の周辺でも、あるいは深谷市の周辺でも、被災されて復興されたところに、全部その清算を熊本藩のお金で賄ったという記録でございます。

一つの区切りとして、蒲島知事ご来村いただけませんでしたでしたが、東京事務所長さんがご来村をいただき、そして、1冊にコンパクトに資料をまとめさせていただきました。これで一つの区切りがついたなというふうに考えております。莫大な資金を当時、熊本の地域住民の方からもお金を集めたという記録が残っておるとおりでございます。一つの資料をまとめましたので、今後それを基に、新たな被災地同士の交流を継続的に続けていけたらと考えております。

もう一点は、ポンペイ市との友好協定の報告をその席でさせていただきました。

9月に入りまして、2日ございました。総理官邸にお伺いしました。デジタル田園都市国家構想実現会議で、町村の部で実装部門、実装部門というのは、何々のこういうことをしてきたという実装部門、これの金賞を頂きました。略して「夏のD i g i田甲子園」と呼ばれておりますが、実装部門では町村の中で優勝ということでございました。

実装部門で、指定都市では福岡県の北九州市、実装部門の市の部分では山形県の酒田市、実装部門の町村では群馬県の孺恋村ということでございました。アイデア部門では、群馬県の前橋市が金賞ということでございました。

総理官邸に行きまして受賞させていただきましたが、総務省のほうから、スマートシティの第1弾、これは令和元年の台風19号の減災・防災対策をしようということで、ざっくり3,000万円の総務省のほうからの資金も頂きまして、スマートシティ第1弾を構築しました。

第2弾で、観光振興ということで、特にNTTドコモのビッグデータを活用する、あるいは村内の有識者、いろんな関係する方々からのデータを基に、ビッグデータを活用した観光振興対策ということで、第2弾を実施させてもらってきました。特に、この第1弾、第2弾

の実装したシステム構築が評価されたということでございます。

さらに、第3弾として、デジタル社会に対応した地域住民サービスの充実ということで、現在、第3弾のシステム構築が始まっております。

総務省から3回にわたってスマートシティの交付金を頂いて、現在継続で事業を推進しておるといってございますが、今後は、総務省にご承認いただいたスマートシティの中身を充実させて、いかに新しい社会のために、先進的にトップランナーとしてデジタル社会に対応するか、これが我々に課せられた責務でもありますし、また強い意志を持ってトップランナーを走っていけるように、しっかりと努めてまいりたい。

私がそこで言いたいのは、私はフェイスブックに自分で掲載をしました。ぜひともご覧になっていただきたい。多くの方々に「いいね」を押していただいております。婦恋村内の方からも、たくさんの「いいね」を押していただいております。驚いたことに、総理官邸のホームページもご覧になっていただきたいと思っています。

あわせて、総理官邸のユーチューブ、ライブ配信ですね、ライブ配信というのがこういうのかというのを私は確認をさせていただきました。やはりすごいアクセスがあるんだなということを痛切に感じたわけであります。デジタル社会で、フェイスブック、ツイッター、こういうものも重要でございますが、ライブ配信をするということがいかにすごいことかと。

もう一つ、汐留におきまして、昼食を富士通の関係の皆さんとご一緒させていただきました。その皆さんに、おめでとうと言っていたいただきました。あわせて、私たちが投票しましたよというお言葉をいただきました。株式会社富士通、12万人おります。私が村は、総務省のご指導をいただきまして、デジタルの担当、山口君をお預かりしておりますが、ああよかったなと、こんな12万人の社内報に、ぜひとも今回の総理大臣表彰をしっかりと載せていただきたいというお話もさせていただき、担当する皆様方が快く、12万人の社員に我が社の誇りとして載せましょうというお言葉もいただきました。

そういう意味で、メディアに情報発信するというのが非常に重要なことだと。併せて、ホームページ、あるいはSNSの力、こういうものを痛切に感じました。

もう一点だけ、9月4日、キャベチャーを行いました。集まったのは3年ぶりでございます。これも私のフェイスブックに載っておりますが、ご覧になっていただきたいと思っておりますが、観光担当の皆さんが、皆さん見たと思いますけれども、ライブ配信をしております。このアクセス数が、またすごいということであります。それから、関わりのある方々がそこにコメントを載らせていただいておりますので、ぜひともこれを見ていただきたいと思って

おります。

社会は、メディアがダイナミックに変わっているなということを9月2日及び9月4日で確認をしました。また、我々のスタッフの中でも、ライブ配信をして世界に情報を発信できる、そしてそのアクセス数、見る方々がこんなにいるのかということをも痛切に感じたわけがあります。

いずれにいたしましても、スマートシティ、これを基本としながら、このシステムを充実させ、新しい社会、これにいかに対応するか、こういう時代に新たに突入したということを経験したところであり、9月2日、9月4日で強く感じたところであります。

6月以降の産業状況について、かいつまんでご報告を申し上げます。

第1次産業、キャベツ、議員の皆様もご存じのとおり、非常に価格が厳しい状況が、本年出荷当初から現在まで続いております。農協さんのほうでは、既に出荷調整を二度したということがございます。議員の皆さんも公知の事実だと思いますので、ご承知かと思っております。非常に厳しい価格が続いておりますが、また全員協議会のほうにも、肥料の価格が高騰ということがございますので、全員の皆様方に、議長の了解も得ておりますので、農協さんからお招きをして、価格高騰に対する要請をみんなで議論をして、また農協さんの意見も確認したいと、こんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、もう6割ぐらいの出荷が終わって、後半戦という状況であります。たとえ幾らでも、100円でも200円でも、あわよくば300円でも販売価格が上がる、こういうことを期待しながら見守ってまいりたい、こういう状況でございます。

あと、有害鳥獣の関係ですが、一言触れておきますが、ニホンジカが現在まで、本年度に入ってから93頭、イノシシが30頭、この数は、既に昨年1年間、前年度の1年間の数を超えております。ニホンジカとイノシシの数がすごい、こういう状況が続いております。今後とも、群馬県ともしっかりとスクラムを組むこと、そして農林水産省も、孀恋の有害鳥獣対策、キャベツに対する莫大な被害額、これには注目いただいておりますので、しっかりと併せて、第1次産業を守るために有害鳥獣対策に取り組んでまいりたい。被害の実態はそんな状況でございます。

第2次産業でございますが、既に入札が10回で38件、金額ベースで8,659万円が決まっております。前年比で2億5,210万円増という状況でございます。いずれにせよ、第2次産業で建設業界、お願いをしながら、しっかりとやるべきことを果たすと。あわせて、国・県のご指導いただくべき補助金、交付金、これらはしっかりと確保を目指して、今後とも取り組ん

でまいりたい、こう思っております。

なお、7月31日及び8月4日に発生した豪雨災害復旧事業として、農林水産施設、公共土木施設、合わせて7,000万円強の被害が出ております。補正予算のほうにも9月補正でお願いしておりますので、担当からしっかり説明をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

いずれにいたしましても、婦恋村は第1次産業、キャベツの村であります。村道・農道の長さが465キロメートルという村は、日本でも有数の村であります。特に農道の長さが、非常にたくさん長いということでもあります。したがって、今回の2回の豪雨によりまして、それだけの被害が出ておるといった状況でございます。

生産現場では、すぐにちょっとトラクターが入れないからということもありまして、担当課は本当にまた寝ないで作業するような状況が続いておりましたが、いずれにいたしましても、しっかり第2次産業にお願いをしながら、みんなで復旧・復興に努めたいと、こんなふうに思っております。

第3次産業の関係でございますが、現在、愛郷ぐんまプロジェクト第5弾、9月30日まで、7月31日から延長されて現在継続中でございます。現在まで第4弾、第5弾で、今年度分でございますが、実績といたしまして1億4,600万円、これが支払い済みであります。既に現在では、12万泊宿泊をしておるといった情報もありますので、最終的には約2億4,000万円を超えるという予測が出ております。

各単協のほうでございますが、浅間高原では、7月、8月、愛郷ぐんまの効果が貢献したと、集客は、若干ですけれども貢献しておるといった状況であります。鹿沢のほうでは、林間学校や合宿、団体利用者がコロナ前の水準に、夏は近づいたという状況のようでございます。

バラギ高原では、サッカーの合宿や団体利用から個人利用、アウトドアのブームもありまして、キャンプ場、こういうところは若干堅調で推移したという状況のようでございます。万座温泉では、7月上旬までは好調におったんですが、第7波が拡大した後、キャンセルが非常に増えたということのようでございます。今後も、秋は万座は、8月に次ぐトップシーズンに入るといったことで、予約数はまあまあ堅調に推移しておるやに聞いております。

いずれにいたしましても、愛郷キャンペーンをしっかりとPRしながら、そして、第3次産業の発展に今後も努めてまいりたい、こう思っております。

その他、上信自動車道の関係、あるいは公共施設の再編計画の問題、いろんな課題がございます。中でも1点だけ、婦恋橋の件につきましてご報告を、後ほど全協で説明はさせてい

ただきますけれども、嬭恋橋につきましては、4月18日に1回崩れたということでありました。片側通行で、5月8日も若干崩れたんですが、9日も崩れて、5月10日から全面通行止めと。8月24日から、しっかりお願いをして、一日も早くということで、片側通行に現在なっております。そういう状況でございましたが、7月31日の豪雨によりまして、右岸のほうに今度決壊をしたということでもあります。

8月8日に国土交通省、6日、7日あたりも国土交通省砂防部長にも直接電話をしてお願いをし、8月8日に利根水系の所長さん等もお見えになられまして、現在では、3トンのブロックが250個、流れを変えるためのものの敷設が終了しておる状況に現在ではなっております。

国のほうに、下のほうの藤下堰堤につきましては、昭和29年ですか、日本土木学会から金賞を得たすばらしい施設であったわけでございますが、現在の状況を見ますと、あれを全面的に取り壊して、新たに国土交通省の砂防事業で直轄でお願いをしますということで、現在お願いをしております。もうじき方向性が定まると思っておりますが、道路の部分につきましては、ご存じのとおり、群馬県県土整備部道路管理課が中心となって道路は進めますが、下の砂防については、全面的に直轄で、国土強靱化予算を確保してお願いをするということで現在進んでおります。

いずれにいたしましても、まだまだ大きな課題が嬭恋橋にはございます。いずれにいたしましても、嬭恋の本当にど真ん中の橋でございますので、群馬県のほうにも、津久井副知事及び総務部長及び地方課長にはしっかりと、これに見合う特別交付税をお願いいたしますというお願いは既にさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、一日も早い嬭恋橋の復旧復興と併せまして、現在道路では2つの大きなことが言われております。

一つはダブルロード、ダブルロードとは、1本の道だと1本がアウトになると駄目だと、迂回路が必要だということでもあります。ご存じのように、ハッ場ダムはトンネルで既に4回事故がありました。通行止めになりました。でも、反対側に道路があるので、西吾妻、嬭恋のキャベツも草津の温泉も、北軽井沢、長野原の住民も、今は必ずどちらかが通れるということで、道路はダブルロードにしましょうということが道路強化等の主な目標となっております。

もう一つ、ミッシングリンクをなくそうということでもあります。ミッシングリンクというのは、上信自動車道は、つながって道路は何ぼ、ネットワークで何ぼということでもあります。

やはりつながって何ぼということなので、道路は一日も早く、全国のミッシングリンクをしっかりとつなぎましょうということで、日本道路協会、群馬県の道路協会も、しっかり国・県にもお願いをし、国会議員の先生も大分理解をいただいております現実があるわけでございます。

そういう意味で、ダブルロード及びミッシングリングの解消、そして、それに必要な予算をしっかりと国のほうも確保していただくようお願いをしましてまいりたい、こう思っております。

私の今後の主な予定ですが、9月21日、孺恋村戦没者追悼式、これは前年と同じく、少数で行うこととなっております。

9月23日、ジオパークの関東大会という大会がございます。

10月12日、防災の日宣言をいたしました。村内で防災の日、台風のあった日でございますが、防災の日と決めましたので、最低限の活動を展開してまいりたい。

10月30日、消防の点検でございますが、2年間点検をしていないので、消防団としては何としても訓練だけはしたいということでございます。10月30日、消防団及び婦人消防隊、少人数で、来賓を招かないで訓練はするというので進んでおります。

10月の文化祭につきましては、実施委員会のほうで会議した結果、今年度、文化祭は中止ということでございます。

その他、私の主な公務日程、終わったもの、あるいはこれからのものにつきましては、ホームページで公表されておりますので、ご覧になっていただけたらと思っております。

いずれにいたしましても、SDGs、地球的な規模で物事を考えて、そしてこの地域のために行動する。そして、冒頭申しました食料とエネルギー、地球的な規模で考えて、我が村はどうあるべきかと、こういうものをしっかりと確認しながら前に進んでまいりたい、こう思っております。

当局と議会は車の両輪であります。説明責任を議会に十二分に果たし、そしてまた、議会の皆さんにご了解いただき、共にお願いするところは国・県にもお願いしながら、両輪がしっかりと回るように行政を進めてまいりますので、よろしくご理解をお願い申し上げまして、私の行政報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（土屋幸雄君） これで行政報告は終わりました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第5、報告第9号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第9号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告させていただきます。

まず、各比率の算定結果でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、普通会計、特別会計及び公営企業会計、全てにおいて収支が黒字であったため、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率、これは普通会計が負担する実質的な債務の返済額が標準財政規模に占める割合で、3か年の平均値でございますが、9.8%ということで、対前年度から0.5%の増となりました。

続いて、将来負担比率、これは普通会計が将来において負担すべき実質的な債務の返済額から充当可能基金等の残額を差し引いた額に対する標準財政規模に占める割合でございますが、令和2年度に引き続きまして、将来負担は黒字となったため、算定されませんでした。

最後に、資金不足比率でございますが、これは公営企業会計における資金不足額が料金収入などの事業規模に占める割合でございますが、いずれに会計も資金の不足はなく、算定されませんでした。

実質公債費比率が増加した要因としましては、公共施設整備等による起債の償還が開始されたことが大きな要因となります。

今後も財政規律をしっかりと守り、健全な財政運営の維持に努めてまいりたいと思いますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第9号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

---

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第6、同意第4号 婦恋村教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案について、村長の説明を求めます。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第4号 婦恋村教育委員会委員の任命同意について、提案理由を申し上げます。

本案で提案させていただきます宮崎翔太様は、平成30年10月1日より教育委員として1期4年間お願いをしまして、その間、本村における教育行政にご尽力を賜りました。

子供を持つ親としての目線に立ったご意見などを発信していただき、ご活躍をされたことから、本委員にふさわしい方と考えられますので、宮崎翔太様に引き続きお願いをし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めらるるものでございます。

慎重なるご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎日程の変更について

○議長（土屋幸雄君） お諮りいたします。日程第7から日程第14までは、いずれも令和3年度決算の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第7から日程第14までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

---

#### ◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、総括質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第7から日程第14までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

初めに、概要説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 認定第1号から認定第8号、令和3年度各会計の決算認定について、提案理由を説明させていただきます。

本決算につきましては、一般会計をはじめ各会計とも、決算書、認定資料及び諸帳簿等を監査委員に提出し、詳細に審査を受けており、その審査結果については、決算審査意見書として監査委員より提出されておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

私からは一般会計の概略を申し上げます。一般会計の詳細につきましては会計管理者から、その他特別会計につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

まず、一般会計でございますが、歳入総額は92億4,090万7,754円、歳出総額は86億1,243万424円、収支残額6億2,847万7,330円、ここから繰越明許費に係る一般財源3億3,881万4,000円を差し引いた実質収支額は2億8,966万3,330円という決算になりました。

続いて、一般会計の歳入歳出の主なものを申し上げます。

なお、決算額につきましては、1万円未満を切捨てとし、省略をさせていただきますので、ご了承願います。

まず、歳入では、村税全体では18億5,616万円で前年比2.4%の増、内訳では村民税で1

億1,263万円増、対前年14.99%の増となりました。

固定資産税では8,080万円の減、対前年8.54%減となりました。

愛する孀恋基金寄附金につきましては1億2,158万円となり、前年比で12.28%の増となりました。

地方交付税は27億2,826万円で、前年比14.36%の増、金額で3億9,170万円の増となりました。

国庫支出金は19億6,847万円で、前年比39.28%の減、金額で7億7,317万円の減となりました。

県支出金においては5億3,429万円、前年対比4.18%の減、金額で2,231万円の減額となりました。

村債は6億6,583万円で、前年対比0.93%の増となっております。

次に、歳出でございますが、新型コロナウイルス関連事業として5億7,261万円となりました。

また、災害復旧費においては14億2,811万円となり、前年度より1億3,785万円の減額となりました。

また、決算を別の角度から見ますと、財源については、村税や使用料、手数料、負担金、財産収入などの自主財源が全体の30.6%、交付税や補助金、村債などの依存財源が69.4%という結果となりました。前年度と比較しますと、自主財源では3.3%減少となっております。

今後は、自主財源の安定的な確保と、その財源を孀恋村が抱える諸課題の解決に向けて、積極的な配分に努めていきたいと考えます。

令和3年度決算に係る監査委員の審査意見書にもありますご指摘を真摯に受け止め、孀恋村の発展、村民の安心・安全のため、あらゆる政策・施策を着実に推進していきたいと考えております。

以上、大変雑駁ではありますが、慎重なるご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。私のほうからの説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 続いて、一般会計より順次詳細な説明を求めます。

認定第1号 一般会計歳入歳出決算認定について、会計管理者。

〔会計管理者兼税務会計課長 望月浩二君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（望月浩二君） それでは、認定第1号 令和3年度孀恋村一般

会計歳入歳出決算の概要につきましてご説明させていただきます。

説明につきましては、款項別決算額集計に基づき、主な項目について、前年度決算額との比較を中心に千円単位で説明をさせていただきます。決算書と別添の令和3年度一般会計主な増減内容一覧表を併せてご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

最初に、決算書表紙の次にありますページをお開きください。

令和3年度各会計決算収入支出一覧表をご覧ください。

一般会計の行であります。令和3年度一般会計につきましては、前年度と比較いたしまして、繰越明許費及び事故繰越額を含む歳入総額は8億6,752万4,000円減額の92億4,090万7,000円となりました。歳出総額は10億4,725万5,000円減額の86億1,243万円で、実質収支額は2億8,966万3,000円となりました。また、繰越明許費、事故繰越額として、翌年度へ繰り越す事業は合計で16億1,257万1,000円であります。

続きまして、決算書1ページ、2ページをご覧ください。

第1款村税ですが、4,513万円の増額、18億5,616万3,000円となりました。

税目ごとの収入済額の内訳でございますが、決算認定参考資料、第5編税務課の5-8ページの(8)をご覧ください。

まず、村民税ですが、個人村民税が1億1,462万円の増額、6億3,857万8,000円となりました。法人村民税については、198万円減額の1億1,277万3,000円、村民税全体では1億1,263万9,000円増額の7億5,135万1,000円となりました。

固定資産税につきましては、8,088万1,000円減額の9億4,663万9,000円となりました。土地及び家屋につきましては、3年ごとの評価替えがございまして、3年度がその年に当たりましたことと、家屋及び償却資産につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の課税標準の特例措置によりまして減額となりました。

その他の税につきましては、軽自動車税は145万6,000円増額の4,978万7,000円、たばこ税は531万9,216円増額の6,445万6,000円、入湯税が659万6,000円増額の4,392万8,000円となりました。

続いて、また決算書の1、2ページにお戻りください。

第2款地方譲与税ですが、収入済額が1億3,249万8,000円で186万円の増額となりました。内訳としましては、地方揮発油譲与税が3,238万6,000円で99万1,000円の増額、自動車重量譲与税が9,260万円で125万5,000円の増額、森林環境譲与税が751万2,000円で38万6,000円の減額となりました。

次に、第3款から第9款の各交付金については、合計で2億8,139万8,000円、3,425万7,000円の増額となりました。内訳については、第3款利子割交付金が29万5,000円の減額の105万5,000円、第4款の配当割交付金は261万2,000円の増額で837万1,000円、第5款株式等譲渡所得割交付金は225万5,000円増額の917万6,000円、第6款法人事業税交付金は783万2,000円の増額で1,130万6,000円となりました。

続いて、決算書3から4ページをご覧ください。

第7款地方消費税交付金は1,530万3,000円の増額で2億2,814万2,000円、第8款ゴルフ場利用税交付金は458万2,000円の増額で948万7,000円、第9款自動車税環境性能割交付金は196万7,000円の増額で1,386万円となりました。

次に、第10款の地方特例交付金ですが、9,635万5,000円で8,677万円の増額となりました。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として8,871万1,000円が主な増額の要因であります。

次に、第11款地方交付税ですが、27億2,826万5,000円で3億9,170万6,000円の増額となりました。内訳につきましては、普通交付税が3億441万2,000円増額の23億9,622万5,000円、特別交付税が8,729万4,000円増額の3億3,204万円となりました。

次に、第12款交通安全対策特別交付金ですが、こちらは293万6,000円で24万4,000円の減額となりました。

次に、第13款分担金及び負担金ですが、1,924万1,000円で、こちらは564万2,000円の減額となりました。

続きまして、5ページ、6ページに移ります。

第14款使用料及び手数料ですが、8,131万円で135万2,000円の増額となりました。

第15款国庫支出金ですが、19億6,847万3,000円で7億7,317万8,000円の減額となりました。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付金事業の補助金の減が主な要因となっております。

次に、第16款県支出金ですが、5億3,429万6,000円で2,231万2,000円の減額となりました。

第17款財産収入ですが、1項から3項の合計で7,772万4,000円、911万6,000円の増額となりました。こちらは、貸付契約の見直しによる増額が主な要因となっております。

次に、18款の寄附金ですが、1億2,543万2,000円で1,484万3,000円の増額となりました。

19款繰入金ですが、1億3,958万8,000円で1億8,193万2,000円の減額となり、こちらに

つきましては、財政調整基金からの繰入れを執行しなかったことが要因となっております。

次に、7ページから8ページに入りまして、第20款の繰越金ですが、こちらは前年度からの繰越金で4億4,874万6,000円となりました。

次に、第21款諸収入ですが、8,264万円で820万4,000円の増額となりました。

歳入科目の最後、第22款の村債ですが、6億6,583万8,000円で619万2,000円の増額となりました。村債の主なものとしましては、緊急防災・減災事業債が1億円の減額、災害復旧事業債が5,060万円の減額、増額しているものが、臨時財政対策債で6,589万2,000円の増額、辺地対策事業債が6,330万円の増額、過疎対策事業債が8,980万円の増額となりました。

村債の詳細につきましては、決算認定参考資料で説明させていただきます。

決算認定参考資料の第3編総務課の3-13ページをご覧ください。

上から2行目の一般会計です。決算年度借入額が6億6,583万8,000円、対しまして、償還額が6億9,922万6,000円で、令和3年末残高は61億4,326万8,000円となりました。昨年度より3,338万8,000円の減額となっております。

次に、特別会計につきまして、3-16ページをご覧ください。

1行目の特別会計の決算年度借入額は1億7,370万円、償還額は3億6,850万7,000円で、令和3年度末での残高が26億1,456万8,000円となりました。前年度末より1億9,480万7,000円の減額となっております。

3-13ページに戻っていただきまして、1行目の右端のとおり、一般会計、特別会計を合わせました全体では、残高が87億5,783万7,000円余りとなっております。

歳入額の全体のうち、村税の占める割合が20.1%、交付税が29.5%、国・県支出金が27.1%と、これらの財源で歳入に占める約8割を占めております。自主財源比率につきましては、村長からもありましたとおり、30.6%という結果になりました。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

決算書の9ページ、10ページをご覧ください。

最初に、第1款議会費ですが、7,702万円で1,367万2,000円の減額となりました。議場の空調設備関係の完了が主な要因となっております。

第2款総務費ですが、10億9,384万4,000円で11億3,844万1,000円の減額となりました。新型コロナウイルス感染症対策事業の特別定額給付金事業、これが完了したことにより減額となっております。

次に、第3款民生費ですが、13億9,256万5,000円で2億7,802万1,000円の増額となりま

した。こちらも、新型コロナウイルス感染症対策に係る住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金及び臨時子育て分の給付金事業が主な要因となっております。

次に、第4款衛生費ですが、6億1,408万8,000円、9,949万9,000円の増額となりました。こちらも、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業と西吾妻環境衛生施設組合負担金の増が主な要因となっております。

第5款労働費につきましては省かせていただきまして、次に、決算書の11ページから12ページをご覧ください。

第6款農林水産業費ですが、6億9,761万3,000円で1億7,424万4,000円の減額となりました。鎌原観音堂周辺整備事業と農業水路等長寿命化・防災減災事業の減が主な要因となっております。

次に、第7款の商工費ですが、2億4,289万1,000円で9,564万円の減額となりました。こちらも、新型コロナウイルス感染症対策事業の減が主な要因となっております。

続いて、第8款の土木費ですが、土木費が11億8,009万7,000円で2億5,504万1,000円の増額となりました。道路橋梁費の村道維持管理事業や橋梁整備事業、道路除雪事業の増が主な要因となっております。

続いて、第9款の消防費です。3億2,916万6,000円で4,021万9,000円の減額となりました。こちらは、デジタル防災行政無線整備工事の完了が主な要因となっております。

続いて、第10款の教育費ですが、8億4,190万4,000円で9,716万1,000円の減額となりました。こちらは、防災減災・省エネルギー設備導入事業とGIGAスクール用のPCの購入の完了が主な要因となっております。

次に、決算書の13ページから14ページに移りまして、第11款災害復旧費ですが、14億2,811万円で1億3,785万6,947円の減額となりました。農林水産施設災害復旧費が1億5,202万6,000円の減、公共土木施設災害復旧費が1億89万4,000円の減、文教施設災害復旧費が1億741万円の増となりました。

次に、第12款の交際費です。7億1,357万円で1,741万8,000円の増額となりました。元金分が2,276万3,000円の増額で6億9,922万6,000円、利子分が534万4,000円の減額で1,434万3,000円となっております。

以上、支出済み合計、10億4,725万5,000円の減額で86億1,243万円となりました。

決算書の15ページから214ページまでが各事項の明細になっておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

続けて、216ページから217ページが財産に関する調書になります。

217ページの3番の債権ですが、奨学資金貸付金と医療従事者資格取得奨学金貸与金と生活救護資金貸付金、この3つの合計の年度末残高は、昨年度より303万6,000円増額になりまして1,846万1,000円となりました。

最後に、4の基金です。基金の保管状況につきましては、一般会計で11、特別会計で3つの基金がありますが、ここには一般会計分が掲載してあります。前年度末より3,640万4,000円の減額で、基金残高は39億2,582万円となっております。

なお、基金の詳細につきましては、決算認定参考資料の第3編総務課の3-12ページに一覧の調書がございますので、後ほどご確認をいただければと思います。

以上申し上げます、令和3年度一般会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） それでは、認定第2号 令和3年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

初めに、国民健康保険特別会計の概要ですが、国民健康保険運営の根幹を支える国保税の税率につきましては、前年度までの決算状況と年度間の調整などを考慮し、据置きとしましたが、前年度に比べ、国民健康保険税の歳入は約4,489万円の増となっております。これは、国保税の算定に係る令和2年度の所得の水準が高かったことが要因と考えられます。

国保の加入状況ですが、一般被保険者数は年々減少しており、令和4年3月末の加入率は3,447人で、人口の約37.3%となっております。

医療費につきましては、コロナの影響により受診件数は減少しておりますが、診療報酬及び高額療養費が伸びており、1人当たりの費用額が30万8,776円で前年度の106.5%増となっております。このことから、軽症患者の受診が減少し、重篤患者により医療費が伸びたと考えられます。また、医療費の伸びを抑制するための保健事業としまして、特定健康検査や特定保健指導の実施及び人間ドック受診費用の一部助成などを行いました。

詳細につきましては、後ほど決算認定参考資料をご覧ください。

続きまして、国民健康保険特別会計歳出決算書の説明をさせていただきます。

決算書の9ページ、10ページの歳入をご覧ください。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税の収入額、10ページのほうに収入済額が記載されております。5億2,475万252円、前年度比は4,489万6,000円の増額です。不納欠損額231万9,027円、収入未済額1,768万5,147円となっております。

第2款使用料及び手数料、収入済額500円。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金の収入済額は3万6,000円で前年比79万2,000円減となります。要因としましては、次のページ、11ページ、12ページをご覧ください。

右上にある備考欄の災害臨時特例補助金ですが、前年度の台風19号の特例補助金80万円が3年度はなくなったため、減となっております。

第4款県支出金、第1項県補助金の収入済額は9億8,505万1,943円で前年比4,017万2,273円の増となっております。主な要因は、備考欄の保険給付費等交付金が4,697万2,273円増額したことによります。

第5款財産収入、収入済額は3,539円です。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金、収入済額は7,956万7,668円で前年比324万9,616円の減です。

続きまして、13、14ページをご覧ください。

第7款繰越金の収入済額は7,043万9,013円で前年比2,023万318円の増となっております。

第8款諸収入、第1項延滞金・加算金及び過料の収入済額は125万1,200円で前年比3万8,200円の増、第3項雑入783万6,685円、前年比466万3,431円の増。

15、16ページをご覧ください。

歳入の合計になります。収入済額16億6,893万6,800円で1億600万9,457円の増となります。

次に、歳出について説明させていただきます。

17、18ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費の支出済額は648万6,173円で前年比74万6,949円の減、第2項徴税费、支出済額66万1,681円、前年比2万1,750円の減、第3項運営協議会費、支出済額3万4,200円、前年比1万5,200円の減です。

第2款保険給付費の第1項療養諸費、支出済額8億1,304万8,820円、前年比3,465万3,835円の増。

次、19、20ページをお願いします。

中段になります。第2項高額療養費、支出済額1億1,793万5,665円、前年比1,121万

9,344円の増。

次の21、22ページをお願いします。

第4項出産育児諸費、支出済額797万3,970円、前年比87万8,820円の増、第5項葬祭諸費の支出済額は70万円で、前年比25万円の減となっております。

第3款国民健康保険事業費納付金、第1項医療給付費分等の支出済額は3億2,031万6,893円で前年比2,787万253円の減、第2項後期高齢者支援金等分の支出済額1億2,905万64円、前年比470万1,707円の減、第3項介護納付金分の支出済額5,131万4,458円で前年比684万3,976円の減。

次、23ページ、24ページをお願いいたします。

第6款保健事業費、第1項保健事業費、支出済額2,314万6,151円、前年比425万7,269円の増。

25、26ページをお願いします。

第7款基金積立金、第1項基金積立金、支出済額6,708万4,539円、前年比4,431万8,379円の増。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、支出済額1,182万3,327円、前年比225万6,365円の増。

次、27、28ページをお願いします。

歳入合計、支出済額は15億4,957万5,961円で前年比5,708万7,631円の増です。

29ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額16億6,893万6,800円、歳出総額15億4,957万5,961円、歳入歳出差引額1億1,936万839円、実質収支額は1億1,936万839円です。

続きまして、直営診療施設勘定について説明をさせていただきます。

35、36ページをご覧ください。

収入について説明をいたします。

第8款繰入金、第1項他会計繰入金の収入済額2,784万9,523円で前年度比361万5,578円の減。

第10款諸収入の収入済額は1,500万円で前年度と同額でございます。

歳入合計、収入済額4,284万9,721円、前年度比362万327円の減額となっております。

続きまして、37、38ページの歳出をご覧ください。

第1款総務費、支出済額が3,721万6,796円、前年度比41万9,974円の増。

第2款医業費、第1項医業費の支出済額は563万2,925円、前年度比404万301円の減となっております。主な要因としましては、第1目医業管理費の備考欄、医業費補填金ですが、この補填金は国保診療所の経常収支の赤字補填となっておりますが、令和2年度の決算で職員を六合診療所と兼務したことによる人件費の抑制及び発熱外来による医療機関への補助金の増額により、前年度と比較し赤字額が404万301円改善したことにより、医療費補填額が減額したのになります。

歳出合計は、支出済額4,284万9,721円、前年度比362万327円の減額となりました。

次の39ページをご覧ください。

実質収支に関する調書になります。歳入総額、歳出総額ともに4,284万9,721円となりまして、歳入歳出差引額ゼロでございます。

以上で、令和3年度孺恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 認定第3号 介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） それでは、認定第3号 令和3年度孺恋村介護保険特別会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

初めに、令和3年度介護保険特別会計の概要を説明させていただきます。

令和3年度は、令和3年3月に策定しました第8期介護保険事業計画により、基準保険料を月額5,500円とし、第7期計画の保険料より月額200円の引下げを行いました。

保険給付費につきましては、令和2年度より伸びておりますが、計画値よりも下回っております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、介護予防教室、講演会など計画どおり実施できませんでしたが、小さいときから認知症について正しい知識を持ってもらうことを目的とした認知症キッズサポーター研修を夏休みに実施いたしました。大人だけでなく、高齢社会の担い手となる子供たちにも、高齢者や認知症について理解を深めていただける機会になったと感じております。

令和3年度からは、認知症相談会を月1回のペースで実施しました。相談会では、介護されている家族が1人で悩みを抱え込むことがないように、長年認知症介護に携わった看護師が相談を受けております。また、地域ケア会議を開催し、ケアマネジャーが抱えている困難事

例について、多職種の方々に専門的立場からご意見をいただき、支援内容や医療・介護など提供体制について検討し、事例に対する課題の解決に取り組むとともに、参加された専門職の方々が普段から連携できる体制づくりに努めてまいりました。

近頃は、身寄りのない独り暮らし高齢者が増加傾向にあることから、終活のための講演会を実施するとともに、地域包括支援センターを成年後見制度の中核機関に位置づけ、制度に関する相談、広報、関係機関との連携を行いました。また、村長申立てにより、法定の成年後見制度の利用支援を行いました。加えて、孺恋村社会福祉協議会による法人後見事業立ち上げの支援を行うなど、地域包括ケアシステムの推進を図りました。

介護サービス事業につきましては、例年どおり、要支援者に関する相談支援とケアプラン作成を中心に事業を実施してまいりました。

詳細につきましては、決算認定資料6-16ページ以降に掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、令和3年度孺恋村介護保険特別会計歳入歳出決算書を中心に、決算額の説明をさせていただきます。

増減額につきましては、添付資料の増減内容一覧表をご参照ください。

初めに、事業勘定から説明させていただきます。

1ページ、2ページ、歳入決算書をご覧ください。

第1款保険料、収入済額2億4,359万4,100円、収入歩合では全体で99.58%となりました。不納欠損は30万8,000円、収入未済額は70万7,500円となっております。収入済額につきましては、前年度比155万5,941円の減収となっております。

第3款国庫支出金2億2,014万3,150円、前年度比186万2,544円の増額、第1項国庫負担金1億5,988万2,595円、前年度比226万3,914円の増額、第2項国庫補助金6,020万7,250円、前年度比45万4,675円の減額となりました。

第4款支払基金交付金2億3,503万3,000円、前年度比27万3,993円の減額。

第5款県支出金1億3,377万7,873円、前年比341万5,993円の増額、第1項県負担金1億2,443万6,000円、前年比222万5,120円の増額、第2項県補助金934万1,873円、前年度比119万873円の増額となっております。

第6款財産収入4万1,385円、前年比1万9,355円の減額、基金の利子の収入となっております。

第8款繰入金1億3,503万7,121円、前年比1,353万4,035円の増額、一般会計からの繰入

金となっております。

第9款繰越金、収入済額8,718万3,537円、前年度比4,934万7,334円の減額となっております。令和2年度からの繰越金です。

3ページ、4ページをご覧ください。

第10款諸収入3万2,633円、延滞金等の収入となっております。

以上、歳入合計10億5,484万2,799円、前年度比3,238万5,118円の減額となりました。

続きまして、5ページ、6ページ、歳出決算書をご覧ください。

第1款総務費、支出済額1,173万5,315円、前年比129万3,841円の減額、主な要因といたしまして、令和2年度は介護保険計画の策定委託料が270万円ほどありましたが、これが減額となりました。また、第3項介護認定審査会費が100万円ほど増額になりました。これにつきましては、認定調査に係る主治医意見書作成料と調査委託料の増額によるものです。また、第4項趣旨普及費23万4,080円につきましては、介護保険料改定等に伴うパンフレットの作成費となっております。

第2款保険給付費、支出済額8億3,956万9,324円、前年比1,215万8,728円の増、第1項介護サービス等諸費が前年比1,835万7,233円の増、第6項特定入所者介護サービス等費が前年比523万3,613円の減額となりました。これにつきましては、支給の実績となっております。

第4款地域支援事業、支出済額5,411万6,699円、前年比70万7,891円の減となっております。包括支援センター運営に係る事業、介護予防事業に係る費用の支出となっております。

7ページ、8ページをご覧ください。

第6款基金積立金、支出済額2,858万6,385円、前年比5,039万7,355円の減額。

第8款諸支出金、支出済額993万7,185円、前年比1,585万9,113円の減額となっております。支出の内容は、令和2年度実績に伴います介護給付費負担金の償還金が主なものとなっております。

以上、歳出合計9億4,394万4,908円で、前年度比5,609万9,472円の減額となりました。

ページ飛びますが、33ページをご覧ください。

実質収支に関する調書となります。歳入総額10億5,484万2,799円、歳出総額9億4,394万4,908円、歳入歳出差引額1億1,089万7,891円、実質収支額1億1,089万7,891円となりました。

続きまして、サービス勘定の説明をさせていただきます。

39ページ、40ページ、歳入決算書をご覧ください。

第1款サービス収入、収入済額500万8,460円、前年度比1万7,250円の減額。

第2款繰入金、収入済額1,507万9,425円、一般会計からの繰入金で前年度比180万8,605円の増額となっております。

以上、歳入合計2,008万7,885円、前年比179万1,355円の増額となりました。

次に、37ページ、38ページ、歳出決算書をご覧ください。

第1款事業費、歳出済額2,008万7,885円、前年比179万1,355円の増額となっております。増額の要因は、包括支援センターにおります会計年度任用職員のケアマネジャーに係る人件費の増額です。令和2年度は年度途中からの採用でしたが、令和3年度は1年間の採用となったための増額です。

以上、歳出合計2,008万7,885円で、前年度比179万1,335円の増額となりました。

最後に、43ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。歳入総額、歳出総額ともに2,008万7,885円、差引額はゼロとなっております。

以上、簡単ではございますが、令和3年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 認定第4号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 認定第4号 令和3年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。

初めに、概要について説明をさせていただきます。

保険料についてですが、後期高齢者の保険料率につきましては、制度の運営主体である群馬県後期高齢者医療広域連合によって定められ、2年ごとに見直すこととされております。令和3年度につきましては、前年度からの据置きとなっておりますが、均等割特例軽減見直し等より約1,194億円増となり、前年度比110.6%と伸びております。

対象者につきましては年々増加の傾向にあり、令和4年3月末の時点で1,851人と人口の20.7%を占めており、県の平均15.51%より高い比率となっております。

医療給付費の状況につきましては、入院費用が圧倒的に多く、件数は、入院及び外来利用者は昨年度と比べ増加となっておりますが、費用額については前年並みとなっております、1人

当たりの給付額は74万1,302円と、昨年度に比べ7,881円の減となっております。

保健事業としましては、特定健康診査の実施や人間ドックの助成を行いました。また、高齢者の介護予防の一体的実施に向けた取組につきましては、新型コロナの影響もあり縮小した形となったことから、歳入の広域連合受託事業収入が減額となっております。

それでは、決算書の説明をさせていただきます。

決算書の1、2ページをご覧ください。

歳入決算書になります。歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、収入済額1億2,491万9,300円、前年度比1,194万6,600円の増、収入未済額18万600円です。

第2款広域連合支出金、第1項広域連合補助金、収入済額66万円、前年比16万円の増。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、収入済額4,092万343円、前年度比488万7,568円の増です。

第5款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、収入済額1万3,500円、第2項償還金及び還付加算金、収入済額8万5,600円、第3項受託事業収入、収入済額783万3,438円、前年比120万5,900円の減、第5項雑入、収入済額47万989円、前年比10万3,240円の増です。

歳入合計の収入済額は1億7,490万3,170円、前年度比1,582万1,308円の増額となっております。

続きまして、歳出になります。

3、4ページの歳出決算書をご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、支出済額696万8,719円、前年比39万8,024円の増となります。第2項徴収費、支出済額175万6,502円、前年比12万2,230円の増。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億5,910万1,231円、前年度比1,222万2,128円の増となっております。

第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、支出済額8万5,600円、前年度比300円の減となっております。

第4款保健事業費の支出済額694万418円、前年度比302万8,526円の増です。これは、特定健診の受診者増により特定健診委託料が増えたことが要因となっております。

歳出の合計ですが、支出済額1億7,485万2,470円、前年度比1,577万608円の増額となりました。

続きまして、飛びますが、15ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額 1 億7,490万3,170円、歳出総額 1 億7,485万2,470円、歳入歳出差引額は 5 万700 円で、実質収支額 5 万700円となっております。

以上、令和 3 年度孺恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋幸雄君） 認定第 5 号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 認定第 5 号 令和 3 年度孺恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書について説明させていただきます。

初めに、簡易水道事業の概要ですが、決算認定参考資料の12-1 ページ、2、簡易水道事業をご覧ください。

簡易水道事業は、住民生活に密着しており、安心・安全な水を安定して供給することを使命とし、事業を実施いたしました。中原・山梨地区では、配水管（県補助事業）布設替工事、西窪地区、大笹・シバラ地区では石綿管更新工事、また、田代地区、西窪地区及び三原地区では舗装本復旧工事を実施いたしました。

令和元年度から実施し、繰越事業となっていた万座簡易水道第 1 ポンプ井更新工事が完了し、供用開始となり、また、田代配水池フェンスの災害復旧工事を実施いたしました。

続きまして、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書 5、6 ページの歳入をご覧ください。

また、対前年比較は、決算認定参考資料の主な増減内容一覧表により読み上げさせていただきます。

第 1 款分担金及び負担金、第 1 項分担金の収入済額は1,194万8,000円で前年比1,194万8,000円の増額です。万座簡易水道組合工事分担金、西窪舗装工事、田代消火栓工事に伴う分担金です。

第 2 款使用料及び手数料、第 1 項使用料の収入済額は8,231万3,976円で前年比139万2,000円の増額です。

第 4 款県支出金、第 1 項県補助金の収入済額は200万円で前年比75万円の増額です。中原山梨簡易水道配水管布設替工事に伴う補助金です。

第 6 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金の収入済額は4,579万2,000円で前年比777万1,000 円の増額です。

第 7 款繰越金、第 1 項繰越金は1,830万7,340円で前年比147万2,000円の減額です。

7、8ページをご覧ください。

第8款諸収入、第3項雑収入は497万7,957円で前年比373万6,000円の減額です。消費税還付金が減少したことが主な要因です。

第9款村債、第1項特別地方債は1億3,880万円で前年比7,080万円の増額です。中原山梨、大笹、西窪、三原、大前、万座などの水道施設更新工事と災害復旧事業によるものです。

歳入合計3億413万9,273円で前年比7,075万5,000円の増額となっています。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

9、10ページをご覧ください。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費、支出済額2億4,087万123円、翌年度繰越額は2,277万5,000円で前年比1億1,581万1,000円の増額です。増額の主な要因といたしましては、簡易水道整備事業の工事費の増加によるものです。一般管理費の主なものとしましては、右側下方の10節施設修繕費631万5,925円、漏水修理や各種機器の修繕費用です。

11、12ページをご覧ください。

12節公営企業会計移行事務委託料371万8,000円、水道台帳デジタル化業務委託料680万9,000円、15節管理用材料費306万1,118円、修理に使う継ぎ手などの材料費です。下のほうの簡易水道整備事業、14節簡易水道施設工事費1億2,282万1,000円、中原山梨、大笹、西窪、三原、大前、万座などの配水管工事費です。簡易水道整備事業（明許）、14節簡易水道施設工事費1,157万2,000円、砂井、バラギなどの工事費です。簡易水道整備事業事故繰越、14節簡易水道施設工事費4,496万8,000円、万座ポンプ井更新工事です。

13、14ページをご覧ください。

第2款災害復旧費、第1項衛生施設災害復旧費、支出済額471万9,000円で前年比3,198万8,000円の減額です。

第3款公債費、第1項公債費は、5,650万3,105円で319万2,000円の増額です。

歳出総額3億209万2,228円で前年比8,701万5,000円の増額です。翌年度繰越額は2,277万5,000円です。

最後に、15ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

1、歳入総額3億413万9,273円、2、歳出総額3億209万2,228円、3、歳入歳出差引額204万7,045円、繰越明許費202万9,000円、実質収支額は1万8,045円です。

以上で、簡易水道事業特別会計の決算説明を終わらせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） 認定第6号 上水道事業会計決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、認定第6号 令和3年度孺恋村上水道事業決算報告書について説明させていただきます。

初めに、上水道事業の概要ですが、決算書の12ページをご覧ください。

1、概況、（1）総括事項、①事業です。主な部分を読ませていただきます。

令和3年度の業務量は、年間配水量146万3,507立米、1日最大配水量は5,789立米（8月14日）です。1日平均配水量は4,009立米となりました。有収水量は57万8,860立米で、有収率は39.6%です。年間配水量は前年度から9万1,661立米、率にして5.9%減少いたしました。その一方で、有収水量は前年度より4万3,205立米、率にして8.1%増加したため、有収率は5.2ポイント上昇いたしました。観光業や別荘地の使用料の増加や漏水修理などにより改善したと考えています。

工事関係では、県道大笹・北軽井沢線内において延長275.8メートル、プリンスランド地内では延長40.6メートルの配水管布設替工事を実施いたしました。

1ページをご覧ください。

対前年比較は、決算認定参考資料の主な増減内容一覧表により読み上げさせていただきます。

収益的収入及び支出ですが、収入の部、第1款水道事業収益は、決算額1億7,931万9,552円です。内訳は、第1項営業収益が1億7,998万2,461円、第2項営業外収益は833万7,091円です。前年度比では、第1款水道事業収益は560万7,000円の増額となりました。この要因は給水収益の増加によるものです。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用の決算額は1億3,853万8,060円です。内訳は、第1項営業費用1億2,574万320円、第2項営業外費用1,258万664円、第3項特別損失21万7,076円です。前年比では、第1款事業費用が1,806万円の増額となりました。これは、量水器の定期交換、路面復旧費の増加が主な原因です。

次に、2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出です。

収入の部、第1款資本的収入は決算額ゼロ円です。芦生田地区道路改良工事の負担金収入を計上いたしましたが、繰越工事となったため、決算額はゼロ円となりました。

次に、支出ですが、第1款資本的支出の決算額は1億350万9,596円と前年比2,591万

6,000円の減額です。内訳としまして、第1項建設改良費は6,917万9,150円で、主に老朽化した配水管の布設替工事費用です。第2項企業債償還金は3,433万446円です。また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億350万9,596円は、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額517万5,650円と、過年度損益留保資金9,833万3,946円で補填いたしました。

続きまして、3ページの損益計算書をご覧ください。

営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は3,387万9,705円です。

続きまして、3、営業外収益から4、営業外費用を差し引いた額は117万2,799円で、当年度経常利益は3,505万2,504円、特別損失としてマイナス19万7,366円を加え、当年度純利益3,485万5,138円と前年度繰越利益剰余金7億7,838万8,001円を合わせて、当年度未処分利益剰余金は8億1,324万3,139円です。

次に、4ページの剰余金計算書をご覧ください。

まず、資本剰余金の部ですが、一番下の段、左から4番目の当年度末資本剰余金合計は351万718円です。

次に、利益剰余金の部ですが、一番上の段の右から2番目、前年度末残高の利益剰余金合計7億8,038万8,001円に、中ほどの右から2番目、当年度変動額3,485万5,138円を加えた当年度末の利益剰余金合計は8億1,524万3,139円です。

次に、6ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1、固定資産、(1)有形固定資産合計が13億7,442万8,315円、(2)無形固定資産1,475万9,549円を加え、固定資産合計は13億8,918万7,864円です。

固定資産の明細が15ページにありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、2、流動資産ですが、合計5億8,620万6,588円です。資産合計19億7,539万4,452円です。

次に、負債の部ですが、4、固定負債、(1)企業債2億4,491万7,077円です。

次に、7ページ、5、流動負債合計は4,139万3,702円、6、繰延収益合計は1億7,214万6,410円です。負債合計額は4億5,845万7,189円です。

資本の部は、8、剰余金、(1)資本剰余金、ロ、受贈財産評価額351万718円、(2)利益剰余金、イ、減債積立金200万円、ニ、当年度未処分利益剰余金8億1,324万3,139円です。資本合計15億1,693万7,263円、負債資本合計は19億7,539万4,452円です。

また、8ページ以降のキャッシュ・フロー計算書、収益費用明細、事業報告につきましては、後ほどご確認いただきたいと思います。

以上で、孺恋村上水道事業会計の決算説明を終わらせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） 認定第7号 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、認定第7号 令和3年度孺恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書について説明させていただきます。

初めに、公共下水道事業の概要ですが、決算認定参考資料12-3ページ、（1）事業概要をご覧ください。

平成2年に認可を得て、特定環境保全公共下水道事業が開始され、全体事業の整備率は100%となっています。また、平成7年に供用を開始して以来26年が経過し、経年劣化の進行により、処理施設機器の交換時期を迎えています。

令和3年度は、交付金事業により下水道処理施設の耐震実施設計、住宅新築などによる新規の柵設置工事、経年劣化による処理施設の機器やマンホールポンプの修繕、稼働頻度の高いマンホールポンプを中心に、清掃点検や管渠調査を実施いたしました。

下から2行目の料金収入面では、節水意識の向上と節水機器の普及により、使用水量は減少傾向が続いています。前年度実施した料金徴収方法の変更による影響と併せ、料金収入は大幅に減少いたしました。

続きまして、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書5、6ページの歳入をご覧ください。

また、対前年比較は、決算認定参考資料の主な増減内容一覧表により読み上げさせていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金収入の収入済額は30万円、前年比30万円の減額です。住宅新築等による公共柵の新築に伴う分担金です。

第2款の使用料及び手数料の収入済額は6,698万9,316円、前年比1,927万3,000円の減額です。料金収入の料金徴収方法の変更により、令和2年度は徴収月数が一時的に増加したため、徴収額が減少いたしました。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金の収入済額は1,200万円で、前年比2億6,251万4,000円の減額です。災害復旧事業補助金の減額です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金の収入済額は2億1,190万円です。

第7款繰越金、第1項繰越金の収入済額は884万1,931円です。

第8款諸収入、第2項雑入の収入済額は4万300円です。前年比187万6,000円の減額です。

消費税の還付金が減少いたしました。

7、8ページをご覧ください。

第9款村債の収入済額は2,150万円で、前年比4,050万円の減額です。災害復旧事業による起債が減少いたしました。

歳入合計3億2,157万1,547円で、前年比3億1,657万6,000円の減額でございます。

次に、歳出について説明させていただきます。

9、10ページをご覧ください。

第1款下水道費、第1項業務管理費の支出済額は4,840万9,059円で前年比15万9,000円の増額です。業務管理費の主なものとしましては、第2目管渠管理費、右側下方の10節電気料454万677円、マンホールポンプの電気料です。

11、12ページをご覧ください。

右側上方の12節マンホールポンプ点検・管渠調査委託料386万1,000円、第3目処理場管理費、10節電気料442万591円、12節処理場維持管理業務委託料1,122万円、汚泥処分委託料348万8,364円などがございます。

中ほどの第2項下水道事業費の支出済額は3,433万7,576円で前年比1,334万3,000円の増額です。増額の要因は委託費の増加でございます。主なものとしましては、12節公共下水道ストックマネジメント他実施設計業務委託料2,352万6,000円、繰越明許の委託料1,000万円でございます。

第3款公債費、第1項公債費、支出済額2億3,097万5,154円で、前年比799万4,000円の減額でございます。

13、14ページをご覧ください。

歳出合計3億1,382万1,789円と前年比3億1,548万3,000円の減額です。

15ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額3億2,157万1,547円、2、歳出総額3億1,382万1,789円、歳入歳出差引額及び5、実質収支額は774万9,758円です。

以上で、公共下水道事業特別会計の決算説明を終わらせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） 認定第8号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 引き続き、認定第8号 令和3年度嬭恋村農業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算書について説明させていただきます。

初めに、農業集落排水事業の概要ですが、決算認定参考資料12-6ページ、(1)事業概要をご覧ください。

平成4年から農業集落において、し尿や生活雑排水などの処理を目的に施設整備を進め、平成7年には田代地区で一部供用開始となりました。その後、平成9年の田代地区、平成14年の干俣地区、平成18年の門貝地区に続き、平成21年に半出来地区において、全域供用開始となりました。

2行飛ばしまして、今後、施設の老朽化に伴う維持補修費用の増加が見込まれますが、点検等による補修箇所の把握に努め、経費の抑制を念頭に更新や補修を行い、適正な維持管理に努めます。

集合処理区域外の地区においては、浄化槽市町村整備推進事業により、高度処理型個別合併処理浄化槽10基の設置を行いました。

料金収入面では、節水意識の向上と節水機器の普及により、使用水量は減少傾向が続いています。前年度実施した料金徴収方法の変更による影響と併せ、料金収入は大幅に減少いたしました。

続きまして、農業集落排水事業決算書の5、6ページをご覧ください。

また、対前年度比較は、決算認定参考資料の主な増減内容一覧表により読み上げさせていただきます。

歳入の第1款分担金及び負担金、第1項分担金の収入済額は155万1,200円です。前年比74万9,000円の減額です。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料の収入済額は6,538万2,044円です。前年比1,348万5,000円の減額です。料金徴収方法の変更により、令和2年度は徴収月数が一時的に増加したため、徴収額が減少いたしました。

第3款国庫支出金の収入済額は472万5,000円で前年比22万5,000円の減額です。浄化槽整備事業の補助金です。

第4款県支出金の収入済額は99万円で前年比3万円の増額です。同じく浄化槽整備事業に係る補助金です。

7、8ページをご覧ください。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金の収入済額は1億970万円で前年比1,245万円の増額です。

第7款繰越金、第1項繰越金の収入済額は743万434円です。

第8款諸収入、第2項雑入の収入済額は8万5,600円です。前年比81万4,000円の減額です。消費税の還付金が減少いたしました。

第9款村債、第1項村債の収入済額は1,340万円で前年比1,060万円の増額です。公営企業会計適用債が増加いたしました。

歳入総額2億326万4,278円で対前年比596万7,000円の増額でございます。

次に、歳出ですが、9、10ページをご覧ください。

第1款農業集落排水事業費、第1項業務管理費の支出済額は4,923万8,438円で前年比186万5,000円の増額です。業務管理費の主なものとしましては、第2目の管渠管理費、右側下方の12節マンホールポンプ点検・管渠調査委託料426万6,000円。

11、12ページをご覧ください。

右側上方の10節電気料843万4,247円、施設修繕費231万8,580円、12節処理場維持管理業務委託料880万円、汚泥処分委託料278万206円などがございます。

第2項農業集落排水事業費は支出済額5,141万2,684円で前年比1,088万2,000円の増額です。増額の主な要因は、公営企業会計移行に伴う委託費の増加でございます。主なものとしましては、第1目農業集落排水事業費、12節農業集落排水台帳整備業務委託費1,647万8,000円、公営企業会計移行準備事務の委託費です。第2目個別排水整備事業費、第10節施設修繕費207万4,800円、浄化槽の修繕費用でございます。11節汚泥引抜清掃料1,081万206円、12節浄化槽保守管理委託料1,056万7,120円、14節浄化槽設置工事費1,032万9,000円などがございます。

第2款公債費、第1項公債費の支出済額は9,552万9,484円で、前年比470万3,000円の減額です。

13、14ページをご覧ください。

第4款災害復旧費、第1項災害復旧費につきましては、499万4,000円繰越しいたしました。これは、鹿沢地区女ヶ淵沢砂防工事関連の配管布設替工事です。

歳出合計1億9,618万606円で前年比631万3,000円の増額です。翌年度繰越額は499万4,000円です。

最後に、15ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

1、歳入総額2億326万4,278円、2、歳出総額1億9,618万606円、3、歳入歳出差引額及び実質収支額は、ともに708万3,672円でございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計の決算説明を終わらせていただきます。

○議長（土屋幸雄君）　ここで、宮崎代表監査委員から、令和3年度決算審査の意見を求めます。

宮崎代表監査委員さん、登壇願います。

〔監査委員 宮崎判次君登壇〕

○監査委員（宮崎判次君）　宮崎です。監査関連の意見を述べさせていただきます。

最初に、審査の結果から申し上げます。

令和3年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びにそれぞれの附属書類を審査した結果、次のとおりである。

1、決算の計数は、関係帳票、証拠書類及び指定金融機関の収入支出の各計数と合致し、正確であることが認められた。

2として、予算の執行は、議決の趣旨に沿い、おおむね適正かつ効率的に行われたものと認められた。

3、収入支出の事務は、関係法規に準拠し、おおむね適正に処理されているものと認められた。

4、財産の取得管理及び処分は、おおむね適正になされているものと認められた。基金運用の状況です。

1として、基金の運用は適切に行われている。

2として、収支の計算、帳票整理は、おおむね適正に行われている。

3、公営企業会計、決算諸表は、経営成績及び財政状況を適正に表示し、その計数は正確である。事業の運営に当たっては、おおむね適正であると認められた。

意見として、一般会計について、その総括、令和3年度の実質収支に関する調書による収入総額92億4,090万7,000円で、歳出総額が86億1,243万円、歳入歳出差引額が6億2,847万7,000円であり、繰越明許額3億3,361万4,000円、事故繰越額520万円、実質収支額2億8,966万3,000円となっている。経常収支率は85.7%となり、目標的には70%以下を目指している以上、かなり改善の必要があると。また、財政力指数の0.44は前年と同じで、今後も財政面の強化を図る以外にない。

2として、歳入です。

令和3年度の一般会計の歳入は92億4,090万円で前年対比8億6,752万円の減となっている。収入済額の主な款項で見ると、歳入である国庫支出金が7億7,317万円減と前年対比

28%減で大きく影響している。それに繰入金の1億8,193万円の減額で影響している。歳入全体では、増加としては地方交付税が3億9,170万円増加で大きく、また、村税の内訳では、前年対比、村税が1億1,264万円の増加で、固定資産税は8,088万円の減額で、入湯税は659万円増加し影響した。新型コロナウイルスの関連で、地方特別交付金で8,677万円の増があったと。

意見として、財政運営の厳しい中、実質公債費比率は目標であった15%を10年連続下回り9.8%の実績、昨年度よりも0.5%悪化はしているが、返済額の増加によるものが大きい。許容範囲内であり、努力の姿が見られるが、増加傾向にあるので注意の上、これからも県下の実質公債費比率の低い町村に近づける努力が欲しい。

なお、今後、住民サービスを停滞することなく、住民の理解を得ながら、一層の行財政改革を進める必要がある。

村税の主とする一般会計の収入未済額は6,917万円から2,930万円と57%減少し、大きく改善しているが、さらなる継続・推進が欲しいと。今後は財政改革を急ぐだけでなく、新型コロナウイルス等の影響で村内の落ち込んだ経済対策を将来に向かって努力も必要と考える。特に雇用の拡大や地価を上げる施策の積極的な推進が望まれる。固定資産税については8,088万円の減少となっているが、近隣自治体等を参考に、税収増加を図る努力が欲しい。

続いて、歳出です。

歳出の総額は86億1,243万円で、前年対比10%減少の10億4,725万円減となった。支出済額を主に歳出款項で見ると、減額の大きなものは総務費50.99%減、商工費28.25%減、農林水産費は19.98%減、議会費が15.07%減、消防費が10.88%減、教育費10.34%減、災害復旧費8.8%減で、増加したものは土木費が27.57%増、民生費が24.94%増、衛生費が19.33%増、公債費2.5%増であった。

ふるさと納税制度は臨時的な事業のため、用途は十分検討して使う必要がある。

歳出の意見ですが、令和3年度歳出では、新型コロナウイルスに関連する事業で、影響が大きく金額に表れていると。今後もしばらく続く大きな課題であり、しっかり取り組んでほしい。

総合計画の推進においても大きな転換期と判断する。また、行財政改革に取り組んでいる努力の姿が見えるが、村内外から意見を聞き、知識として蓄え、改善すべきは改善をし、実行に移すことが重要と思われる。

4として、基金に関する調書、基金の総計的に5,927万円増加して、46億円台で設置目的

に従って運用されており、適正に管理されている。今後も資金運用面で、今まで以上に研究し、利潤を図るべき、考慮すべきと思われる。

以上で、あとは費用別と特別会計の細かいことは書いてありますので、後でご覧になってください。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ただいまの審査意見に対し、質疑がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、審査意見に対する質疑を終了いたします。

次に、本案について総括質疑を行います。

通告により、伊藤議員の総括質疑を許可します。

その場で。

○9番（伊藤洋子君） それでは、令和3年度決算の総括質疑を行います。

すみません、最初に通告で出しました7行目のところ、ちょっと文章が重複していたので、消していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

令和3年度予算の大前提は、持続可能な地域社会を目指してとし、3つの柱、1、健やかな成長を支える子育て・高齢社会対策の推進、2、防災・減災対策の充実・強化、3、持続可能な地域社会づくりを立てています。そして、そこにコロナ対策予算をプラスとしています。

私は、莫大な予算を組む鎌原観音堂周辺整備を柱に挙げなかったことに愕然としたと討論で述べていましたが、その点については、後日行われる村創生特別委員会で、いろいろ深めることとします。

私は例年、決算審議は予算に応じて、いろいろ議会が決定した予算の評価・反省を行って、後年度に生かすために行うものと討論をさせていただいております。村長がその場で答弁したことを、またきちんと求めていくようにしておきたいと思っております。

それで、質問に移りますけれども、1番、先ほど3つと、それから、コロナ予算ということで目標を挙げたことについて、予算審議時の意見交換を振り返って質問をさせていただきます。

1年間の事業全てにとということは、とても無理なことですが、村長が予算編成時、特にこの3つの項目と4点目のコロナ対応について、そのときに思ったのを、強く思った点

について評価して、今後どうやって生かすかなど、3つの柱について、1事業でもいいですから挙げて、説明をお願いいたします。

2つ目の質問として、予算書には、持続可能な地域社会を目指してを大前提とし、SDGsのシンボル図が示されていました。この取組は世界的規模で取り組まれており、私もすばらしい取組と考えています。決算書による数字だけではなく、この取組を全庁で組織的にどのように取り組んできたのか。掲げている「5つのゼロ」宣言の進捗状況などを併せて説明をお願いいたします。

3番目として、コロナ対策について伺います。

予算編成時に、コロナ対策として第一に挙げたのがワクチン接種でした。私は、予防策として、PCR検査や抗原検査キットの配布などを要望しました。おかげさまで、担当課の事業によりワクチン接種は順調に進みましたが、感染は第7波と言われるように広がり、群馬県、吾妻郡内、そして嬭恋村でも感染は広がりました。教育・保育・医療現場などで働く方々は、感染への不安は大きかったと思います。

今後、予防策に取り組む考えがあるのかどうかお答えください。全ての職種が無理ならば、例えば職場ごと、それから年齢を限定したりとか、そういう積極的に取り組むだけでも一歩前進ではないかと考えますので、よろしくをお願いいたします。

また、コロナ感染による各種行事、事業の取りやめにより、伝統的な行事も実施されなかったりし、村民、村内に沈痛な感じが広がっています。このような状況を鑑みて、事業や行事の規模、感染対策、その他関連する対策をしっかりと行い、少しずつ再開することも必要ではないかと考えます。

ご存じのように、志賀高原ヒルクライムや榛名湖、それから、先日は中之条町の祭りなど取組が行われております。先日行った浅間山噴火240周年の法要を行ったのと同様に、ぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

4番目に、公共施設再編計画について。

嬭恋会館、役場の再編についての審議中に、議会がより議会の意見を取り上げてほしいという決議を上げて以来、役場についての提案が途絶えています。建設予定の年度が役場の場合、令和8年度と予定されているからと、急ぐ必要はありませんが、その後の経緯について、議会に報告があってもよろしいのではないのでしょうか。その点について1点と、公共施設再編計画の全体的な進捗状況について説明をお願いします。

役場については、村長が自分の会報で知らせてから、一部ですが、村民の中に役場の位置

について意見を述べる方もいます。村民の声を聞く方法など、考えていることがありましたら、併せて説明をしてください。

以上4点について、よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の総括質疑につきましてお答えをさせていただきます。

全体で4点ございました。

まず、第1点目でございますが、健やかな成長を支える予算で高齢社会対策の推進についてでございます。

令和3年度予算におきましても、平成28年度から行っております保育料・給食費の無料化、英語検定料補助などを継続して執行してまいりました。また、経済的支援だけではなく、子育てに関する相談体制の充実や、働く親世帯への支援として、預かり保育や学童保育につきましても柔軟に対応してまいりました。

高齢者に対しましては、高齢者の移動手段として、チョイソコつまごいの運行を開始しました。また、既存の温泉券やお出かけタクシー券も外出支援の一環として継続し、生き生きと活動できる場の提供を行っていきたいと考えております。

令和3年度はコロナの影響で、計画していた介護予防教室やミニデイサービスなどが実施できませんでしたが、今後はワクチン接種の推進とともに、感染対策をしっかりとしながら、各種事業を再開できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、第2点目でございます防災・減災対策の充実・強化についてお答えをさせていただきます。

まず、孺恋村橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、村道干俣中央線の本村橋をはじめ、橋梁補修工事を行いました。また、村民の生活道路について、安全に通行できるよう、パノラマライン等の村道補修及び改良工事に取り組みました。

災害対策事業は、干俣生活改善センター非常用電源設置や備蓄倉庫及び災害時に必要となる備蓄物資の購入を行いました。

消防施設整備事業につきましては、第4分団のポンプ自動車購入のほか、各分団の資機材の更新を行ったほか、第3分団及び第8分団の詰所の建設のため、用地の確保等を行いました。

各災害復旧事業は、主に令和元年の台風19号の災害復旧事業で、農林水産施設災害復旧費

として決算額3,567万円、公共土木施設災害復旧費は決算額2億9,751万円、文教施設災害復旧費は決算額181万円でした。

以上、防災・減災対策に最大限の取組を行いました。各事業の予算残額については翌年度に繰越しをしております。

次に、第3点目、持続可能な地域社会づくりについてお答えします。

先ほど1でも述べましたが、過疎卒業団体として、新過疎法により過疎地域持続的発展支援事業交付金の活用により、デマンドバス、チョイソコつまごいを10月より運行し、高齢者の外出を促進し、交通弱者の減少を目指した公共交通対策に取り組みました。

また、スマートシティ推進事業では、昨年引き続き財務省補助金の採択を受け、従来の防災スマートシティに観光向けの機能を追加した観光関係人口増加のための孺恋スマートシティを構築し、この取組が評価され、全国町村の部で優勝し、9月2日に内閣総理大臣より表彰を受けました。

農業の面では、農業用廃棄材の回収や残留農薬の分析、グリーンベルトの設置に支援をして、環境保全型農業を推進するとともに、野菜集出荷場の補修に対して補助金支援を行い、農業振興に取り組みました。

また、観光面では、人気スポットをスタンプラリーで巡る公式アプリ「つまっぷ」の制作やノベルティーの作成、新聞・雑誌への宣伝広告を行い、観光振興を支援するとともに、住宅改修助成や放置別荘解体費の補助金支援を行い、商工業活性化対策事業に取り組みました。

続きまして、SDGsと「5つのゼロ」宣言の取組についてにお答えをさせていただきます。

SDGsの推進は、事務事業評価結果でも重点化項目として位置づけ、各項目が多岐にわたるため、連携して事業を推進し、全庁横断的な取組を目指しております。

「5つのゼロ」宣言についてでございますが、台風19号の経験を教訓に、毎年10月12日を孺恋村防災の日と制定し、村民の防災意識の向上を図りながら、自然災害による死者ゼロを目標とし、災害に強い村づくりを目指してまいります。

また、千代田区とカーボンオフセット協定の締結により、村内で森林を整備して区内で発生する二酸化炭素と相殺する取組は、2050年脱炭素社会実現に向けた連携協定を締結し、温室効果ガス排出量のゼロに取り組んでおります。

エネルギーをめぐることは、温室効果ガス削減のほか、災害による停電リスクの対応として、群馬県で募集しておる自宅の屋根で発電する太陽光パネル、そして、発電した電気を夜間で

も有効に活用し、災害時にも役立つ蓄電池の共同購入を推進して、災害時の停電ゼロにも取り組んでいます。

プラスチックごみについては、令和2年7月のレジ袋の有料化に伴い、オリジナルエコバッグを作成し、全世帯に配布して、使い捨てプラスチック製品の使用削減に取り組んでいます。

また、食品ロスの削減につきましては、長野県で実施されております宴会における3010運動でございますが、の周知取組を考えておりましたが、コロナ禍の中で進んでおらず、実施に至っておりません。今後は、群馬県、事業者や村民の皆様と連携を密にし、「つまごい5つのゼロ」宣言のさらなる実現に向け、全力で取り組んでいきたいと考えます。

次に、コロナ対策についてでございますが、令和3年度の感染対策の一環として、保育園、幼稚園、小学校、中学校の子供たちに不織布のマスクを配布いたしました。また、学校等でクラスターが心配された場合は、PCR検査を公費負担で実施したところでございます。加えて、各教育施設には抗原検査キットの配布も行いました。

令和4年度につきましては、東部こども園、西部幼稚園、にこにこ広場等、ワクチン接種の対象とならない子供たちが利用する施設を中心に、抗菌コートを実施しております。また、抗原検査キットも昨年同様、各教育施設に配布をしたところでございます。

高齢者の入居施設においては、施設職員を対象とした抗原検査事業を群馬県が実施しており、9月から週1回、抗原検査が実施できるようになっております。

重症化リスクの少ない有症状者に対して、群馬県では抗原検査キットを配布しています。このように、今後も群馬県の事業等と連携しながら、感染対策を実施していきたいと考えております。

各種行事の再開の件でございますが、議員のご指摘のとおり、感染対策をしっかりと行い、できることから始めていくことが望ましいと考えております。

最後に、公共施設の再編計画についてでございますが、計画の名称は、公共施設再編計画ではなく、正しくは、公共施設等総合管理計画における公共施設個別施設計画になります。個別施設計画については、施設内の維持管理及び更新等を推進し、安全確保のための管理や長寿命化、財政負担の軽減・平準化を達成するために策定しているものでございます。

個別施設計画の進捗状況については、令和3年度においては田代ゲートボール場の屋根の改修、令和3年、4年度で第2分団、第8分団の詰所の建て替えを実施しております。今年度は、嬭恋中学校の改修工事と郷土資料館の改修に着手しております。

今後の予定としては、第7分団の詰所の建て替えを令和5年、6年度に実施するため、今年度、設計費を予算化しておるところでございます。

おおむね、個別施設計画に沿って改修及び建て替えが実施されております。今後におきましては、令和7年、8年度において庁舎の建設工事が行われるよう、各課長を中心に新庁舎整備に係る調整会議を開催し、どのように進めていくかの検討を始めております。

また、青山地区の国有地は、令和5年度から国土交通省によって、ストックヤードの整備が始まる予定となっております。上信道婦恋バイパスの整備促進と併せまして、村としても活用計画を本格的に検討してまいりたいと考えております。

以上、総括質疑の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 以上で総括質疑を終了します。

お諮りします。本案の審議は中日12日に行うこととし、本日から11日まで議案調査にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は本日から11日まで議案調査といたします。

休憩いたします。

13時30分から再開します。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 零時48分

再開 午後 1時31分

○議長（土屋幸雄君） 再開いたします。

---

### ◎議案調査について

○議長（土屋幸雄君） お諮りいたします。日程第15、議案第44号から日程第22、議案第53号までの各議案については、本日は提案説明までさせていただき、全員協議会での詳細な説明の上、各議案の審議は中日12日に行うこととし、再開日まで議案調査にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第53号までの各議案は再開日まで議案調査といたします。

---

#### ◎日程の変更について

○議長（土屋幸雄君） お諮りします。日程第15から日程第19までは、いずれも令和4年度各補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第15から日程第19までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

---

#### ◎議案第44号～議案第48号の一括上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第15から日程第19までを一括協議といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第44号 令和4年度孺恋村一般会計補正予算（第7号）から議案第48号までの各特別会計補正予算について提出をさせていただきましたが、私のほうからは一般会計補正予算（第7号）の概要を説明させていただき、詳細及び各特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

まず、一般会計では、歳入歳出それぞれ4億8,108万1,000円を追加し、歳入歳出総額84億4,540万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国・県支出金が3,825万3,000円の増額、繰越金については、令和

3年度決算が確定したことにより、2億8,966万3,000円を計上しました。

村債につきましては、臨財債の減額もあり、2,141万3,000円の減額となっております。

また、財政調整基金からの繰入金につきましては、1億7,428万3,000円の増額となりました。

歳出につきましては、全体に係る部分で、電気料の高騰に伴う光熱費の増額補正をさせていただきます。

各款における補正につきましては、総務費においては、デジタル田園都市国家構想交付金のうちのテレワーク推進事業につきまして、第2回目でございますが、今回740万円、国のほうの交付金が決まりましたので、計上させていただきます。

また、地方財政特別法、地財法第7条に基づく積立てとして、財政調整基金積立金に1億4,966万4,000円を計上させていただきました。

民生費では、社会福祉協議会補助金を500万円増額させていただきます。

農林水産業費では、農地耕作条件改善事業において、2,600万円の増額とさせていただきます。

商工費では、孺恋村愛郷キャンペーン第5弾延長の経費として1,030万円を増額しております。

土木費においては、村道維持管理事業に2,000万3,000円を増額させていただきます。

教育費では、給食センター運営事業において、840万2,000円を増額しております。また、中学校管理事業として、孺恋中学校体育館の屋根改修工事について、825万円を増額しております。

その他、社会教育振興事業として、文化会館建設基金への積立金1億4,000万円を計上しております。

災害復旧費としては、7月31日の降雨及び8月4日の降雨によりまして、豪雨災害復旧費用として、農林水産施設、公共土木施設、合わせて7,240万円を計上させていただきます。

以上が令和4年度孺恋村一般会計補正予算（第7号）の主な内容となっております。大変雑駁ではありますが、補正予算の提案説明とさせていただきます。

なお、一般会計をはじめ各会計補正予算の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、慎重になるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ます。

○議長（土屋幸雄君） 議案第44号から議案第48号まで、順次詳細説明を求めます。

議案第44号 令和4年度孺恋村一般会計補正予算（第7号）について、総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） それでは、議案第44号 令和4年度孺恋村一般会計補正予算（第7号）の詳細説明をさせていただきます。

9ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳入の主なものですが、15款国庫支出金、2項、説明欄ですが、地方創生テレワーク交付金として370万円、16款県支出金、2項、説明欄ですが、はばたけ「ぐんま担い手」支援事業補助金439万9,000円、農地耕作条件改善事業補助金1,760万円、愛郷ぐんま連携地域限定クーポン券等付与事業補助金1,030万円です。

続きまして、9ページをお願いいたします。

19款繰入金、1項、説明欄ですが、財政調整基金の繰入金1億7,333万3,000円。

続きまして、20款の繰越金、説明欄で、前年度繰越金2億8,966万3,000円。

10ページをご覧ください。

22款村債、1項臨時財政対策債、これがマイナスの2,491万3,000円です。次に、過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）350万円の増額であります。

次に、歳出ですが、11ページをご覧いただきたいと思います。

2款総務費、1項8目の財政調整基金費、説明欄ですが、財政調整基金の積立金1億4,966万4,000円。

次に、12ページをご覧ください。

3款の民生費、1項1目の社会福祉総務費ですが、説明欄ですが、社会福祉協議会の補助金、こちらは電気代、光熱費等の増額に伴う補助金で500万円の増額です。

次に、14ページをご覧ください。

14ページ、6款の農林水産業費、1項3目農業振興費、説明欄で、はばたけ「ぐんま担い手」支援事業439万9,000円。

続きまして、15ページをご覧ください。

説明欄で、農地耕作条件改善事業2,600万円、こちらは、湯尻川と干俣地区の排水路の整備工事になります。

続きまして、16ページをご覧ください。

7款商工費、1項3目の観光費ですけれども、説明欄で、愛郷ぐんま連携地域限定クーポン券等付与事業（第5弾）ということで、これが9月30日まで延長されるということに伴いまして、1,030万円の増額であります。

次に、8款土木費、2項1目の道路維持費ですけれども、村道維持管理事業で2,000万3,000円です。

続きまして、18ページをご覧いただきたいと思います。

10款教育費、3項の1目学校管理費ですけれども、中学校管理事業として825万円、こちらは婦中の体育館の屋根の改修工事の追加分になります。

続きまして、19ページをご覧いただきたいと思います。

5項の1目社会教育総務費、説明欄で、文化会館の建設基金の積立金1億4,000万円の増額です。

次に、20ページをご覧ください。

11款災害復旧費、1項1目農地災害復旧費、説明欄で、農地災害復旧事業として1,240万円、それから、2項の2目河川災害復旧費、説明欄で、河川災害復旧事業6,000万円、こちらはどちらも、7月31日と、それから8月4日の豪雨に伴います災害の復旧工事になります。

以上、簡単ですけれども、詳細説明に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋幸雄君） 議案第45号 令和4年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） 議案第45号 令和4年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

介護事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,511万8,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,795万4,000円とするものです。

5ページをご覧ください。

歳入ですけれども、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目事業費補助金40万円の増額となっております。説明欄をご覧いただきたいと思いますが、ウィズコロナ下での介護予防推進支援事業補助金となっております。

第9款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額1,471万8,000円の増、令和3年度からの繰入金となります。

6 ページをご覧ください。

歳出ですが、第1款総務費につきましては、項目の入替えとなっております。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金、補正額1,471万8,000円、令和3年度の介護給付費等が確定されたことにより、国庫負担金等の返還金が生じたためのものです。

第8款諸支出金、第2項繰出金、第1目一般会計繰出金、補正額40万円の増、先ほど歳入のところでも説明させていただきましたけれども、ウィズコロナ下での介護予防推進支援事業補助金を一般会計へ繰り出すものです。

歳出補正額は、合計で1,511万8,000円となります。

簡単ではございますが、令和4年度孺恋村介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（土屋幸雄君） 議案第46号 令和4年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第46号 令和4年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,980万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,782万5,000円とするものでございます。

また、地方債の補正、第2条、地方債の変更は、3ページの第2表地方債補正により、限度額を1億2,140万円とするものでございます。

6 ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第9款村債、第1項特別地方債、第1目衛生費、第1節簡易水道事業債1,980万円の増額ですが、起債対象事業の工事費増額によるものでございます。

7 ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費、第14節工事費1,980万円の増額です。大平簡易水道配水管布設替工事で、畑に布設してある水道管の土かぶりが浅く、耕作による漏水事故の危険がある箇所が判明したため、緊急に工事を行いたく、補正予算に計上させていただきました。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋幸雄君） 議案第47号 令和4年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第47号 令和4年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,951万7,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

歳入について説明をさせていただきます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金330万円の増額でございますが、歳出の増額による計上をさせていただきました。

6ページをご覧ください。

歳出について説明をさせていただきます。

第1款下水道費、第1項業務管理費、第2目管渠管理費、第10節電気料30万円及び第3目処理場管理費、第10節電気料100万円の増額ですが、電気料の高騰による不足分の増額でございます。

第2款災害復旧費、第1項災害復旧費、第1目災害復旧費、第14節災害復旧工事費200万円の増額ですが、孺恋橋上流側にある下水道水管橋の下部護岸が侵食を受け、水管橋の安全性が懸念されるため、事前に孺恋橋への下水架設配管設置費用を計上させていただきました。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋幸雄君） 議案第48号 令和4年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第48号 令和4年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,912万2,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金160万円の増額です。電気料高騰による増額でございます。

6ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款農業集落排水事業費、第1項業務管理費、第2目管渠管理費、第10節電気料20万円及び第3目処理場管理費、第10節電気料140万円の増額ですが、電気料の高騰による不足分の増額でございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第20、議案第49号 孺恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第49号 孺恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

国家公務員に準じて非常勤職員の育児休業の取得要件を定めるため、孺恋村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第21、議案第50号 孺恋村文化財保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第50号 嬭恋村文化財保護条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

群馬県文化財保護課より、文化財保存活用地域計画に併せまして、文化財調査委員会を文化財保護審議会へ名称変更するよう指導があったため、条例の一部を改正し、嬭恋村文化財調査委員会を嬭恋村文化財保護審議会へ改名するものでございます。

慎重なるご審議を賜りまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎議案第51号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第22、議案第51号 嬭恋村辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第51号 辺地総合整備計画の変更について、提案理由を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づきまして、大平辺地について計画変更するものでございます。

変更の内容につきましては、今年度予定しております広川原地区17号線、柏木塚地区2号線及び柏木塚地区3号線の3路線の村道整備を追加するものでございます。

この辺地計画を策定することにより、事業実施の財源として、辺地対策事業債で借入れを行うことができます。辺地対策事業債につきましては、償還時に元利償還金の80%を交付税で措置されるものでありますので、非常に有利な交付税でございますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎議案第52号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第23、議案第52号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第52号 工事請負契約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎議案第53号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第24、議案第53号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、上坂建司君の退場を求めます。

〔4番 上坂建司君退場〕

○議長（土屋幸雄君） 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第53号 工事請負契約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 上坂建司君の入場をお願いします。

〔4番 上坂建司君入場〕

---

◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（土屋幸雄君） 日程第25、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

---

◎議員派遣の件について

○議長（土屋幸雄君） 日程第26、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りいたします。決定された議員派遣について、変更が生じた場合は、本職に一任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣につきましては、変更が生じた場合は本職に一任することに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、11日まで休会したいと思います。これにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、明日から11日まで休会することに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございます。

散会 午後 2時01分

令和 4 年 第 7 回 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 令和4年第7回嬭恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和4年9月12日(月)午前10時02分開議

- |       |        |                                  |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 令和3年度嬭恋村一般会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 令和3年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 令和3年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 令和3年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 令和3年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 令和3年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について          |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 令和3年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 令和3年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第44号 | 令和4年度嬭恋村一般会計補正予算(第7号)            |
| 日程第10 | 議案第45号 | 令和4年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第1号)        |
| 日程第11 | 議案第46号 | 令和4年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)      |
| 日程第12 | 議案第47号 | 令和4年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)     |
| 日程第13 | 議案第48号 | 令和4年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)    |
| 日程第14 | 議案第49号 | 嬭恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について       |
| 日程第15 | 議案第50号 | 嬭恋村文化財保護条例の一部改正について              |
| 日程第16 | 議案第51号 | 嬭恋村辺地総合整備計画の変更について               |
| 日程第17 | 議案第52号 | 工事請負契約の変更について                    |
| 日程第18 | 議案第53号 | 工事請負契約の変更について                    |
| 日程第19 | 議案第54号 | 業務委託契約の締結について                    |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 黒岩敏行君  | 2番  | 土屋圭吾君 |
| 3番  | 石野時久君  | 4番  | 上坂建司君 |
| 5番  | 佐藤鈴江君  | 6番  | 土屋幸雄君 |
| 7番  | 松本幸君   | 8番  | 黒岩忠雄君 |
| 9番  | 伊藤洋子君  | 10番 | 大久保守君 |
| 11番 | 羽生田宗俊君 | 12番 | 大野克美君 |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|               |        |                  |        |
|---------------|--------|------------------|--------|
| 村長            | 熊川栄君   | 教育長              | 地田功一君  |
| 総務課長          | 佐藤幸光君  | 会計管理者兼<br>税務会計課長 | 望月浩二君  |
| 未来創造課長        | 熊川明弘君  | 交流推進課長           | 宮崎貴君   |
| 住民課長          | 宮崎由美子君 | 健康福祉課長           | 熊川真津美君 |
| 建設課長          | 滝沢勇司君  | 農林振興課長           | 横沢貴博君  |
| 上下水道課長        | 宮崎忠君   | 観光商工課長           | 黒岩建五郎君 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 目黒康子君  |                  |        |

---

事務局職員出席者

議会事務局長 土屋和久 書記 横沢右京

開議 午前10時02分

◎開議の宣告

- 議長（土屋幸雄君） ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年第7回嬭恋村議会定例会を再開いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。
- 

◎認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決

- 議長（土屋幸雄君） 日程第1から日程第8まで、令和3年度各会計歳入歳出決算認定について一括議題とし、これより審議をいたします。

本案については、本定例会第1日に既に当局の説明が終わり、それぞれ議案の審査を願っておりましたので、ただいまから質疑を行います。

議事整理の都合により、質疑は一般会計歳入歳出決算認定から順次行います。

討論は最後に一括で行うことといたします。

最初に、認定第1号 一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第3号 介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第4号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第5号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第6号 上水道事業会計決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第7号 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第8号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

次に、各会計決算認定について、一括で討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） それでは、今回の決算審議についての討論を行います。

私は、決算書の一般会計に反対、そのほかの会計に賛成の立場で討論します。

まず初めは、決算審議に対する村長の姿勢について意見を述べさせていただきます。

毎回の年度に、決算審議時、予算に基づいた行政効果や経済効果など評価し、次年度の予算編成や行政執行に活かすことなどを報告してほしいと求めているところですが、そのような報告には、今回も残念ながらありませんでした。今回の決算書の報告も、数値的な報告はありましたが、予算編成時に明記されたことに対する説明は、ほとんどなかったように考えております。

総括質疑でその点を質問したところ、行政評価の報告はありましたが、次年度に向けての取組を提示したのはほんの少しです。事務事業評価表にも幾つか載っていましたが、議会のほうから指摘されたり、こういう提案をされたりしたものが多かったように思います。今後、決算審議のときには、先ほど述べたような決算審査の本来の意味に沿った説明を求めたいと思います。

一般会計において、反対の大きな理由は、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2億円余り交付されているんですけども、そのお金が行政全般に配分されておらなかったと思います。村民、中小業者など、新型コロナ感染による影響は、まだ受けている方が多いと見受けられます。そうしたところに、予算の範囲内できめ細かく支援すべきだったのではないのでしょうか。

例えば、最近の新聞にも、国からの物価高騰交付金を受けて、自治体で使える商品券の配布、物価高騰に対応する現金配布など、幅広く行き渡る施策が掲載されております。繰越金をコロナ感染症関連で逼迫する村民、中小業者に活用していただきたかったということが私の思いです。

国保会計では、今回の審議で、滞納者に対してきめ細かく対応することで資格証明書を発行していなかったこと、短期保険証の方々への対応も、病院に行けなくなる状況にならないようにしたことは、本当によかったと思います。今後も村民の命を守る取組をお願いするものです。また、広域化になっても国保税が引き上がることがないように、関係する組織との話し合いを密に行っていただきたいと考えます。

介護保険会計では、高齢化率、後期高齢者率が高まっているときですが、年を取っても安心して暮らせる孺恋村がモットーとなっているので、これをぜひ実現できるように取り組んでいただきたいと考えます。

後期高齢者医療特別会計では、保険料の据置きと報告があり、ほっとしたところです。引き続き、安心して医療が受けられる制度を求めます。

簡易水道会計、上水道事業会計は、暮らしに大事な水を提供するというところで、村民の命

に関わる大事な事業です。引き続き、安定供給できるように事業を進めていただきたいと思います。

公共下水道事業、農業集落排水事業は、村民の暮らしと環境を守る大事な事業となります。いろいろな管理を委託しているところも留意しながら、事業を進めていただきたいと思います。

最後に、SDGsの取組を各課にわたり、村民と協働でできることなど、当局が積極的に進めていくことで、大前提である持続可能な地域社会づくりを行っていくことを求めます。

以上で私の討論を終わります。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

認定第1号 令和3年度孺恋村一般会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号 令和3年度孺恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号 令和3年度孺恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号 令和3年度孺恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号 令和3年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号 令和3年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号 令和3年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第8号 令和3年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

村長。

○村長（熊川 栄君） ありがとうございました。

---

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第9、議案第44号 令和4年度嬭恋村一般会計補正予算（第7号）  
についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 11ページの説明の中のキャベツリズム研究会事業業務委託料とありますけれども、これは、どのようなところにどう委託していて、やっぱり不足金が生じたからこういうふうになったのかというのをちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、キャベツリズム研究会が来月行われるイベントに対しまして、当初、一般財源で手当していたものにつきまして、介護保険の特別会計にて、高齢者の外出支援という形で事業を申請しましたところ、補助金の財源確保ができたものに対し、介護保険事業から繰り入れて、この事業に充当するものでございます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 同じページで、一番上の地区活動助成事業として、18、安心安全むらづくり推進交付金が100万円ありますけれども、これは各地区に交付される活動のものなのでしょうか。どのような助成になるのでしょうか。その点についてお願ひします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えします。

今年、つまごい祭りの花火大会等、中止になったということもありまして、これにつきましては、田代区のほうで花火大会を行うということで、村のほうから補助金を支出するもの

でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） そうすると、これは田代区に100万円の補助をやったということで、例えばどこかの区で、何か活性化するようなものとか何かやれば、申請して、どこの区でもこういう推進交付金というのは受けられるというか、そういうシステムになっているものなんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） これは、補助金の交付要綱にのっとって、基づいてやっておりますので、各地区で要望があれば、3分の1以下で上限100万円というようなことで、平等に実施はできるようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「そうしますと……」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 3回終了しましたんで、質疑。

〔「違う項目でしたらいいんでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 一般会計のあれで3回質問です。

〔「しかできないわけですか。ページが違って」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 一般会計だから。

ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ございませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先ほど質問では言えなかったのですがけれども、この一般会計補正予算、賛成しますけれども、先ほどのような、例えば地区活動にやるとか、そういうのをやっぱりもっと、地区の皆さんに広報というか、よく周知しているのと、例えば田代区で花火が行われるのも、薄々は知っているけれども、そういうふうなんで、何か広報して、せっかく村民の税金を使うものだから、やっていくようにしたほうがいいんじゃないかなという思いがありますので、今後こういったものは周知するというのと、その行事も広報するというか、そういったことに留意していただきたいという要望を添えておきます。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第10、議案第45号 令和4年度孺恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第11、議案第46号 令和4年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第12、議案第47号 令和4年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第13、議案第48号 令和4年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第14、議案第49号 婦恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 11ページになりますけれども、10条に育児短時間勤務というのが載っているんですけども、これは現在、正規職員の方も使えるようなシステムだと思うんですけども、これを非正規の方も利用しているのかどうかというのと、そのときの職員体制に配慮されて、人員をパートさんでも何でも増やして、周りの方に負担がかからないようにされているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 職員につきましては、同じ条文が既に適用になっております。言われるとおり対応はできるんですけども、利用申請のほうは、今のところはないというような状況になっております。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、この条例をつくるのには賛成ですけども、今ちょっと課長の答弁を聞いて思ったわけですけども、やはり条例ができて、これを使うことができないようでは、ないも同然のようになると思いますので、職員がいろいろな形で、例えば生理休暇でも、病休でも何でも欠ける場合の補充をしっかりと行って働ける職場にするように、今後やっていただきたいというのを思います。

先日も日本のジェンダー指数が示されましたけれども、かなり先進国の中でも遅れている

ので、こういったところ、条例をつくったらきちんと補充するなどして、体制づくりを進めることを要望して、賛成とします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第15、議案第50号 婦恋村文化財保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第16、議案第51号 婦恋村辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第17、議案第52号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第18、議案第53号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、上坂建司君の退場を求めます。

〔4番 上坂建司君退場〕

○議長（土屋幸雄君） 本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 1点お聞きしたいんですけども、孺中の吹奏楽部が、また今年も西関東へマーチングで出るんですけども、何か練習ができないというような話を聞くんですけども、どんな状態なのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 大久保議員のご質問にお答えいたします。

学校内においては、中でできないということで、校庭等を使ってということなんです、校庭のほうも制限がありますので、なかなかできないということは聞いています。その補充

というか代わりとして、草津町の総合体育館をお借りして何回か練習をしたりとか、あるいは、極端に広いわけではないんですが、他の体育館等を使って練習するというようなことで、校長のほうからは聞いております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保議員。

○10番（大久保 守君） じゃ、今、体育館は工事をしているんで、使っていないということではいいわけですかね。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） お答えいたします。

日常的には、体育館で行うバレーとかやっていますので、なかなか取れないんですが、その時間を土曜日とか、あるいは時間をずらしてということで、学校の体育館も使っているということでもあります。

○議長（土屋幸雄君） よろしいですか。

ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

上坂建司君の入場をお願いします。

〔4番 上坂建司君入場〕

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第19、議案第54号 業務委託契約の締結についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第54号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

慎重なるご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） 議案第54号の詳細を説明させていただきます。

業務委託契約の締結につきまして、委託名、新嬭恋会館建設工事基本・実施設計業務委託、契約金額、金8,954万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、814万円、委託場所、嬭恋村大字三原地内、契約の相手方、群馬県前橋市日吉町1丁目3番地の6、株式会社福島建築設計事務所代表取締役、萩原憲一。

次ページに、参考資料といたしまして添付いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（土屋幸雄君） 休憩します。

この後、全員協議会を行います。お願いします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時38分

○議長（土屋幸雄君） 再開いたします。

議案第54号 業務委託契約の締結について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先ほどの資料でお話しされた課題4のところは、具体的にこちら側から、どういうふうにと提案されたのでしょうか。例えば二酸化炭素削減とか、そういうのが載っているんですけども、太陽光パネルを屋根にやるのかとか、そうじゃなくて何か別な方法とか、何かいい提案がされたから採用されたと思うんですけども、その点はどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの伊藤議員のご質問につきまして、簡単ではございますが、説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、二酸化炭素削減ということにつきまして、地中熱の利用なども提案の中にはございました。また、太陽光パネルの関係につきましてもございましたし、あとは、照明関係などのランニングコストを抑えるということも提案されました。それから、ユニバーサルデザインということで、全ての部分での段差を解消し、車椅子利用等もすれ違える広めの通路の確保ですとか、バリアフリーについての関係につきましてとか説明がございましたので、よろしく願いいたします。

以上となります。

○議長（土屋幸雄君） 大久保議員。

○10番（大久保 守君） 1点、これ問題があるんで、答えられなかったら構わないんですけども、特定者と次点者の点数でつけていると思うんですけども、もし点数が公表できるんだったら、できなかつたらいいですけども。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの大久保議員のご質問につきまして、こちらではちょっと控えさせていただきたいと思いますが、点数につきましては、公表はできないんですが、お伝えはできますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎休会について

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、15日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、明日から15日まで休会することに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 本日は、これにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時44分

令和 4 年 第 7 回 定 例 村 議 会

( 第 3 号 )

## 令和4年第7回婦恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和4年9月16日(金)午前10時02分開議

日程第 1 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第 2 一般質問

日程第 3 閉会中の継続審査申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(11名)

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 黒岩敏行君 | 2番  | 土屋圭吾君  |
| 4番  | 上坂建司君 | 5番  | 佐藤鈴江君  |
| 6番  | 土屋幸雄君 | 7番  | 松本幸君   |
| 8番  | 黒岩忠雄君 | 9番  | 伊藤洋子君  |
| 10番 | 大久保守君 | 11番 | 羽生田宗俊君 |
| 12番 | 大野克美君 |     |        |

### 欠席議員(1名)

3番 石野時久君

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |        |                  |        |
|--------|--------|------------------|--------|
| 村長     | 熊川栄君   | 教育長              | 地田功一君  |
| 総務課長   | 佐藤幸光君  | 会計管理者兼<br>税務会計課長 | 望月浩二君  |
| 未来創造課長 | 熊川明弘君  | 交流推進課長           | 宮崎貴君   |
| 住民課長   | 宮崎由美子君 | 健康福祉課長           | 熊川真津美君 |
| 建設課長   | 滝沢勇司君  | 農林振興課長           | 横沢貴博君  |
| 上下水道課長 | 宮崎忠君   | 観光商工課長           | 黒岩建五郎君 |

教育委員会  
事務局長

目黒康子君

---

事務局職員出席者

議会事務局長

土屋和久

書

記

横沢右京

開議 午前10時02分

◎開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第7回嬭恋村議会定例会を再開いたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に、要望書1件を所管の委員会に付託し、審査を願っておりましたが、審査が終了いたしましたので、ただいまから委員長報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 羽生田宗俊君登壇〕

○産業建設常任委員長（羽生田宗俊君） 産業建設常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は9月12日、委員会を開催し、要望書1件の審査と各課からの報告を受けました。委員会には、委員6名と副議長、当局からは村長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

初めに、嬭恋村農業組合代表理事組合長、関喜吉氏より提出されました生産資材高騰対策にかかる緊急要請について審査を行いました。

要望の趣旨は、新型コロナウイルス感染症の影響、ウクライナ情勢の海外の不安定な政治状況により輸入価格が上がる中、農産物の育成に必要な肥料や資材が高騰を続けている。夏秋キャベツ日本一である嬭恋村のキャベツ生産に係るコストが1ケース当たり53.4円上昇

することが試算されている。食料安定供給と地域農業の維持・発展に向け、次の4項目について、国に対して要望していただきたいというものであります。

地方創生臨時交付金を拡充し、肥料価格高騰対策についても活用できるようにすること。

肥料価格高騰対策を、生産者の負担を増やさず長期安定的に行うこと。

肥料価格高騰対策として、異常補填金の積み増しによる財源確保を行うこと。

農畜産物の生産価格について、認識を国民に理解していただき、生産コストから販売価格が決まる制度を構築すること。

村長からは冒頭、村長と議長による連名により国・県に独自の陳情書を上げることを検討していると表明がありました。

また、農林課長から、国の肥料価格高騰対策について説明がありましたが、化学肥料の2割低減などに取り組む農家に肥料コスト増加分の7割を補填するというものであります。

委員会では、こんな非常事態に条件付の補填は理解し難い。50%でもいいから無条件で補填できないか。コスト増加分が販売価格に転嫁できないことが課題となっているとの意見が出されました。

これらの審議の結果、採択と決することに決しました。

そのほかに観光商工課から、嬭恋スキー場の今後の対策について、現在、委託契約は令和2年から令和5年12月までとなっており、今後はパルコールに譲渡し、運営をしていただきたい方向でいるとのことでした。

農林課から、ニホンジカによる食害対策について説明がありました。

3年度は、ニホンジカ被害が全体の47%を占めていて、今年度は、現時点で既に昨年の捕獲頭数を上回っているとのことでした。また、GPSテレメトリーによる調査の結果による鹿の移動状況の報告と、群馬県と長野県の広域捕獲対策について説明がありました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 要望第2号 生産資材高騰対策にかかる緊急要請について、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第2号 生産資材高騰対策にかかる緊急要請について、委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決しました。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 産業建設常任委員長の報告の後、ただいま資材価格高騰等に対する請願が全員一致で可決をされました。

私のほうでは、議長とも相談をして、9月29日10時に、私、それから議長、産業建設常任委員長、農林振興課長及び担当者と、大人数で来るなという国のほうの要請もございまして、5名によって、農林水産省のほうの大臣、副大臣、政務官、生産振興審議官、農産局長、農産局技術普及課長等に陳情する方向で現在進めております。

日程を今詰めておる段階でございますのと、あと、陳情書につきましては、担当課長が今精査をし、農協の見解もしっかり確認しながら、書類を調べて、29日に農水省のほうについては陳情要請を行うという方向で進めております。

また結果につきましては、議員の皆様方にご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、群馬県のほうにつきましても、同じく機会を見て、なるべく早く陳情要請を行うと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

---

### ◎一般質問

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、一般質問を行います。

土屋圭吾さん外4名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可しま

す。

---

◇ 土 屋 圭 吾 君

○議長（土屋幸雄君） 初めに、土屋圭吾君の一般質問を許可します。

土屋圭吾君。

〔2番 土屋圭吾君登壇〕

○2番（土屋圭吾君） ただいま議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

3つの件について質問させていただきます。

まず1点目、嬭恋村運動公園の維持管理についてです。

現在、嬭恋村においては、子供から高齢者まで、村民の体力向上、健康維持・増進のための体操や運動などの様々な事業が行われていると認識しております。

その一役を担う村有施設として、嬭恋村運動公園があります。この運動公園は、郡内では唯一、本格的な施設であり、児童・生徒の体育教育での利用、村民の日常運動等での利用、村外からのスポーツ合宿やイベント等での利用など、様々な利用がなされていると思います。

また、村外から利用者の中には、宿泊を伴った利用も多く、宿泊・観光等の経済的役割を担う一面もあると思います。

この嬭恋村運動公園ですが、開設から20年ほど経過すると思いますが、特に陸上競技場のトラック部分について、経年劣化が原因と思われるが、タータン部が擦り減っていて、雨天等でぬれていきますと非常に滑って危険だと、多くの方からご指摘がありました。

決算書や予算書で、運動公園維持管理事業費においては、芝生の管理が主になるとと思われる管理委託料のみが計上されていると思います。また、先日事務局に、直近の利用実績とこれまでの修繕・改修実績を伺いましたが、大きな改修はされていないとのことでした。

改修にはかなりの費用が見込まれると思いますが、現在の状況では、けがの心配がなされるこの施設について、安心・安全な利用ができる改修に対するお考えをお伺いいたします。

2点目ですが、嬭恋村住宅改修助成金制度の範囲拡大と再生エネルギー等の補助金等の新設についてお伺いします。

嬭恋村住宅改修助成金制度は、来年度も引き続き行われるとのことですが、対象工事の範

囲拡大についてお伺いいたします。

現在、村のこの助成金制度では、太陽光発電システムは対象となっておりますが、現段階では蓄電池設備は対象となっております。太陽光発電の10年買取（F I T）制度が終了された方や、間もなく迎えられる方も大勢いらっしゃると思います。

嬭恋村は、2050年に向けた県の「ぐんま5つのゼロ宣言」と並び、「つまごい5つのゼロ」を宣言しております。

この中で、宣言2、温室効果ガス排出量ゼロにおいて、再生可能エネルギー最大活用、宣言3、災害時の停電ゼロ、F I T制度や2つのゼロ宣言の観点からも、電気料金の高騰と買取価格が下がった今、太陽光発電システムに加えて、蓄電池の導入は有効と考えられます。

また、E V・P H V車も普及してきました。今後増えていくのではないかと思います。自宅と車両をつなぐV 2 Hの導入も想定されています。これを踏まえた範囲拡大と助成金制度の新設についてのお考えを伺います。

3つ目、地域づくり事業組合の設立について。

以前から、この制度の導入について議論がなされているところではありますが、この制度を活用しての労働者派遣事業が行えることによって、村内の基幹産業での労働者の確保はもとより、子育て世代の移住・定住促進や関係人口の増加にもつなげていければと思います。

また、例えば、村内において計画されているコミュニティ放送局の設立の事業内容、イベント等への人材派遣等などにも有効ではないでしょうか。

この制度を使って、まちの人口増加につなげ、学校・行政・住民が協働して高等学校の魅力化に取り組み、成功した先進地もあるようですが、立ち上げまでは行政主導で、担当課を中心に各課が一層の連携をして、設立を目指していただきたいと思いますが、このことについてのお考えを伺います。

以上3点について、よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 土屋圭吾君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目、嬭恋村運動公園の維持管理についてにお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、これまでトラック部分についての大きな改修は行っておりません。

陸上トラックのタータン部につきましても擦り減っており、昨年度、改修工事の見積りを入

手したところではありますが、金額についても議員ご指摘のとおりでございます。

今後も安全・安心に利用していただくためには重要な案件であります。課題もございすが、前向きに検討して、来年度予算には反映させたいと考えておるところでございます。

第2点目でございますが、嬭恋村住宅改修等助成金制度の範囲拡大と再生可能エネルギー等の補助金等の新設についてのご質問でございます。

住宅改修助成金の制度拡大、再生可能エネルギー等の補助制度等の新設についてでございますが、現在村では、災害時の停電ゼロを目指し、群馬県で募集しております自宅の屋根で発電した太陽光パネルの電気を夜間に有効活用し、災害時にも役立つ蓄電池の共同購入を推進しているところでございます。

また、蓄電池の補助金制度につきましては、現在、県内11団体が実施しており、今後、蓄電池システムの容量を基にした補助単価の決定や補助要綱の制定をするとともに、自然エネルギー利用を支援し、循環型の村づくり推進と環境への意識高揚を図るため、来年度に向けて検討していきたいと考えています。

また、V2Hの助成制度については、経済産業省がCEV補助金や、県内では既に2つの自治体の実施しており、再生可能エネルギーなどの導入の加速化を図るための一環として、今後前向きに検討していきたいと考えております。

第3点目のご質問でございます。特定地域づくり事業協同組合の設立についてでございますが、議員ご指摘いただきましたとおり、特定地域づくり事業協同組合の設立により、年間を通じた仕事創出の可能性が生まれ、安定的な雇用環境や一定の給与水準による就労の場が確保されると思われま。

また、特定地域づくり事業協同組合の組合員は、必要な時期に必要な労働力を確保することになり、人手不足の解消が期待されるところでございます。例えばでございますが、夏は農業を手伝い、冬はスキー場を手伝うというようなことも考えられます。

さらに、儲けるための農業ではなく、自分自身が食べていくための農業を別の何かと組み合わせた半農半Xに象徴される多様なライフスタイルの実現に貢献することにより、地域内外から若者等呼び込み、事業継承を含めた地域の担い手の確保及び子育て世代の移住・定住の促進や関係人口の増加につなげることが期待されます。

現在、農林振興課において、設立に向けた作業を進めており、組合設立に向けた定款案の作成や初年度の予算関係について調整中でございます。

今後は、土屋議員のご指摘のように、各課の連携を密に、組合設立に向け進めてまいりた

いと存じますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） すみません、1点目なんですけれども、教育委員会事務局長にお伺いいたします。

私も指摘を受けまして、実際、雨上がりの日に歩いてみました。普通のランニングシューズですと、どうしてもやっぱり一番利用率が高いというか、インコース側、1コース辺りが本当に滑ったり、ところどころ水はけが悪かったりするのが見受けられました。これって、どうなんですかね、コケのようなものが見えたりもするんですけれども、取りあえずというか、高圧洗浄とかブラッシングとかで、ある程度改善は見込めるものなんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの土屋議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

確かにあのレーンの中の、一番使う中のところのほうのほうりが擦り減っているということですが、そういったものを使って、高圧洗浄で何かをするということは、ちょっと教育委員会では考えたことはなかったんですけれども、そちらにつきましては、ちょっと確認はしてみます。中のほうりが擦り減ってきているので、外のほうを、ほかを削って平らにして、また上から何かをするとか、そういうこともあるようなことでございますので、ちょっと何点か、そちらについては研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） ぜひよろしくお願いしたいと思います。

事務局のほうから利用状況とか出していただきましたけれども、令和3年度については、コロナの真っ最中ということもありまして、確かに村外利用は少なかったですけれども、今年度の途中まで見させていただいても、結構高校生とか、合宿を含み、宿泊を伴って使っていると思うんですね。スポーツ協会の方とかも、ちょっと雑談のような中でお話をしましたけれども、学校によっては、トレーニング中というか、合宿あたりではスパイ

クは履かせないという学校もあるようなので、ぜひ早めに考えていただきたいと思います。

t o t oとかいろんな補助金もある、きっと研究されているとは思うんですけども、有利な補助金を見つけていただいて、なるべく安くていいものを造れる業者さんで、私も陸上のことはよく分からないんですけども、そんな者が質問して申し訳ないんですけども、娘がたまたま学生の頃、陸上やっているときは、敷島と婦恋では硬さが違うとか、いろいろ硬さもあるようですね。その辺は、一番婦恋に向いている硬さ等々もあると思いますんで、その辺の検討をしていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまのご質問につきましてお答えさせていただきます。

昨年度、実際、先ほど村長からもお話がありまして、見積りなどを取らせていただきまして、確かに金額が高いことありますが、安全・安心ということでは、これは何かをしなくてはいけないということは教育委員会のほうでは考えております。

先ほど土屋議員からもお話がございましたt o t oの関係につきましても、時期があるかと思えます。補助金の申込時期があるかと思えますので、そちらのほうもなるべく利用できるような形で進められる方法を考えて、どういったものが婦恋に向いているのかとか、そういったことも研究をもう少しさせていただきたいと思えますので、また引き続きご相談などもさせていただきながら、こちらも研究はさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） 最後にもう一点お伺いしたいんですけども、運動公園ができてから大分月日もたちまして、吹上側の畑作業をされている方とか、皆さんがちょっと気にかかるみたいなんですけれども、最初は崩落防止のために、芝の吹きつけ等でのり面を保持していたと思うんですけども、大分年数がたって雑木が生えてきている。今だったら、そんな大金かけなくても木の処分ができるんじゃないか。このまま置いておけば、クレーンを使ったりとか、あるいは大きい台風とか来て、土手の崩落が起こる心配があるんじゃないかという指摘があるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまのご質問につきましてお答えをさせていただきます。

こちらの土手のほうの関係、私が多分思っているところだと思うんですけども、今年度、台風19号の災害復旧の工事2期目として、現在設計といいますか、いろいろ進めているところなんですけれども、そういったところも含めて検討しておりますので、またちょっとそちらのほうも確認して、危険のないようなふうには対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） ぜひ安心・安全な公園で、よろしく願いします。

続きまして、次の蓄電池の件のほうに進めさせていただきます。

観光商工課長にお伺いしたいんですけども、これは新たな補助金制度等をお考えですか。担当は未来創造課のほうよろしいんですか。どちらでも、検討されているということなんで、お答えをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの土屋議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

先ほど村長の答弁にもありましたが、蓄電池の補助金につきましては、県内11団体が、ただいま実施しているところがございます。吾妻郡内でも2町村が、今現在実施しております。これにつきまして、今後の再生エネルギー活用の観点からもおきまして、蓄電池の補助金につきましては、嬭恋村も、答弁にありました容量単価の決定、また要綱を整備しまして、来年に向けて整備させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） ぜひよろしく願いします。

県の共同購入等も、告知とか周知してはいただいていると思うんですけども、何分、群馬県の共同購入については、募集期間があまりにも短くて、それに当てはまらない方もいらっしゃるかと思います。あと一つの問題は、村内で扱える業者さんが少ないのかなとも思い

ますけれども、いずれにしても、災害時の有効な電力の確保、また、電力プランによっては、深夜電力で安いうちに充電しておいて後で使うと、いろんな方法が出てくると思います。

プラグインハイブリッドにしるEV車にしる、増えてきています。すぐというわけじゃないですけれども、やっぱり2050年のゼロ宣言、これが基にありますんで、村長、いかがですか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） SDGs、サステナブル・デベロップメント・ゴールズ、環境を大切にしましょう、これは2015年、国連の世界各国が約束したことであります。その中で、再生可能エネルギーしましょうということでもあります。

ご存じのように、2035年には年間約6,500万台がEV車に替わるであろうということ言われております。中国は、2030年までに全てがEV車の方向を出しています。プラグインハイブリッド自動車、PHV、これを含めて、2030年、2035年には日本も相当数が、いわゆるガソリン車ではなく、そういう形の自動車に転換するであろうという話で進んでおります。

我が村も積極的に、環境に優しいサステナブル、持続可能な社会づくりを目指して、しっかり取り組んでまいりたいなど、こう思っております。

いずれにせよ、災害時もEV車であれば、充電したものを非常用電源に使えるわけでもございます。EV車、蓄電池技術が、電気は今まで蓄電すること、バッテリーの容量、これに世界が勝負をかけているわけでありまして、バッテリーをいかに蓄電するかということの世界の戦いが今あるわけですが、自動車産業において先進的な業績を残しつつあります。

昨日の新聞だった、一昨日ですかね、日本経済新聞で、今度はホンダが、オートバイも全部EVにしましょうと、2035までというような方向が出ています。間違いなくそういう時代が変わってくると思いますので、ぜひとも国・県の政策も、しっかり導入できるものは積極的に導入し、しっかりと対応してまいりたい、こう思っています。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） 国・県等、再生エネルギーに関しては、有利な融資制度も多数あると思います。そこでも村独自の、村民の皆さんにとって使いやすい補助金等の改正もしくは創設をしていただければと思います。よろしくお願いします。

では、最後に、特定地域づくり事業のことについて質問させていただきます。

農林振興課長にお伺いします。課長、村長がおっしゃったとおり、いろんな仕事、一つにとらわれない、夏は例えば農業、冬はスキー場とか、マルチワーカーに対応した、まさしくいい制度だと思います。

先ほどの答弁にもございましたけれども、交流推進課のほうで進めていることとも非常にかぶると思うんですね。私、個人的な主観でなんですけれども、今の村の事業、多方面に行われていますけれども、その事業を行うに当たって、すごく有利な交付金、補助金、それに基づいて展開していただけるのは非常にありがたいと思うんですね。ただ、それがゆえに、担当課が分散しているようなふうにも見える一面があると思うんですよ。

各課の連携を持ってやっていただければと思うんですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか、課長。

○議長（土屋幸雄君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 先ほどの村長の答弁にもございましたとおり、土屋議員のおっしゃられるとおり、横の連携というのが必ずしも整っていなかったような面も感じられますので、一つの政策に向かって連携しながら、より密な連携をして、私ども農業の立場でもいいし、移住・定住でもいいというようなふうに向けて、早々の立ち上げについて検討してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） ぜひ進めていただきまして、村主導で立ち上げをしていただき、もちろんJA孺恋さん、観光協会、商工会、あらゆる方面、村内でも人材を必要としている業種の方は結構いらっしゃると思いますので、その辺を組み入れて、プロジェクトチームみたいにやったらいいんじゃないかなとは思いますが、その辺、課長、いかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 今のご質問でございますが、一応4者で、議員も多分ご存じだと思いますが、最低4者で立ち上げるというようなことで、当然、今おっしゃられるような商工会でありますとか、JAさんでありますとか、いろんな業種の方にお声かけをして、立ち上げをしていきたいと思っております。

なかなか、プロジェクトチームというのも一理あると思っておりますけれども、なかなか難しい面もありますので、その辺は検討といいますか、工夫しながら取り組んでいきたいと

思っています。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

私が、ここにも出しましたけれども、たまたま孀恋高校の魅力化も、今村では進められています。

私、これ、テレビで見たのが「ガイアの夜明け」で、6月だったですかね、放映されました。島根県の海士町ですか、実に海士町、この辺に関しては先進的だと思いましたね。まず、子育てが充実しているので移住する若者が多い。そこでいろんな仕事を、海士町の場合は、取りあえず1年目に3つ以上従事してみてください。こういうのもいい取組だだと思います。

孀恋の実情に合うかは分からないですけれども、若い世代の人たちを呼び込んでの移住・定住が、これからの村の活性化だと思うんですね。それには、この制度自体がうまく活用できれば、近隣の村外の方からも労働に来ていただけるという、関係人口ですかね、そのほうも増えていくようには持っていけるんじゃないかなと思うんですよ。

ぜひ前向きに進めていただきまして、できれば、コロナでも収まりましたら、視察にでも行ってみたいと思うんですけれども、関係の皆さん、いかがでしょうか。

じゃ、村長に最後のお答えをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 特定地域づくり事業協同組合、この制度は約5年前に、国のほうでできました。村内でもある方からも、ぜひともこれつくって、こうやって人材派遣やってくれという話もありました。そういう方が二、三人、既にありました。担当は農林振興、農業関係だったんで、勉強もしてきて、私もこの制度ができたときに、今議員ご指摘のように、農協、商工会、観光協会、こういう方々が入って、今のような形で、事業協同組合を設立するのもいいことだなど、こう思っております。今も思っております。

その中で今、農林振興課長、さっき、ちょっと課題があると言いましたが、若干、どうやって運営するかというところで、どうしてもまた、さっき私が、夏はキャベツ手伝って冬はスキー場ということは前から言っているんですけれども、その過程の中で、やっぱり最大公約数的に村が関わる以上、幅広く組織化を図ってやっていく必要があるという認識を、今までの経験からも、うまくいかなかった部分も含めて、よくもう少しマルチに考えていく必要

があるかなど。

それから、プロジェクトチームと言いましたが、庁内でプロジェクトチームをつくるのは決して悪くないと私も思いますし、議員ご指摘のとおり、今、海士町の話が、県の平田教育長さんのご理解で、全国募集を婦恋高校はしまししょうと、それについては海士町をモデルにして進めましようということで、庁内でも海士町のような形のものを目指した形で、まさにプロジェクトチーム、婦恋高校はどうあるべきかを今、若い方が幅広く議論をしております。これと、雇用創出という意味からしても、特定地域づくりの事業の共同組合ですから、これもリンクするのも悪くはないなど、こうも思っております。

少し幅広く、来年度予算編成もうじき始まってきますので、この辺ももう少し精査しながら、ちょっと検討をしっかりとさせて、まずいただきたいと、こう思っております。検討をしっかりとすることでご理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（土屋幸雄君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） 前向きに検討していただけるということですので、2分の1補助していただけるという制度自体、すごく有利だと思います。この補助金がある、いつまでも続くかという保証もないかと思ひます。来年度に向けて取り組んでいただけるということですので、うまく活用できるように持っていければ、非常に有利な制度だと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 以上で土屋圭吾君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 佐藤鈴江君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、佐藤鈴江さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

〔5番 佐藤鈴江君登壇〕

○5番（佐藤鈴江君） 議長の許可をいただきましたので、大きく2点に分けて質問させていただきます。

昨年9月定例会でも、私はユニバーサル社会の構築について一般質問させていただきました。答弁では、障害者や高齢者、幼児を含めて、全ての人が共用できるよう、ユニバーサ

ルデザインやバリアフリー等を公共施設で取り入れるよう、十分検討を行っていくとの答弁でありました。そのことも含め、質問させていただきます。

第3次群馬県がん対策推進計画の中でも、がんは日本人の2人に1人がかかると言われており、日本人にとっても大変身近な病気であり、平成24年度の調査結果では、男性の罹患率で胃がん、大腸がんが多く、次に前立腺がんが多く、全国平均を群馬県は上回っています。

男性でも、尿漏れパッドを着用する人が増えています。男性トイレの個室には、ほとんどごみ箱がないため、捨てる場所がないので苦労しているのご意見があります。

群馬県では、がんの早期発見のため、がん検診の大切さや、がんを患っても独り悩むことなく、相談機関や身近な友人や家族、同僚と支え合い、自分らしく生きることの大切さを県民の方々にも伝えるメッセージ動画も、「がんと共に生きる」との動画も配信されています。

この目標を実現するための取組の一つとして、膀胱がん、前立腺がんの手術を受けた方や高齢者など、頻尿や尿漏れ等により尿漏れパッドやおむつを使用する方のために、男性用トイレにおけるサンタリーボックスが、全国の各自治体でも設置が進められています。

嬭恋村でも、農業と観光を標榜する村として、アフターコロナ・ウィズコロナで交流人口の増加も考慮し、公共施設の多目的トイレの点検やオストメイト対応のトイレの設置状況、男性用個室トイレにサンタリーボックスの設置についてお伺いします。

次に、子供の目の健康についてです。

コロナ禍において、GIGAスクール構想が加速される中、本村におきましても、今議会においては、本会議、全員協議会等でもペーパーレス化に向け、苦慮しながらもスタートしています。さらなるタブレット端末の活用と、さらにICT教育が進化されていくことを期待しています。

しかし、一方で、児童・生徒1人1台端末の環境下で懸念されることは、子供たちへの心身の健康面についてだと思います。特に今回は、ICT化における子供の目の健康予防について取り上げたいと思います。

文部科学省の令和3年度学校保健統計調査、コロナ禍により、調査期間は令和2年度から年度末となっています。裸眼視力1.0未満の児童・生徒は増加傾向にあり、小学校1年生で約4人に1人、小学校3年生で約3人に1人、小学校6年生では約半数、中学校では60.28%と、いずれも過去最高となっています。

学校現場では、GIGAスクール構想による1人1台端末の学びがスタートしています。また、文部科学省では、学習者用のデジタル教科書についても、紙の教科書のよさや役割を

踏まえつつ、普及促進を図ることとしています。

これらの状況を踏まえ、文部科学省では令和3年4月19日、眼科医等の専門家と学校関係者による子供たちの目の健康等に関する今後の対応についての意見交換会が行われ、懇談会が開催されています。

懇談会では、子供たちの目の健康について、自ら学び実践するリテラシーを身につけることが重要であること、正しい姿勢で使用する事、ルールを守って使用することなどについて、学校のみならず、家庭ともしっかり連携することが不可欠であることなどの意見が多く出されたとのことでした。

この30年ほど、パソコン、ゲーム機が普及し、さらに令和2年の調査では、各世帯でスマートフォン保有率は83.4%に達するなど、スマホやタブレットが急速に暮らしに浸透しました。かつてないほど近くを見る生活になっていますが、目の進化は時代の変化に追いついていけないと言われていています。

近視によって、さらに深刻な病気のリスクが高まるおそれが指摘されています。まず考えられるのは、視野が狭まる緑内障や網膜剥離など、目の病気のリスクです。

現在、文部科学省のホームページに、端末利用に当たっての児童・生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットが公表されています。児童用・生徒用として、それぞれにタブレットを使うときの5つの約束とともに、保護者用向けに、ご家庭で気をつけていただきたいことが明示されています。

このような情報の活用と併せて、児童・生徒の日常生活においても、睡眠時間の変化、眼精疲労、ドライアイや視力低下の有無、その程度など、心身の状態についての状況把握を行い、児童・生徒と保護者が各家庭で、しっかり健康管理できるように取り組むことが大切だと考えます。

今後ますますICT化が加速する中、本村として、児童・生徒の目の健康予防はどのように取り組まれているのかお伺いします。

以上2点について、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、第1点目の質問は、男性トイレへのサンタリーボックス

の設置についてのご質問でございました。

アフターコロナ・ウィズコロナで交流人口も増加しております。多目的トイレの点検やオストメイト対応の設置状況、男性用個室トイレにサンタリーボックス、これが必要なのかと、こういうご質問でございました。

議員にご質問いただいた後に、村が管理する15か所の公共施設の状況を確認いたしました。多目的トイレが設置されている施設が9か所、その中で、鎌原の水車横のトイレ、鎌原観音堂前トイレ、あさまのいぶきの3か所は、オストメイト対応トイレでございます。うち2か所は、ユニバーサルシートも設置されております。

男性用サンタリーボックスが設置されている施設が3か所確認できました。男子用サンタリーボックスの設置につきましては、今後、未設置の各施設に呼びかけ、設置してまいります。

村で管理しています22か所の公衆トイレがございます。これにつきましては、様々な形で管理されております。今後は衛生面を考慮しながら、整備していきたいと考えております。

オストメイト対応トイレや多目的トイレの設置につきましては、今後ますます高齢化が進むことや病気の方、LGBTQなど性的少数者の方々への配慮、また、村内における適正な設置箇所の検討を含め、今後、公共施設の整備につきましては、必要最大限の重点課題として前向きに取り組んでまいり所存でございます。

現在、基本設計が始まりました新婦恋会館においても、高齢者をはじめ様々な方が利用する施設であり、避難所機能も併せ持つ施設であることから、検討が必要だと認識しております。また、現在改築中の婦恋郷土資料館では、多目的トイレの設置を計画しておるところでございます。

群馬県のホームページには、オストメイト対応トイレ、ユニバーサルシートが設置されている多目的トイレの一覧表と、設置されている施設が地図上に表示されているマッピングぐんまが掲載されております。村にある3つの施設は、現在掲載されておられませんけれども、今年度中にデータが更新され、掲載される予定となっております。

これからも、各施設とも清掃・管理をしっかりと行い、利用する方が気持ちよく使っていただだけるトイレにしていきたいと考えておるところでございます。

なお、この件につきましては、オクレンジャーで担当課長から議員の皆さんにiPadでデータを送りますので、時間を見て、ご都合のつく方は、どうぞ参考にさせていただけたらと思っております。

続きまして、子供の目の健康についてのご質問でございました。

佐藤議員のご指摘のとおり、私も相当数 iPad を見えています。自分のことを言っただけなんですけど、私も長い時間、フェイスブック等を見ていると、やっぱり目が疲れるなど私自身も思っております。

私だけじゃなくて、議員ご指摘のとおり、今、子供たちはGIGAスクールということであります。ゲームも頻繁に行っています。そういう中でございますので、目の健康は非常に大切だと、ご指摘のとおりだと思っております。

目の健康につきましては、教育長よりお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問、子供の目の健康についてお答えさせていただきます。

子供を取り巻く環境や条件は急激に変化しており、生活や学習状況にもその影響が及び、健康を阻害する要因も増加する傾向にあります。

近年、教育の現場では、GIGAスクール構想が加速し、1人1台端末を土台としたICT教育の推進が図られているのはご存じかというふうに思います。このような中、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの実現が期待される一方で、子供たちへの心身の健康面、特に目の健康についての課題が生じていることは明らかであります。

各学校においては、目の健康への取組として、2022年3月に改訂された文部科学省の示す「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」に基づいた取組を土台とし、取り組んでいるところであります。

主な実践例といたしましては、タブレットや大型モニター等の使用時の正しい姿勢の理解と実践、電子機器を使用する際の約束や時間の制限、保健や学級活動、特別活動等の事業及び学習活動、アウトメディアの啓発、孺恋村教育研究会、この中の健康教育推進部会になりますが、部会による調査研究等を行っているところであります。

今後における本村としての児童・生徒の目の健康予防については、これまでの実践・取組の一層の充実と実態に即した重点化、あわせて、児童・生徒の目の健康に関する意識づけや実践リテラシーの習得に努めたいと考えます。

佐藤議員のおっしゃる端末利用に当たっての児童・生徒の健康への配慮等に関する啓発リ

ーフレットについては、現在も学校において活用しているところではありますが、改めてその重要性を認識するとともに、積極的な活用を図っていくことが重要と考えます。

いずれにいたしましても、児童・生徒の生活や活動が、学校だけでなく家庭・地域にあることから、取組については、学校・家庭が一体となって進めることはもちろん、関係機関をも含めてのさらなる連携した積極的な取組が一層重要になると考えています。

以上であります。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今、村長の答弁によりまして、男性用のボックスについては、未設置のところに検討して設置していただけたという答弁でありました。そしてまた、オストメイト設置のトイレが3か所ということで、私も現場に行って確認をさせていただきました。

そのときに、昨年もユニバーサルデザインについての公共施設を質問させていただいたわけですが、オストメイトというのは、身体障害者であることが分かりにくいということもありまして、入口にオストメイトマークを表示しているかどうかということも確認をしましたが、現在設置はされていませんでした。

そういうことについても、多く設置をされているということが分かるような、きちんとそういったマークを設置していく必要があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） オストメイトマーク、積極的にマークを設置するように、県のほうがあるかどうか、ちょっと勉強不足で分かりませんが、あるのであれば、県とも連携しながらやりたいと。また、県はホームページで既に上げているということで承知しておりますので、しっかり対応したいと、マークを分かるようにしたいと、こう思います。よろしく願いします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それと、オストメイトを設置するときに、汚物入れも併設されているといいわけですが、この3か所について、確認したところ、汚物入れは設置されていなかったということでもあります。

それとあと、多目的用トイレということでもありますので、車椅子の方も使用されるわけですが、車椅子の方がトイレを利用する際は、トイレに使用する用具を必ず持って歩くわけ

すね。そのことを置く場所が設置されていない、現実では。その辺についても確認をして、今後どう対応していただけるかということを確認したいと思います。

担当課長でも村長でもいいです。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えします。

議員からもご指摘ありましたように、多目的トイレと一言で言いますが、規模感も違っているということは認識しております。

まだ庁内のほうで、どういったものが必要なのかという検討には入っておりませんが、今いただきましたご意見を基に、どういったものが必要なのか、また、広さ的にはどうなのかと、今あるトイレを変えることはできないとは思いますが、今後造っていくものに対しては検討を重ねていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今言ったように、物を置く場所の設置、物置台ですね、それからあと汚物入れの設置、それはすぐに可能だと思いますので、すぐに実施してほしいというふうに思います。

それと、婦恋会館がいよいよ建設に入るわけですが、既に婦恋会館のトイレは改修をされています。全協等で村長は、改修して壊したトイレ等は有効活用したいということですが、村内22か所に公共のトイレがあるというふうな答弁でしたけれども、そういったトイレの活用というのは今後どういうふうに考えているか、村長にお伺いしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在の婦恋会館のトイレ、強い関係者の皆様方の要望もありまして、改修をさせていただいて何年目ですかね、7年目ぐらいになるんでしょうか、再利用できるものについては再利用をしっかりとしたいと。そこで使うんじゃなくて、違うところで活用できるのであれば再利用したいと。

それから村内の、ずっと冷静に考えますと、国道・県道に関わるトイレで、不特定多数のお客様が活用するトイレというのがあります。利用率があるわけですね。そういうところについては、スペースがあれば、佐藤議員のご指摘のような、必要なものを当然設置すべき

だと私は思っております。

したがって、既存のトイレ22か所、各課が担当して管理していますが、設置できるところ、必要性のあるところ、特に不特定多数の方が多数、観光的にも使われるところについては、スペースさえあれば設置します。

それと、公共施設の再編で、今後諸々、いろいろ施設を再編していくわけですが、今の婦恋会館や新しく建てるところにつきましては、十二分にユニバーサルデザインを考えたり、身体障害者用の施設、トイレも含めまして、しっかり考えてまいりたい、こう思っております。

新しく造るところには、当然、そこまで視野に入れたトイレシステムを考えるということでもあります。よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） あと、村長は、高崎市の倉淵の道の駅をご利用になったことがあるかどうか分かりませんが、あそこの多目的用トイレは24時間開放されています。婦恋村の場合は、24時間開放されていないと思うんですが、やはりそういった方が利用する、また一般の方が利用するトイレが24時間、公共トイレは開放でもいいんじゃないかというふうに思いますが、その辺の考え方、管理の問題等あると思いますが、今後に向けて、やっぱり24時間開放の公共のトイレとして活用していただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 新しくできます、ちょっと事例でいいますと、道の駅は今1,350ぐらいあるわけですが、新しくできているところについては、今のトイレの話、いろいろ新しくなっているシステムやに聞いております。倉淵のところ、どこなのかちょっと分からなくて、すみません。

いずれにせよ、今後、防災については24時間365日、例えば道の駅をすれば、コンビニさんの大手3社と話をし、24時間365日、いつも監視カメラをつけるとか、いつでも連携しながら、いつでも防災関係はしていく必要があるなど思っております。併せて、こういう問題についても、随時対応できるようなことを考えていきたい。

交通量にもよると思いますが、どこにつけてもいいという問題でもないもので、特に交通量が多い、またトラックの運転手が休む場所、こういうようなところは、防災上も含めてしっかり対応してまいりたい、こう思います。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） もう一点、既に過去のことですけれども、観光案内所でオストメイトのマークが掲示をされていたんですけれども、実際にはオストメイトが設置をされていなかったという過去の事実があります。

それについては、私はこの前、決算のときにもお話しして、当時の総務課長は、障害者平等研修を職員にさせていただいて、障害者自らが進行役となって、ファシリテーターとして研修を行っていくことをやっていただけないかといったときに、今後しっかり、そういったことを職員の研修の中にも入れていきたいというような答弁をいただいたことがあります。

そのことについて、やはりオストメイトのマークというのは、既に表示をされていたことがあるので、多分担当の職員なりは知っていると思うんですが、そういった職員の障害者、また、いろんな人が共存する社会にあって、そういった研修が、職員としても実施していただけることが望ましいんじゃないかというふうに思いますが、今後総務課と、職員研修として実施していただければ、より住みやすい社会づくりに貢献できるんじゃないかというふうに思いますが、また公共施設建設に当たっても、そういった視点で仕事に当たっていくということ、観点が必要ではないかと思いますが、その辺について、村長ですかね、総務課長でもいいですし。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまご指摘いただきましたけれども、職員研修の中でもそういったことを取り入れて、みんなで情報共有しながら、この社会に対応していくように努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） すみません、ぜひその件に関しては、よろしく願いしたいと思いません。

次に、子供たちの目の健康について移らせていただきたいと思います。

今日の上毛新聞1面でも、目の健康とデジタル教科書の導入状況とか、県内8市町村が導入をしているということですが、嬭恋村でもデジタル教科書等の使用というか、文部科学省では実証実験として英語のデジタル化を進めているということですが、嬭恋村としては、そのような導入をされているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃったように、私も今朝、上毛新聞のほうで見させていただきました。導入状況、それから、メリット・デメリットというようなことで読ませていただきました。

孺恋村なんですが、今おっしゃったように、英語を中心として幾つかの教科に当たっては、そういったものを試行的を含め、積極的に導入をということで進められておりますが、現段階におきまして、孺恋村においては、デジタル教科書の導入はしておりません。

ただ、デジタル教科書の利点については、図とか文字を大きくしたり、あるいは音声や動画等も使えたりと。そういうふうにと考えると、大変効果的なものもたくさんありますので、今すぐということではなく、今導入されたばかりで、1・2年については、先生方を含め、これを積極的に有効活用していくというところにちょっと力を入れておりますので、今後遠くないところで、こういったデジタル教科書というのを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、目の健康に関して、例えば各小学校、各中学校等で、現実のタブレットの使用状況等は調査したことがあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

具体的な調査というか、紙面等を使つての調査というのは、教育委員会としてはしていませんが、毎月の校長会がありますので、そのところで活用の状況とか、あるいはその中には、効果的な活用はもちろんですけれども、いろいろな課題とかというようなことも含めて話し合っております。

一度、佐藤議員のおっしゃるように、孺恋村教育研究会もありますので、そういったところで、必要に応じては、そういった調査も必要になるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 孺恋村では、GIGAスクールが浸透してデジタル化になって、利点としては、教科書を持ち歩くと重いけれども端末は軽いので、辞書を開かなくても済むこと

などが挙げられていると思いますが、現在でも教科書というのは学校に置いてあるんでしょうか、持って帰っているんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 詳しく調査をしたことはありませんが、これまでの様子や自分の経験からしますと、現段階においては、それぞれの学校が必要に応じて持ち帰らせたり、教科書によっては学校に置いておいてというようなことでの指示があったり、基本的には教科書等については、宿題や予習とかも含めて持ち帰るとというのが基本にはなっています。

今言ったように、しかしながら、いろいろ資料集や、あるいは、教科によっては週に1回しかというようなこともあったり、あるいは道徳とかという副読本等については、当然個人持ちではなくて、学校のところに置いておくというようなこともありますので、持ち帰ったり持ち帰らなかったりというようなことであります。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 最後に、やはりこういったスマホとかデジタルが進むことにつれて、屋内の活動というか、外に出るの活動というのが少なくなってくるとは思うんですが、そういった場合、学校での校外活動の推進とかを夏休みとかしているとは思いますが、そういったところの日常調査、そういったこともきちんと、屋内だけではなくて、体力づくりも考慮した活動を、やっぱり教育委員会としても提唱していかなくちゃいけないんじゃないかと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、目の健康、もちろん健康全体的にそうなんですが、目の健康というところに焦点を当てて行うということは、もちろん当然行うことでありますが、特に目も含めて健康については、単に健康、健康というだけでなく、今おっしゃったように運動、活動ですね、外での学びというのも大変関連しております。そういったものは、今もそうですが、今後特に、外での活動というのは進めていきたいというふうに思います。

現に、先ほどから出ています婦恋村の教育研究会、先生方全員が加入して行っているものなんですが、その中で、デジタル画面を見るとき5つの心得、特に、文部科学省はもちろ

んなんです、本村においては、日本眼科学会というところの資料等も含めて、5つの心得を発信しています。

それとともに、実はそれだけでなく、「外遊びをするといいこといっぱい」というようなタイトルをつけまして、そういった、今おっしゃったように目の健康と、それから外に出での活動というのを関連づけて進めているのが現状であります。今後ますます、それは必要になるというふうに思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今後、ユニバーサルデザインのことについても、またデジタル化、ICT化がますます進んでいく中であって、やはり市内の情報共有をしながら連携をして、しっかりと今後取り組んでいただきたいというふうに思いますので、そしてまた、オストメイト等のマークはすぐに設置できると思いますし、サンタリーボックスについても、必要などころにはすぐに設置できると、村長の指示でできるのではないかと思いますので、スピーディーに実施をしていただきたいというふうに思いますので、そのことをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 以上で佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

---

#### ◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

新型コロナウイルスの広がりがなかなか収まらない中、原油価格と物価高騰が追い打ちをかけ、私たちの暮らしは厳しい状況になっています。

そのような中、令和3年度の決算審議を行う9月議会が行われました。同時に、令和4年度補正予算の審議も行われたわけですが、電気代高騰に対する補正を組む一方で、先ほど述べた村民の暮らしへの補正が組まれなかったことに疑問を持つところです。村の予算を村民の暮らしに回してほしいと考えます。

コロナ感染というかつていない状況の中、村民の暮らしを守るため、予算が公平に行き渡ること、村民が主人公の姿勢で議員活動する思いを込めて質問を行います。

まず初めに、村が所有する土地・建物の貸付けの在り方について質問します。

令和2年度決算、令和3年度決算における認定資料の土地・建物貸付調書について伺います。

昨年の9月議会の決算審議において、予算に計上されているのに決算に収入として示されない項目について質問し、今回の決算審議においても同じ質問をしました。村長、担当課長からの答弁は、コロナの影響で経営が大変になっているからという理由でした。その状況はどのようにして分かったのかを再質問したところ、事業者より申請が提出されているという答弁でした。

私は、事業者支援については疑問ということはないのです。現在でもコロナにより、村内の事業者は大なり小に厳しい状況が続いています。しかし、決算における商工費では、コロナ事業が完了したということで、令和2年度より約1億円支出減、不用額が2,300万円余りとなっています。そのような中、村が所有する土地・建物を賃貸する業者に貸付料を減免や無料にすることに不公平感を覚えます。

そこで、3点質問します。

1点目、経営が厳しいときに申請できることを、土地・建物を借りている全ての事業者に周知されているのですか。それは条例・規則などに基づいて行っているのか、説明を求めます。

2点目、申請があった場合、減免・無料にする基準はあるのでしょうか。あるなら、その基準について説明を求めます。

3点目、村長はいつも、村有財産は村民の財産です、大事に使わせていただきますと話しています。村民の財産である土地・建物を貸し付けることによって、村財政がマイナスになるようでは、村民の理解を得られるとは思えません。今後の対応策を示すことが村の責任と考えます。対応策についてお答えください。

次に、大きな2番目、吾妻線を守る取組をどう進めていくかについて質問します。

吾妻線の乗降者数を増やす取組についての質問を6月に行い、予算上とソフト上での取組を当局に取組を求めたところでした。そうしたところに、7月29日の上毛新聞1面トップの記事、JRの存廃の懸念、吾妻線が名指しで掲載され、多くの村民から不安の声を聞いております。

今回、JR東日本が地方路線の区間別収支を公表したことで、路線の存廃をめぐる鉄道会社と沿線自治体の議論が活発化すると締めくくっています。こうした状況に、村は早急に具体的な取組をする必要があると思います。

今後の取組について、3点質問します。

1点目、6月議会の質問で、吾妻線利用者に補助をする取組を求めたことに対し、来年度は実施すると答えました。先ほど述べた事態になったので、なお乗降者数を増やすことが大事な課題になったと思います。ここで予算化をはっきりと約束していただきたいですが、いかがでしょうか。

2点目、国は1キロ当たりの1日平均乗客数1,000人未満などの路線について、存続策やバス路線などへの転換などを検討する協議会を地域ごとに設け、3年以内に結論を出す方針を示しました。このことを当局はどう受け止め、具体的にどう進めていくのか、検討しているのかお答えください。

3点目、6月議会での質問で、高崎支社との話し合いをより多く持つことを提案しました。確認ですが、万座鹿沢口駅に掲示されているバス代行輸送についてという掲示物、これについて、JR高崎支社より事前にお話があったのでしょうか。そして、村長はそれを了承したのでしょうか、お答えください。

JR吾妻線の運行ができないときにバスによる代行輸送がなくなることは、吾妻線利用者にとって大変なことになると思います。日頃より高崎支社と村の実情などの意見交換をしていたら、このようなことにならなかったのではないかと残念に思い、この質問をすることになりました。

以上、大きな2つの質問に誠実に明快なる答弁を求めて、質問を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、村有の土地・建物の貸付けの在り方についてのご質問でございました。

村有財産の賃貸借契約につきましては、個別に協議を行い、契約者双方の合意により決定しております。全ての事業者に対して、村から減免を促すような周知はしておりません。また、今後もする必要はないと考えております。

村有財産の貸付けは、村が所有している土地・建物を有効活用し、地域経済の発展に貢献していただくことを目的としておりますが、減免申請があった際には、経営状況を確認させていただき、事業の継続が厳しいと判断される場合に限って、減免を行っているものでございます。

仮に事業継続を断念され、契約が破棄された場合、その後の施設の維持管理などに減免した額以上の財産負担が生じることも考えられます。また、雇用が失われたことは、住民税が減少するだけでなく、人口減少にもつながります。

賃貸料の減免は、新型コロナウイルス感染症に伴い経営状況が悪化した場合の特例措置として、個々に協議を行い、期限を決めて行っているもので、平常時での減免は考えておりません。したがって、減免を行う一定の基準などはございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、第2点目でございますが、吾妻線を守る取組は喫緊の課題、今後の取組についての質問でございました。

6月の一般質問でお答えした吾妻線利用者に補助する取組に対する来年度の予算化についてでございます。その際、どういったものが利用増につながるのか、補助が利用増につながるのであれば予算化し、皆様のご理解を得て実行していければと考えておりますとお答えをさせていただいていたかと記憶しております。

内容が重複いたしますが、利用者に対する補助が一時的なものではなく、吾妻線の利用増につながるのであれば、新型コロナウイルス感染症の感染状況を勘案しながら、また、どのような方法がよいのかを含め、皆様のご理解を得て予算化していければと考えております。

続きまして、国土交通省の有識者検討会が提案いたしました、1キロ当たりの1日平均利用者数が1,000人未満の路線につきまして、3年以内に存廃の結論を出すとの件でございますが、今後は国が主導し、鉄道会社や自治体と協議会を設置し、結論を促すとしております。

国は具体的な路線を示しておりませんが、JR東日本は協議会設置に先立ち、秋から利用者数の少ない線区の沿線自治体への説明を始めるとしており、吾妻線では長野原草津口駅から大前駅間が該当しております。

吾妻線は通勤・通学の大切な交通手段であるため、今後の説明内容を確認し、線区の活性化を推進するとともに、沿線市町村との連携を図りながら、JR高崎支社との存続協議をしていきたいと考えます。

続きまして、バス代行輸送についてでございます。

これまで、台風、大雪などにより鉄道施設に被害が生じた場合、バスによる代行輸送を行っておりましたが、今後、計画運休をはじめ、気象警報・注意報などの発令により安全が確保できない場合も、バスによる代行輸送は行わないとのことでございます。詳細については、JR高崎支社からのご連絡を受けておりませんので、説明要請をしたいと考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、大きな1番の①についてですけれども、特に周知していない、それから、今後も周知する気持ちはない、考えはないということでしたけれども、私が2年間の調書を調べましたところ、昨年度も大きなところが125万円も減免されていました。それは、個別に対応と言いましたけれども、それでは村に、困ったときには困っていると行かなければ、それはしてくれないというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えします。

こちらとしては、向こうのほうから状況説明等、要請がない限り、うちのほうからは経営状況というのは把握ができないわけですね。ということで、こちらのほうから、おたくさん、ちょっと大変なようですから減免しますかとか、そういった提案は、うちのほうからはしたことがないということですね。

ですから、要請があつて初めて、じゃ経営状況を確認させてくださいということで、厳しければ特例措置として減免すると、そういうことで進めておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） ある業者ですけれども、やっぱり厳しいけれども、そういうことを知らなかったわけですね。そうすると、村に、別にこちらから減免しますじゃなくて、契約更新のときに、相談に乗りますとか、何かそういうことがない限り、そういう困ったといった人たちは、本当に逼迫したから行ったというふうに捉えていいわけですか。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、これは、一応契約書というものがございまして、その契約書に則って履行していただいているわけですね。その契約書の中に、疑義が生じた場合にはお互い協議しましょうというような文言が入っていると思いますけれども、そういった中で、協議を始めるということになっているかと思えます。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、最後に確認します。

私は、今日の質問したことは報告しますけれども、それでは、疑義とかそういうことがあったときには、村に相談できますというふうに言ってもいいということですよ。それを確認しておきます。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 契約書にあるとおり、何かあれば相談をしていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、具体的にになりますけれども、例えば令和2年度と3年度に木工センターと水車、それで、4年度には、第一観光開発をお願いしているあいさいの宿が減免無料になっているわけですけれども、村が所有する、あさまのいぶきもそうですけれども、所有する建物には保険料がかかっていると思うんです。そして、ある施設のことで相談したところ、保険料分だけでも収入というか、したいからということになっていきますけれども、今私が言った3つの施設には保険料はかかっていないのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えします。

村の施設の場合には、火災保険は村のほうで加入をしております。それ以外の、例えば営業上必要になる損害賠償とか営業補償とか、そういった保険があれば、それは指定管理者のほうで入ってもらうということをお願いをしております。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 火災保険料は、村が建物を守るためにかけているけれども、使用料がゼロになったということは、その火災保険料分もその施設には頂かなかったということになるということを確認したいと思えます。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 火災保険につきましては、全て村がまとめて支払っておりますので、それについては、指定管理者のほうは関係ないということとなっております。よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 先ほども言いましたけれども、名前まで言えないからですけれども、ある施設は、相談したけれども、保険料分だけは支払ってほしいということで、毎年、相談したのにもかかわらず払っているわけですね。そこら辺は、納得したといえば納得したことになると思うんですけれども、そういう点では、せめて保険料だけでもというのは、それじゃ指定管理者に対しては、そういうことを求める気持ちがない、そこは収めてあげましょうという気持ちでいるということでは捉えていいんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの質問ですけれども、保険料は村が負担をしているんですが、今、伊藤議員さんが言われているのは、別の保険を事業者さんのほうで加入をされているというようなことかなと思いましたがけれども、その辺をちょっと、もう一度お願いできればと思います。

○9番（伊藤洋子君） 分かりにくかったかなと思うんですけれども、同じ村が土地・建物貸付けしているものでも、保険料だけは払ってほしいということで、それは火災保険と同様という、それで指定管理者さんには、それは、先ほど村長が言った、経営が厳しいからとか何かといって保険料分も頂いていないということでは、村が負担するだけしているということになるけれども、その辺で私は不公平だと思うんですけれども、その点、村長が何か首をかしげているけれども、実情つかんでいないのかどうか、答えていただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 村民の土地・建物、これ、貸し付ける賃貸借、無償で貸せば使用貸借なんです、使用貸借か賃貸借か、貸しているものというのは限りがございます。指定管理については委託して、建物を随時、指定管理者と村当局及び議会にも報告をして、了解を取って運営をしていただいているということでございます。

不特定多数の多くの方々に土地・建物を貸しているという状況にはございませんので、個別、30も50も村民の財産を貸しているという実態はございません。それなので、言っている意味、ちょっと不特定多数のことを言っているのか、意味がちょっと分からないので、質問の趣旨がちょっと分からない部分がございます、私はですね。

ただし、今総務課長が答えたように、また火災保険につきましては、全ての村の所有については、共済の火災保険に全て入れております。個人、指定管理者が火災保険やっているかいないかは分かりません。ちょっと具体的には分かりませんが、村の名義のものについては、公務員の共済のほうを全て掛けています。それは車も同じでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 大きな1の①については、これ以上お話ししても駄目ですけども、それでは、②番ですけども、先ほど村長は、個別で対応するので基準もありませんと言いましたけれども、大概そういう減免、無料するのは、例えばコロナ対応でも、何割売上げが下がったからこのくらい支援しましょうという、そういう基準があります。

公の施設において、そういう基準もなしに、ただ大枠というか、村の思いで無料にしたり減免にするということは、本当に村民の財産であるものを、そのときの村長とか担当課長で決めるというのでは、これはそのときそのときで違ってくるというんでは、公として許されないことじゃないかと思うんですけども、その辺について、村長はどうお考えでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけども、先ほど村長のほうからも答弁ありましたけれども、これは、その施設が経営を継続できるかどうかというのが一番大事なことでおっしゃっております。

基準があるというのは、コロナの関係で補助金制度ですね、そういったものについては、何割減で幾ら補助金を出しますというような制度はあるかと思うんですが、指定管理料につきましては、経営を継続していただくというのを第一に考えて、減免を判断させてもらっているということですので、その辺をご理解いただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 私が不公平感を持ったのは、冒頭にも述べましたけれども、村が所有するところには、村はそうやって減免してあげられる。でも、令和3年度のと看、ほかの事

業者さんもいろいろ経営に困ったりしているけれども、ほとんど令和3年度では、いろんな支援はなかったんですよ。それを村が所有するのだけ、ほかの業者と違って、村が持っているものだからと、自由にそうやってやったというところで不公平感を覚えないでしょうか。

その辺の村長の気持ち、ほかの業者も大変だったんだけど、何も支援がなかった。そこにコロナで大変だったからという、村が持つ土地所有者、建物所有者に減免、無料にする、そして基準もなしにというのは、基準がないというのは公の施設としてあり得ないと思うんです。その点についてお答えください。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 村所有の財産についてお貸ししておるのは、主に指定管理の建物ですね。そうなんです。50も100もあるわけじゃございません。使用貸借、賃貸借やっているものでしょう。それについては、個別の契約があつて話し合いをして、使用料とか、こちらが払う場合もあれば、向こうから頂く場合もあるという形で、各々の契約で成り立っています。

それと、20%売上げが落ちたというのは、それは全国一律、あるいは商工観光課が管轄する、対前年売上げ何%落ちましたということについては、それは指定管理者でも申請ができるので、それはそれで受けることは可能かと思われます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 村長が私の聞きたいことを分からないので、もう一度言います。

令和3年度は、そういうコロナ関連の支援とかはほとんどありませんでした。それだけでも、村が所有するところだけ、そうやって支援してあげるといっているので、不公平感を覚えませんかと聞いているんですけども。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） すみません、質問の意味がよく分からないんですね、質問の意味が。質問の趣旨がよく分からないです。

○9番（伊藤洋子君） じゃ、そこが分からないようですので、それでは、③番の村有財産がマイナスになるような貸付けとか何かでは、本当に村民の財産を大事にしているとかというのは考えられないんですけども、例えば指定管理者といえども、多額のお金をかけて建設、それからリフォームを村がやっています。そういうところに基準も、それから相談に乗ると

か、そういうことともしないで、何か村が無料にするとか、そういうふうにして、本当に村有財産にマイナスをさせていないと言えるのかどうか、その辺は当局はどう考えていますか。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、先ほどもちょっと申したんですが、例えば木工センターなんかだと約34万円、水車だと約1万8,000円と、年額ですね。ということなんですけれども、これを経営の悪化で契約を解除したいというふうになった場合は、恐らく桁違いに、今度は村の財政負担が逆に増えるというようなことも考えられるわけです。

そういったことで、再三言わせてもらっていますけれども、経営の継続、また次年度に期待をしたいというようなことで、期限を決めて減免をさせてもらっているということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 最後に、もう一点だけ申し述べておきます。

今、経営を継続していただきたいということなんですけれども、例えば議会が、こういうふうにしたらいんじゃないか、指定管理者の経営に対して言っても、指定管理者のやることだからということで、あんまり意見も言えないでいる。それは、本当に村有財産を大事にして、みんなで高めて、あそこを建てたのは、本当に皆さんがあそこを活性化したいという思いで、計画を立ててやったものです。それに当局が、指定管理者さんに民間のノウハウをやって活用してもらうからとやったにもかかわらず、あまりにもそこに依拠して村が提言とかできないようでは、本当に村民財産を守ることはならないし、村民財産を大事に使って、本当に有効に使っているというふうに私は考えられないので、そのことだけ述べて、こちらの大きな1番は終わりにします。

今度、大きな2番にしたいと思います。

大きな2番の1番ですけれども、やはり乗降者数を増やす取組として、村長は、有効性があるかどうかを精査したら予算にも取り組むということで、これは今口頭で約束しましたので、私が提案する、そういう1,000円補助とか2,000円補助じゃない、例えば渋川は3,000円補助をやっていますけれども、やっぱりそういったものを提案するものだけじゃなく、乗降者数を増やすことを真剣に考えて、来年度予算にはそれを形にするということを約束してくれたと捉えていいんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在町内では、観光商工課中心に、また観光協会とも協議をして、例えばですが、つまごい祭りにお見えの方は、村外から電車に乗ってきた場合は、2,000円のクーポン券で村内で消費していただきたいというようなことを、もう既にずっと以前から検討させております。

それから、臨時列車を横浜、千代田区、高崎駅等で参加者を募るというようなことも内部で検討させています。またJRとも、その辺しっかりまた協議をしていきたい。それから、お客さんが増えなけりゃまずいわけなんで、増やす方法として、ほかのイベントについても一応観光商工を中心に、観光協会とも連携しながら、また、庁内でも誘客のプロジェクトチーム、若いグループが一生懸命勉強を重ねていますので、何とかお客の増える形のを、乗ってくればクーポン券を発行する、あるいは、お魚の漁業協同組合が、そこで釣りを吾妻郡漁協がやると、約300の方がお見えになると、2年前から私も現場を見ていますけれども、本当にいっぱいになる。こういう人も、今度は電車に乗ってくれば、さらにプラスアルファのお土産を出すと、こういうことを真剣に考えて、お金を使って乗降客を1人でも2人でも増やしたい、こう思っております。

また、終着駅は始発駅、始発駅は終着駅でもございます。あそこにあるJRのフリーのノートがございますが、あそこにあるのを伊藤議員さん、見たことがあると思われますけれども、時折見てください。そして、10時半に来て11時何分かにお帰りになるとか、夕方3時に来て5時にお帰りになるとか、こういうお客さんもいる。こういうお客さんも大切に、何とか少し村でサービスしたらどうかということも、観光商工課長が今真剣に考え、若い職員も真剣に考えております。

何とか来年度予算編成の中では、前も言ったとおりでございます。そういうことを今既に考えさせていますので、JRの皆さんともしっかり連携しながら、お互いがプラスになるように連携しながらやっていきたい。また、在来線活性化協議会、渋川市長さん中心で、吾妻郡全町村入っておりますので、ここでも県の交通政策課とも連携しながら、しっかりとお客さんが増える対策をしっかり取り組んでまいりたい、こう思っています。よろしく願います。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今、つまごい祭りに来られた方とか臨時列車というと、婦恋村に訪れ

る方だけになるんですけれども、私は駅に貼ってある「みんなの利用で未来に残そう JR 吾妻線」では、やっぱりせっかく税金を使うなら、村民利用者にも何か還元してほしいと思うんですけれども、ここには、村民のための施策を考える気持ちはないでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほど、庁内のプロジェクトチームと観光関係の皆さんと勉強しているのは、向こうから来る話ばかりでしたが、逆に、いろんな団体が視察等、旅行等します。農協さんも視察します。商工会もやるかもしれません。あるいは金融機関も、いろいろあります。あとは社会福祉協議会の諸々の団体があります。外に行くときは、ぜひとも JR に乗ってもらえるようにということで、庁内でもこれも議論をしていますので、ぜひともそういうものをしっかり村民にもご理解いただいて、ぜひとも 1 人でも 2 人でも多く乗りましょうと、こういう運動をしっかりと展開してまいりたい。

それから、外に行く団体、旅行する団体がありますから、それと、以前ありました村民号、これのミニバンを復活するのも検討させています。みんなでこうやって、本当に乗らなければ駄目なんです。

ところで、伊藤さん、今年になって電車に乗りましたか。何回乗りましたか。私、この間初めて乗りました。まだ 1 回も乗っていないですか。

○9 番（伊藤洋子君） いえ、3 回ほど乗りました。

○村長（熊川 栄君） 3 回ほどじゃなくて、高崎までの駅、全部私は暗記していますけれども、当たり前のことですよ。高崎まで幾らですか。やっぱり乗らないと駄目なんですよ。

そのために苦慮しているのが、クーポン券出しましょう、各種団体の人が旅行する、農業委員会がある、あるいは民生委員会がやる、旅行行くときは吾妻線に乗りましょうということをしっかり推奨して、JR 高崎の皆さんと、あれだけ赤字路線にもかかわらず、6 億円の金を投資してもらったんですよ、JR。そうでしょう。だから、私はこの間、キャベツをそこから積んで、高崎駅まで行って法被着て、2 時間、さあ新鮮キャベツ、標高 1,200 メートルです、日本一のキャベツです、キャベツ宣伝して売りました。

また、駅からハイキング、皆さんが一生懸命考えたところで、それも JR から 15 人も来てくれて、そして、それを我々も当然、一生懸命お迎えをして、今、延べ人数は分かりませんが、7 月から 9 月末までやっていますんで、延べ人数、今、ぼちぼち来ていますよという報告も受けていますから、やっぱりみんなで、まず自分から乗る、これが一番重要だと

思っています。

口で言うんじゃないくて、自分から乗って、そして、来る方々にはクーポン券みたいなものを出そう、お土産を出そう。それから、我々も自ら進んで、さっき言った諸々の団体も、外に行く団体旅行は、あるいは学校も、前も言っています、学校で視察があるんですよね。そういうも、高崎の何々を見に行くとか、あるいは歴史民俗資料館を見に行くとか、そういうところで移動するときに、なるべくJR吾妻線を活用する、そういうことを今までも展開していますが、来年に向かってさらに一層、村民を挙げてJR吾妻線のために乗る、自ら乗る、こういう運動を展開しておりますが、しっかり取り組んでまいりたい、こう思います。

伊藤議員も、ぜひとも1回でも多くJR吾妻線に乗っていただきたい、こう思います。よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今村長に聞いたのは、村民が利用したときにも予算を計上できるかどうか、やっぱりせつかく税金を使うなら、そこにもやって、村民の皆さんにも理解してもらって、やってほしいということと言ったんですけれども、ほかのことが多かったので、それに答えてほしいです。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 私のほうからは、観光的に外から入ってくる人、あるいは村から旅行する人々、出ていく人、言いましたが、現在利用している方についても、定期の割引、こういうものも考えてみると、こういうことで庁内では議論していますので、また大綱的に、議員の皆さんにも報告しながら、また議員の皆さんのご意見も賜りながら、活性化のためにしっかり取り組んでまいりたい、こう思っています。よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 2点目の質問ですけれども、こういう村民が不安に思っていて、この間の上毛新聞を見て、早とちりした人は、もう長野原から吾妻線がなくなっちゃうんじゃないかというふうに、なくなると思い込む方もいました。

そういう不安を持たせているということでは、やっぱり周辺には、浅白観光さんとか、そういうタクシー会社とかもあるし、そういうのを交えた協議会をつくって、3年後に向けてやる必要、何か討議していく、村の庁舎内のプロジェクトチームだけじゃなくて、いろんな

関係者を交えて協議していった、どんな形で、上下分離方式がいいのか、バス代行がいいのか、やっぱりこのまま維持してほしいと、そういう話し合いをする機関を設けるべきだと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど村長の答弁にありましたとおり、ＪＲ東日本も、秋から沿線の自治体にご説明をするということでございました。

この内容につきまして、こちらのほうで内容を確認して、ご対応させていただきたいとは考えておりますが、３年後には存廃を結論出すということでございますので、存続はともかく、廃止につきましても条件付の廃止になるのかとか、そのような協議を進めていきたいと考えておりますので、まずこちらのほうのご提案をお聞きしながら、これからどのような形で進めていきたいかを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○９番（伊藤洋子君） 先ほど、確かに村長から答弁があつて、秋から各自治体に説明会という、それはいろんな一般住民とか、そういう方々も交えた説明会になるのかどうか、ご存じでしたらお答え願います。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

こちらのほうには、まだ内容につきましては、特に知らされてはおりません。報道で示されたとおり、秋から協議を始めるということですか、こちらのほうには情報はまだいただいておりません。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○９番（伊藤洋子君） それは本当に、村にとって大事なことですので、もしそういう情報が入ったら、広く周知していただくことを要望しておきたいと思います。

次に、３点目ですけれども、万座鹿沢口駅にＪＲがバス代行やっているのを、もうやめますということで貼ってありましたが、それは先ほど答弁したように、そうしたら村長が、高

崎支社からも何も連絡もなくということでしたけれども、それはちょっとあまりにもひどく、これが本当になったら、利用者の方々に大変な状態になると思うんです。

ある経験ですけれども、これは中之条町の方でしたけれども、やっぱり娘から、小野上駅で急に電車が止まったからというので、迎えに来てと言われたということで、代行バスがなくなったら、本当にお子さんを持っている方は、仕事の途中でも何でも迎えに行くようになりまして、大変なことになると思うんですけれども、それについては今後、村は承知しちゃうのか、やっぱり J R 高崎支社と話し合っていこうという考えがあるのか、その点についてお聞きします。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

J R 東日本のほうも今、バスで代行運送しているところでございますが、伊藤議員も貼り出してある紙をご覧になったかと思うんですが、もちろん台風とか、そのような状況になったときは、電車が動かないのはともかく、バスの通行に関しても、すごく危険な状態に陥ることが考えられます。そのような理由から、J R さんも運休のお考えで、今回このような形で決定させていただいたのかなと私は考えております。

それにつきましても、今後 J R さんと、バス運行につきまして、内容を確認させていただきまして、対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） この代行輸送中止については、吾妻線全て、渋川からここまで全ての路線というんでしょうか、について、こういう貼り紙がされたのかどうかご存じでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

村長答弁させていただいたとおり、ご連絡は受けておりません。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 先ほど中之条町の方の例を挙げましたけれども、もしも沿線上全てでこの貼り紙されたとしたら、それこそ渋川からこちらでやっている活性化協議会が大きな問題にして、J R 高崎支社に話し合いを求めていくことが非常に大事だと思いますので、その点

は要望しておきます。もしも全線でこういう掲示がされたなら。

それと、もう一点は、先ほど未来創造課長が対応を考えているということでしたら、本当にすごい自然災害で、学校も会社も休みだったら、村としての対応はなくてもいいと思うんですけれども、やはり村民の方々に迷惑をかけないように、電車路線だけが通行できなくなったとかだったら、やっぱり対応するとか、その辺がないと、多くの方々に予定が狂うとか、学校に行けないとか、そういうことが起こると思いますんで、そういうときの対応は考えていく気持ちがあるのかどうかお聞きします。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、電車運休の場合は、何か大きな災害の予兆になることが多いと考えられております。その際、当然、バスの運行にも支障が来すということが考えられております。その際、こちらの村のほうでも何か対策をとということでございますが、道路の運行状況とか通行止めの状況、危険のあるなし等勘案させていただいて、こちらのほうも何かしら対策はとは考えておりますが、その辺、ケースによって状況変わることがございますので、その点につきましても、今後ご検討させていただきたいということで、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） やはりこれまででも、吾妻線が止まっても学校休みとか、そういうことはなかったことが多々ありましたんで、それは今、未来創造課長が答えたように、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、やっぱり万座鹿沢口は、村長もいつも言うように、孀恋高校は守る、万座鹿沢口駅は守るということで、これまでに駅前の土地を購入したり、莫大なお金を投資してきたわけです。それがやっぱり活きるように、吾妻線を存続するように真剣に取り組むことを強く求めて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 以上で伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

休憩いたします。

13時15分から開会いたします。

休憩 午後 零時 10分

再開 午後 1時 14分

○議長（土屋幸雄君） 再開いたします。

---

◇ 大久保 守 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、大久保守君の一般質問を許可します。

大久保守君。

〔10番 大久保 守君登壇〕

○10番（大久保 守君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、何点かにつき質問いたします。

8月28日に、（仮称）新婦恋会館建設工事の基本設計・実施設計の業務委託で受注候補者の特定が決定され、議会において、契約額8,240万円福島建築設計事務所様が受注なされました。この予算執行に関しては、議会より、駐車場の件や商工会が使用しております旧水産省事務所の解体問題等で、当局とすり合わせがつかず、予算執行を一時停止されておったものであります。ようやくここまで来たなという思いであります。

しかしながら、議会の説明では、業者の指名プロポーザルをしますといいながら、群馬建設新聞には公告記事が出て、慌てて教育委員会に確認を取り、新聞社に連絡を取るよう助言をいたし、その後、建設新聞には指名プロポーザルの記事が掲載されました。このように右往左往している状態で、一般の方には進捗が見えない中で、今回の決定となったわけであります。

私は、今回、業務委託契約まで進み、安堵の気持ちと、これからだという気持ちであります。業者の審議・特定は、審査委員会で決定したものでよいのですが、村民の方々の意見を徴取するのは難しいかもしれませんが、提出された4者の図面と考え方を村民に知らしめたかったところであります。非公開であると主張し続けた当局の考えをお聞きしたく、質問をいたします。

まず第1に、今回なぜ非公開にこだわったのか。また、この業務契約は基本設計・実施設計の委託の契約でありますので、管理業務は別途に発注ということによいでしょうか。その際は競争入札なのか、随意契約なのか、実施形態をお尋ねいたします。

第2に、嬭恋村では、嬭恋村プロポーザル方式に基づくコンサルタント等選定・特定要領という公示文があります。目的として、土木工事及び建築工事に係る調査設計等を発注しようとする場合、技術的に高度なもの、専門的な要求をされるものについて、最適な者を特定する手続を定めるとあります。

例えば、対象業務を明記してある第2条に当てはまります、第3条の嬭恋村建設工事入札審査会へ付議し、依頼する者の選定に関わる基準、審査する者の構成等を議するとあります。

そこで、今回そのプロセスを踏んでこられたのか。入札審査会へ付議するに当たり、どのような選定の基準を決められたのか。また、今回この要領に従って進められたのか。検討委員会の設置をしたとしても、これに準ずるものだと思いますが、お尋ねいたします。

第3に、これは全員協議会で当局より答弁がありましたので、割愛させていただき、再質問にさせていただきます。

第4に、第5条2項2で、提出に係る費用は提出者の負担とすることとありますが、このとおりの事務処理としておられたのかお尋ねいたします。また、各条文に別記様式を使用するように書かれておりますが、調べた限り、例規集には様式略と書かれており、総務課より頂いたものは、別記様式第4号選定通知書だけで様式が分かりません。今回使用したものをお示ししてください。

次の質問は、仮設建物についてお尋ねいたします。

令和4年度の予算によれば、新嬭恋会館建設に伴う関連工事で1億2,550万円、公有地財産購入で1,210万円組んでおられます。建設中に、社会教育委員会や商工会、環境省が一時的に仮事務所とする建物だと思いますが、どの程度の規模の建物を想定しておられるのか。この予算には仮設の解体費まで組んでおられるのか、お尋ねします。

また、当局は商工会に対して、今後の予定等をきちんと伝えておられるのか、お尋ねいたします。過去に商工会の取組について、商工会長より陳情書が出ており、新嬭恋会館に入れていただくか、入る余地がない場合には建物を確保していただきたいとの内容でありました。現時点でのお考えをお尋ねいたします。

次に、3番目として、つい最近、園児が送迎バス内に置き去りにされ、お亡くなりになりました。現在、1社が送迎事業から撤退しております。送迎バスの運行はきちんとなされて

おるとはと思いますが、現在の運行状況と送迎時の付添い等はどうなっておるのか、お尋ねいたします。

以上、明快なる答弁を求めます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点の質問、新婦恋会館特定についてでございますが、この件につきましては、組織的に婦恋会館プロポーザル審査委員会並びに婦恋村の役場内には、手続的なものにつきましては、群馬県の建築課長の杉田さん、あるいは公益財団法人群馬県技術センターの次長、関口大樹さん等の専門家も入って、どういう手続にするかも含めて、資料を頂きながら、粛々と手続はやってきたものだと思っておりますので、私のほうからは、手続はしっかりと専門家の意見を聞いて行ったものということで発言をさせていただき、各論のお答えにつきましては教育委員会事務局長、また、入札審査会は現在、総務課長が中心でやっておりますので、入札審査部分については総務課長からお答えをさせていただきます。

それから、第3点目の送迎バスの実情についてでございますが、この件につきましては教育長のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） それでは、私のほうからは、新婦恋会館の特定ということで、大久保議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の非公開の実施の理由でございますが、指名参加業者並びに審査委員につきましては、公表は国の出しておりますマニュアルを参考といたしまして、設計を特定するまでは非公開といたしまして、審査結果通知後に公表するという形にいたしました。理由といたしましては、公開会場にプレゼンテーションを行う設計会社内部の関係者が、一般者と偽り他社のプレゼン情報を聞き取り、自社への情報提供を行なう恐れがあることや、また、業者間や審査委員との間に癒着やその疑いを避けることなどの配慮が主な理由でございました。

そして、管理業務につきましては、議員ご指摘のとおり別途発注となります。こちらは、工事が始まりましたら、設計業者と随意契約も一案といたしまして、こちらは今後検討していきたいと考えております。

次に、業者の選定基準につきましては、こちらは、当初は県外の業者も含め、6社を入札審査会に付議いたしました。コスト高などのいろいろな課題もありまして、一旦保留とさせていただきます。そちらで、また再度調整を行いまして、群馬県内の技術力や実績のある業者を基準といたしまして、6社に選定いたしました。

また、婦恋会館建設工事に関する検討委員会につきましては、入札審査会に向けての審査委員のメンバーや審査方法、それから技術提案書の関係の要領などにつきまして協議をし、入札審査会でも議しております。そして、要領につきましては、この要領に準じて、今回は、新婦恋会館工事基本設計業務委託指名型プロポーザル実施要領を別に定めて進めてまいりました。

そして、次に第5条第2項2の関係につきましては、案件ごとに実施要領を作成いたしますが、こちらの要領は、公募型プロポーザルを基準に作成された内容と考えられます。今回につきましては、指名型プロポーザルのため、他の自治体の動向も確認しながら、新婦恋会館工事基本実施設計業務委託指名型プロポーザル実施要領において、費用は支出するよう定めるところでございます。

また、様式につきましては、こちらも同様に、新婦恋会館建設工事基本実施設計業務委託を行うために別に定めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） それでは、すみません、続きまして、仮設の関係も、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

続きまして、仮設の関係につきまして、大久保議員のご質問にお答えをさせていただきます。

仮設建設につきましては、当初の規模は2階建て、延べ面積300平米と考え、仮設の解体は含めてございません。しかし、環境省は、別な場所に事務所を構える方向となりました。また、商工会につきましては、陳情書の採択のとおりと考えております。新婦恋会館に入らない場合は、別の場所の確保を行う考えでございます。

このような状況から、仮設事務所につきましては検討を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） それでは、3つ目になります。大久保議員のご質問、送迎バスの実情についてにお答えいたします。

園児がバス内に置き去りにされた、決してあってはならない事案に関連して、本村の送迎バスの運行における現在の運行状況と送迎時の付添いについてお答えいたします。

まず、運行状況につきまして、2つの業者に委託し、13路線を運行しております。そのうち、西部幼稚園は2路線、東部こども園は3路線の運行を行っております。両園とも、バスには職員が同乗し、降車後には、職員はもとより、運転者の目視にて、バスの最後尾まで園児がいないか、また忘れ物がないかを確認し、その後、運転者は車内のアルコール消毒を行うという工程でございます。

また、小学校、中学校については、運転者が、バスの最後尾まで人がいないか及び忘れ物がないかを確認するとともに、アルコール消毒の徹底をその後行っておるといような工程であります。

また、そのほかに、村の直営バスも2路線ございますが、小学校及び中学校の運行をしており、対応については同様となっております。

このような事故を絶対に起こさぬよう、現場への指示も改めて行ったところであります。今後についても安全管理には十分努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

大久保守君。

○10番（大久保 守君） 答弁ありがとうございました。

一つずつ潰していきたいと思いますが、まず非公開でやったということで、国のマニュアルがあるという、どんなマニュアルなのか、頭だけ教えてもらえれば分かると思うんで出していただきたいのと、あと管理に関しては、随契にするのか、別途競争入札にするのか、それはまだ分からないということでもいいわけですね。分かりました。まず第一、そこをやっていただけますか。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） それでは、ただいまの大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

国のマニュアルということなのですが、建築設計業務委託の進め方ということで、平成30年に全国営繕主管課というところからこちらに出ておるマニュアルと、あと、建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインというのが、こちらは平成27年11月に、調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会ということで、これがちょっと、その両方を使わせていただきながら、進め方のほうを中心にさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 今、平成30年の営繕ですかね。これは国交省でいいわけですね。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまのご質問なのですが、こちら、国交省になるんでしょうかね。日本建築士連合会とか、そういったところも含まれておるんですけども、ちょっとこちらについては……

○10番（大久保 守君） 調べておいてください。

○教育委員会事務局長（目黒康子君） よろしいですかね。調べさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 過ぎたことをあだこうだ言ってもしょうがないんですけども、そういうことで、今専門家、もちろん県の建築課長さんとか技術センターの方が入って、指導を受けたということなんですけれども、それにしては、なぜ建設新聞に公募という形で、誰も知らないうちに記事が載っちゃったんですか。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） こちらの関係について、大久保議員のただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきまして、教育委員会のほうに特に問合せがあつて回答したというものはなくて、村のホームページに出たものを、建設新聞の方がそれを情報入手して出したということ、大久保議員からご連絡をいただいた後、うちの職員のほうでも建設新聞さんのほうに連絡をいたしまして、確認をしたところ、そういうことだったということで聞いております。

その理由という理由が、建設新聞の記事のほうでは、会社の中身のことでちょっと分からないんですが、公募型プロポーザルという書式しかないというような回答が返ってきたというようなことはちょっと聞いておるんですが、いずれにしても、村のほうから公募型というようなことを伝えてはございませんので、そちらのほうはご理解していただきますよう、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 建設新聞社ですから、単にホームページに載っていたから書くというのも不思議かなと思うんですけども、確かに公募型で、面積も何も、面積はなかったかな、入札日だとか何かそんなの、きちんと書いてあったような気がするんですよ。

そうすると、かなり細かいところまで書いてあるなどは思ったんですけども、それで自分もおかしいかと、指名するということだったんで。すぐ教育委員会に電話して、こんな新聞が載っているぞと。それで、新聞社にすぐ確かめろというんで、何日かたったら、今度は指名型プロポーザルというような記事が載ったんですけども、行き違いだったら行き違いなんだろうけれども、非公開といいながら、ちょっとずさん過ぎたのかなということが思われたんで、お尋ねしました。

また、ずっと続けていきますけれども、6社指名ということで、教育委員会に出しているプロポーザル実施要領とか、あれを見ますと、まず6社あって、それからスタートする内容ですよ。ということは、その6社を、今の説明ですと、指名委員会にかけて6社を決めたという話なんですけれども、指名委員長は総務課長になるのかな、前の総務課長か、なるわけですよ。

それは、村の指名委員会ということでもいいわけですか。ということは、指名委員会は、きちんとそういうのは書いてあるのかな。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

入札審査会ということで、6月13日に6社、提案をいただきまして、その際には県外も含めて6社だったわけですね。先ほど教育委員会の局長のほうからもありましたけれども、ちょっとコストの関係で再検討ということで、一旦保留になりました。その後、1週間後の6月20日に、県内6社の指名ということで、入札審査会において了承したという経緯がござい

ます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 指名で決めたということなんですけれども、入札審査会だと、業者を決めるのに、もちろんいろいろ条件がありますよね。それで、基本的には、指名であろうが公募であろうが、電子入札ということで書いてあるんですよね。それで、公告しなさいということなんですけれども、今回も6社決まったんだったら、6社は指名ですから、その人にしか伝通はいかないわけですよね、誰が見るわけじゃないし。公募だと一般ですから、全て見られるけれども、なぜそういうことはしなかったのかな。それで、今度は要領ができて、要領に合わせて6社に配っていくというのが通常ですよね。

だから、6社を決めたというのがどう決めたのか。それで、伝達方式はどうしたのか。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの大久保議員のご質問につきましてお答えさせていただきます。

まず初めに、選定したところが保留になりましたので、その後、県内6社ということに変更する方向になりました。そこで、群馬県内の関係は、電子入札の情報システムの中から、群馬県内の一級建築士ですとか、そういった資格と実績がある情報を入札担当の職員のほうで確認することができますので、そういったものの情報をいただきまして、県内で一級建築士ですとか、そういった技術力の高いところから、6社を選定させていただいたような状況でございます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 済んだことだからいいんでしょうけれども、ただ流れとしては、やっぱり違うような気がするんですよね。6社を選ぶということがやっぱり一番基本だから、選ばれる選ばれないという事務所もあるわけですよね。それはこっちが選ぶんだから構わないんでしょうけれども、それで、技術力云々といいながら、今度はプロポーザルの指名要領の中には、またもっと細かいものを要求してあるわけですよね。一級建築士がどうのこうの、構造士、設備士なんて、こういう書き方を全部してこいというようなことをしてあるわけだから、選んだ会社をまた、洗いざらすというんですかね、一つはちょっと違うような気がす

るんですけれども、そういうふうになっちゃったからいいんでしょうけれども、例えば実施要領にしても、大体延べ面積、予算額、そういうのは、どこのプロポーザルも大体入れているんですね。でないと、おおよそ、プロポーザルだから設計まではいかないんですけれども、思いをする、こういうものが建つんだというものを作ってくるわけですから、婦恋の出したものが金額がないということは、面積も分からなければ、どんどん、ただ部屋数とかいうのは書いてあるんですけれども、設計事務所の思いで面積は増えていく、金額が増えていくというふうになっちゃうんですけれども、何で今回は、おおよその延べ面積とか金額とか、そういうのは提示しなかったんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

面積ですとか金額を公示しなかったかということなんですが、こちらにつきましては、村のホームページですかね、そちらのほうに、6月20日が、先ほど入札で業者を指名した日になりますので、そこだったかとは思いますが、それまでにホームページで、こういった要領は表示、公開させていただいておりますので、そちらでご理解いただきたいと思います、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 今、局長、ホームページに書いてあると言ったんだけど、書いてあったのかね。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

婦恋村のホームページの婦恋会館の中に、婦恋会館の建設に関する内容を入れさせていただいております、その中に設置要領ですとか、今の仕様書の関係ですとか、あと技術提案書の関係ですとか、一式のものは、そちらのほうで表示は、公表はさせていただいております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） ホームページに出たものを全部、自分、コピーしてきたつもりなんですけれども、どれ見ても、延べ面積だとか平米、質問して、このくらいというのが出てくるのは1か所あるんですけれども、あとは金額なんていうのは全く出てこないですね。だから、契約金額が八千何がしとなっていますよね。だから、答弁の中では2,300から2,500平米というようなことで、自分が一番最初に検討委員会が作ったものをすれば、980平米で済むんだというような書き方してあったから、とんでもないと、今の建物だって1,350あると。300人のホール入れれば、2,500から3,000平米必要ですよと、全くそのとおりですよ。

そのとおりになっているわけなんですけれども、これからプロポーザルだから、設計事務所の方が考えてやっていくわけですから、それはいいんですけれども、ただ、やはり金額だとか延べ面積を入れないでプロポーザルせいというのも、ちょっと設計事務所としては、どうしたらいいんでしょうと。じゃ、10億円のを造るつもりが20億円になった、それでも村は引き受けるんですかということになりますよね。どうなんですか、その点は。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

ホームページなんですけれども、設計業務委託仕様書というものを公表させていただいておりまして、そちらの業務概要というところに、1ページから2ページ目にかけてまして、建築物の概要の中に延べ床面積を表させていただいてあることと、それから概算事業費ということで、3番に約18億円という金額を公表させていただいてございます。

あとは、ホームページでいうと、多分、一番上か2番目のところの中になっているかと思うんですが、そちらに記してございます。それと、新婦恋会館建設工事基本実施設計業務委託指名型プロポーザル実施要領、こちらの中にも、7ページに別紙建物概要ということで、面積の関係につきまして、内容ですとかそういったものにつきましても公表させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） じゃ、私が見落としというのであれば、それは謝ります。そういうのを出したということであれば結構ですが、プロセスが、例えば指名委員会で、プロポーザルのコンサルタントの中で、各様式を出せと、様式でこういうものを示しますよという

ような形で、全部条文書いてあるんですけども、自分が調べた限り、様式がみんな略になっていて、例規集ですね。総務課で1枚頂いたのが、決定者に出す紙1枚だったんですね。

本当だったら、今回はプロポーザルに対して、新しい要綱をつくったからという、そうなればそれでいいんでしょうけれども、ただ、追従しなきゃいけないわけですよ。こういう様式があるからこういう様式を作るという、追従していかなくちゃいけないんだから、コンサルタントの要領の中に書いてある、別紙様式、別紙様式と何回か出てくるんですけども、その様式というのは総務課は持っているんですか。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えします。

今回は公募型でなく指名型ということで、別に要領を定めて、その中で実施をしておりますので、直接今回関係はないんですが、先ほどご指摘いただきました公募型の要領につきましては、ご指摘のとおり、別記様式にちょっと不備がございます。この辺は早急に見直しをする予定で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 様式はないということで、プロポーザル、今回だけで終わるわけじゃなくて、今度は公共建物、一番近いのが役場ですかね、役場の建て替えがあるんでしょうけれども、そのときにもこういうのを追従してくるわけですから、やっぱり様式がありますよというような答えが出てこないとおかしいわけですから、それは総務課のほうで、きちんと用意するなりしていただきたいと思います。

それで、あとは、自分うっかりしていたんですけども、そこにも金額が書いてあるというふうなことで、今回、ヒアリングまで来た人には10万円払うと、ヒアリングに来ない人は何もなかったということなんでしょうけれども、これもまた、公募型と単独じゃ違うんだと言われれば、それまでなんでしょうけれども、実際には提出者には金額は払わないということになっているわけですよ。プロポーザルの対価はないというんですけども、今回は10万円というようにお金を払っているということなんですけども、基本的にはどうなんでしょうかね。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えします。

公募型のプロポーザルの要領ですと、5条2項の2号ですね、費用は提出者の負担とするということで、村のほうは負担をしませんというようなふうになっているわけですが、今回は6社にお願いをして、提出しませんかというようなことで、もし採用されない場合には、手数料として1社当たり10万円をお渡ししますと、そういうことで、それを条件に指名をさせていただいたということになりますので、公募型については無償だけれども、よければ提出をくださいと、そういった考え方になると思います。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） それはそれでいいんでしょうけれども、ただ、要領を見ますと、皆さん今、公募型だ、指名型だと言っているんだけど、実際にはこれは、技術提案書を依頼する者を選定ということは、指名なんですよね、書いてあるのは。だから、指名の公募もこの要領に当たるわけですよね。

だから、指名だ、公募だと、この要領ではそんなことは書いていないし、依頼者を選定するということは指名に決まっていますよね。3条の（2）になるのかな。だから、公募型であろうが、指名型であろうが、やっぱり公示しなきゃいけないんだと思うんですよね。

電子システムにおいて、公示をせいと書いてあるわけですから、指名された方はその指名が自分のところへ来る、一般の人には見えないわけですよね。公募は公募で全部見られるわけですよね。だから、基本的には、この要領を遵守するのであれば、やっぱり電子入札を使って、こういう要領だとかいうのを配布するべきだったんじゃないかなと思うんですけども、終わってみればしょうがないんでしょうけれども、その点は、今後についてどうお考えでしょうか。村長、どうですかね。総務課長でいいや。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ご指摘のとおり、指名参加の場合に、業者が迷うことがないように、その辺、漏れのないように努めていかなければいけないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） これで会館のほうは質問終わりますが、私たちは、やっぱりいいものを造っていただきたいと。今回はプロポーザルですから、福島設計さんに決まったということは、相棒が決まったことですから、今度はよく、福島さんと当局、それから我々、一般の方とか、そういうものを含んで、いいものを造っていくと、いいものを設計してもらう

ことですからね。今は単なる、こういうものを造りますよという提案だけですから、プロポーザルですから、コンサルタントじゃないわけですから、コンペじゃないわけだから。だから、そこら辺はよく皆さん肝に銘じていただいて、いいものを造っていただくということでお願いして、会館のほうは終わらせていただきます。

次に、仮設建物に入らせていただきます。

仮設建物で、一応2階建ての300平米、解体費を含まない、そこまで分かりました。それで、今回の設計要領の中には、建物の中に商工会が入るような書き方してありましたよね。

ただ、果たして、それが商工会でもいいのか、それから、村としてもいいのか。例えば、二重使いになりますよね、商工会が入っているということは。完全なる公民館じゃないと、他者が入るということは。入口も、ひょっとしたら2つ必要なのか、鍵も2つ必要なのか、それは分からないですけれども、できるならば、会館は会館として使う、商工会は商工会として出すのであれば、私が言い出しっぺなんですけれども、わざわざ仮設工事の建物、たしか商工と合わせると、6,000万円ぐらいお金をかけるわけですよ。6,000万円かけるのであれば、本設、例えば今、2階建てですから、300平米でやるでしょうから、どうせ鉄骨造りでやるでしょうから、そんなにはかからないと思うんですけれども、なおかつ、そこを本設にすれば解体費も要らない。解体費も要らなければ、そこへまた充当できるということで、本当であれば商工会を単独に造らせてやって、外へ出すというのも一案だと思うんですけれども、どうでしょうかね、そこら辺は村長。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員のご質問にお答えをさせていただきます。

当初は、環境省さんの部屋及び商工会のほうからも要請があつて、100平米は一緒に中に入れたいということで、議会のほうも採択したという経緯もございました。そんな経緯の中でございましたが、昨年来、環境省さんにつきましては、事があるたびにいろいろお話をさせてもらってきた経緯の中で、現在、ある民間の会社のお部屋を借りるということで正式決定となりましたので、今回のプロポーザル及び今後の婦恋会館には入らないということでございます。

もう一点、先ほど陳情が出て、議会も承認、採択した、100平米を一緒に入れていただきたいという案件でございますが、いろんな情報、いろんな話を聞いている中で、商工会の前会長、戸部一男さん、その前は渡辺栄志さんだったわけですが、大久保議員は商工会の役員

もやっているんで、よく存じ上げていると思われませんが、4,300万円、孀恋会館建設資金を積み立てたということでございました。

平成22年、戸部一男さんが商工会長でありまして、当時商工会を、群馬県で合併をせいという話がありました。各地区の群馬県内の商工会が、吾妻郡も一つの商工会にまとめようという話が当時あったということでもあります。その頃議員だった議員の皆さんは、当然よく覚えておられると思われかもしれませんが、当時も戸部一男商工会長から陳情が出て、ぜひともあそこを貸していただきたいと、今のところを貸していただきたいと、吾妻郡の商工会を一本にするんだと、一本にするには大きな駐車場が必要なんだと、したがって、農林水産省が元使った、土地改良で使ったあの事務所を貸してもらいたいんだと。議員全員、当時採択したと、陳情も採択したと、そういう経緯があって、あそこに商工会が入ったという経緯がございます。

当時、4,300万円の商工会館建設資金という基金があったんですが、現在は、決算書を見れば分かるとおりでございますが、3,527万円、商工会には孀恋商工会館建設基金が残っておるという状況であります。

また、今、大久保議員ご指摘のとおり、今回の建て替え、新たな仮設については、6,000万円ということだと思われませんが、これは担当が、しっかり予算の数字は把握していると思えますけれども、そういう予定であるので、議員の中からも何人かは、もしあれなら孀恋会館は孀恋会館の文化の形にして、建設で移設するんなら無駄な金を使わないで、新しい商工会をそこに建物をちゃんと造ったらどうかと。ただし、駐車スペースとか、あるいは講演会やるとか総会やるとかでホールが必要だ、会議室が必要だというんなら、駐車場と会議室、ホールは商工会も使ったらどうかという話もありました。

あと、議長からも、こんな話があるんだけど、村長どうだという話をいただきましたので、商工会長とも会って話をしました。そういうんなら、もしあれなら、そういう方向もよろしいでしょうという話はいただきました。ただし、組織ですから、役員会を開くなり何なりした手続を踏まえて、いずれちゃんとした手続を踏んで、我々と商工会とで話をして、どういう形が一番いいのか、一番マッチベターでコストが安く、そして、みんながこれならいいだろうというものが考えられれば、それで決めていけたらと、こんなふうに思っております。

したがって、現在では、環境省は入らないということで決定しておりますので、商工会につきましては、そういう現在の状況があるということでご認識をしていただき、商工会

という組織でございますから、しっかり組織でお話をさせていただいて、一番いい方法で、みんながいい方法、これが選定できれば、またコスト的にもこうやったほうが、壊したり造ったり壊したりというようなことのない、一番安い方法、一番いい方法、マッチベターな方法を検討しましょうというようなことで、今後お話を早急にしていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 村長意見、実は今日、朝、商工会長、僕、副会長やっているものですから、会長とちょっと連絡取りました。こういう話で自分はいきたいと思うと、それが一番いいだろうという話もあったんですけども、確かに村長さんと近々会うという話をしていましたんで、そっちは村長さんという話をしてもらえるとと思いますんで、お願いしたいと思えます。

戸部一男さんの時代、確かに戸部さんは県連の副会長やっていて、当時合併の委員長をやっていたんですね。それで、吾妻を一つにするには、どうしても孀恋へ持ってきたいというような思いがあって、あそこで、一時は松本村長のときは、西武の跡地を買ったらどうだという話もあったんですけども、やっぱり西武さんがまだ力あったものですから、売ってくれないというような話もありました。

いずれにしても村民のお金ですから、いい方向へ使っていただくと。どうせ使うんだったら、いいものを造って、今言ったとおり、会館は会館として使えるような状態にしていったほうが私はいいと思えますんで、そこら辺を考慮していただきたいと思えます。これはこれで質疑を終わります。

最後に、時間もありませんが、送迎バスということで、今、教育長さんよりお話がありました。今、2社13路線というようなことで、大分きつような状況なのかなという気がするんですけども、今でもじゃ、付添いの方は1名ずつ、幼稚園は乗っているという認識でよろしいわけですね。

それから、今、国のほうでは、こんなような事態があったんで、たしか緊急にシステムを使えるようにするというようなお話が出ていた、まだこっちのほうには流れていない、村のほうにもまだそういうような、まだ国が動いていないからあれなのかね、そのうちそのシステム、幼稚園でしたかね、全部園車につけさせたいというような、国では考えのような話なんですけれども、それはまだ来ていないでしょうかね。教育長、なきやないでいいんですけども、ないですか。分かりました。

いずれにしても、35度ぐらいの気温が、あっという間に48度ぐらいになっちゃうんだそうなんで……

○議長（土屋幸雄君） やり取りちゃんと、答弁が必要なら必要と。

○10番（大久保 守君） じゃ、教育長、お願いします。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 大久保議員のご質問にお答えします。

システムの関係については、もちろん聞いてはおりますけれども、実際に具体的なものは手元には来ておりません。

やっぱりシステムももちろんなんですけど、最終的にあれは、事故とは言いつつも、私は個人的には事件というふうに考えます。やはり、目視は基本の基本なんですけど、人がやっぱり複数で、それをきちっと確認するというのが一番大切だというふうに思います。まずは、村内においては危機感を持っていただくということで、再度徹底していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 確かにヒューマンエラーと言われて、人間のほうが悪いんだろうというような、教育長さんおっしゃるとおり、それを見ている父兄が悪いような状態で、交通法も、ひょっとしたら今度は、置き去りにした人に罰則を与えるというふうな考えもあるみたいなんで、そういう点がだんだん厳しくなるのかなと思うんですけども、婦恋村はそういうことで、付添いもついているということで、小・中は運転手さんが見ているというようなことでありますので、これを継続していただいて、ヒューマンエラーがないようにお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土屋幸雄君） 以上で大久保守君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 上 坂 建 司 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、上坂建司君の一般質問を許可します。

上坂建司君。

〔4番 上坂建司君登壇〕

○4番（上坂建司君） 議長の許可をいただきましたので、幾つか気になることを質問したいと思えます。

まず第1に、村全体の公衆トイレの改善。

水洗便所としての腰かけ便器に改良。これは役場の庁舎の中でも、今、議員のトイレなども腰かけ便器がありません。全ての便器を水洗便所に替えるということです。

そして、これは素人では管理できないので、業者に清掃を管理委託して、定期的に清潔に管理依頼をする、こういう必要があると思えます。

再質問は別にして、次は青山開発について。

新たな村の観光地等を兼ねた総合的な開発を図り、既存の道路等と連結し、利便性を以前より要望し期待していたことの現状化はどうなったのか。いつから始められるのか聞きたい。

3、各種イベント。

コロナの関係もあるかもしれないけれども、全て各種のイベントを中止している。つい最近では、文化祭は何もやらないと言っている。もちろん納涼の花火大会もやらなかったし、できることは今からでもやってほしい。村民の活気を少しは図れるのではないだろうか。

4番、組織体制の強化。

いろいろ業務や企画があり、暫定的でも副村長を選任すべきと考えるがどうか。

終わりに、閉塞感のある村から少しでも期待感の持てる村民の意識を向上させるような施策を考えていますか。円安になり輸入品の値上げが後を絶たない。国や県への働きかけや、あらゆる努力のほか、村独自でできることを前向きに取り組んでほしいと思うが、いかがでしょうか。

取りあえず、これを答弁してください。

○議長（土屋幸雄君） 上坂建司君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上坂議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目、村全体の公衆トイレの改造というご質問でございました。腰かけ便器を全部改良して、全部洋式のトイレにしたらいかがかというご質問であります。

現在、村内では、村が造って管理しておるトイレは22か所がございます。設置の目的が違うこともあり、建設課、農林振興課、観光商工課、教育委員会と4課が一応、22のトイレを

管理しておるわけですが、その清掃管理につきましては、設置場所の関係団体のご協力により管理をしていただいております。

水洗化につきましては、上坂議員ご指摘のとおり、時代の要請でもございますので、できる限りスピード感を持って管理をしていきたいと。ただし、22のトイレの中には、浅間高原からも強く要請のありましたシャクナゲ園における夏期間だけのトイレ、あるいは四阿山に登るところの、やっぱりここも簡易トイレを設置しておるといようなことで、これは一年中ではございませんので、各課の目的によってまた違うということは、管理方法も違うということがございますが、トイレはきれいに管理しないと意味がないということをいつも言っておりますので、ぜひとも、先ほど佐藤議員からもご指摘のありましたバリアフリー化にするとか、障害者のためのものをしっかり整備するとか、併せて、管理体制もしっかりしなくちゃならないということで、管理についても、障害者の方々に、例えば溶岩樹型の方は定期的にお問い合わせ、トイレをする、ぜひとも働く場所を提供するとか、あるいはシルバー人材センターにお問い合わせをして、シルバーの方々の働く場所の確保をするとか、いろんな形があります。

いずれにせよ、しっかりとした水洗トイレ化並びに管理体制の強化、これについては、先ほど佐藤議員のところでもお話しさせていただきましたが、社会の要請に応じた、しっかりとした管理体制も進めるということでご理解をいただきたいと思っております。

第2点目でございますが、青山の件でございます。

青山につきましては、以前から、令和5年度から、国土交通省がストックヤード、約5ヘクタールを造るといことで決定して、議会にも何度も報告してきているところでございます。青山につきましては、林野弘済会のほうに発注を村がして、全議員の賛同も得て、5,300万円の測量費をかけて、61ヘクタールの測量は完了しております。また、法務局ともいろいろありましたけれども、法務局のほうの確認も取れて、土地の境界は確定しておるとい状況になっております。

今後どうするかということでございますが、ぐずぐずしないで、ストックヤードの建設に合わせて我々も何をするかを、あの土地をどうするかを、以前に議会にも提案した図案、それから国土交通省利根川水系砂防事務所へ提出した図案もございますが、それをたたき台として、庁内ではすぐ検討委員会を立ち上げますし、また議会にも報告しながら、何を造るのかということをお急ぎに開始していきたいと、こう思っております。

ということで、青山につきましては、早急に何をするのかを検討していく必要があるといことだと思っております。

3点目、各種イベントで、できることは今からでもやってほしい、村民の活気も少しは図れるのではないだろうかということでございます。

ご指摘のとおり、ここ2年間ほとんど、いろいろ対面式のイベントというか行事がなかったと。昨日も、障害者の方々の対面の会議をやったんですけれども、これも3年ぶり、あるいは国土交通省等への陳情も、なかなかみんなで会ってやるということがない。村内のイベントにつきましても、つまごい祭りは3年やっていないと。それから、議会にも報告させてもらいましたが、文化祭もまだやらんというような状況で、対面の会議も少しずつ増えたんですが、いずれにしてもまだ、陳情に来るのには、本省については5人以内で来ていただきたいというような規制もまだあるわけでございます。

いずれにしろ、そういう状況にはありますが、今現在、ウィズコロナですけれども、アフターコロナも考えなければならぬ時期だと。あわせて、社会がダイナミックに、社会だけではない、世界がダイナミックに大変化をしておる状況でございますので、世界情勢、国内の情勢もしっかり把握しながら、各種イベントについても一步一步、規制緩和をしながら、インバウンドも含めて、外からのお客さんの増える対応も考えて、取り組むべき時期に来ておると、こう思っております。

一日も早く、いずれにせよ、ウィズコロナがもう少し、アフターコロナに社会全体が変化する状況を捉えて、遅れないように対応をしっかり取ってまいりたいと思っております。

組織体制の強化ということで、副村長を選任すべきと考えるがどうかというお話でございました。

私、就任したときは、副村長を一時置いておかなかったことがずっと長くあって、その後、副村長を置いたこともございましたが、副村長を置かないでも課長会議ということで、月2回レベルでやっておりますが、しっかりこれで、国でいえば閣議と同じだと思っております。閣議は毎週火曜日、金曜日の10時に総理官邸で行われますが、我が村は現在は、課長会議は月に2回ということで、しっかりと情報を共有しながら、主な課題について、また日程表の確認もし、取り組んでおりますので、現時点では副村長の選任、すぐには考えておりません。

適任者があって、本当に忙しいという状況であれば、それを置くのも一つの方法かと思っておりますが、現在すぐに置くという考えはないので、ご理解をいただきたいと思っております。

終わりに、閉塞感のある孀恋村、期待の持てる、村民の意識を向上させるような施策は何かというお話でございました。

一つ、上信自動車道整備区間の格上げ、田代まで、早ければ来年の3月、遅くとも再来年の3月、それから大前インター、それから大笹に1区、それから田代インター、この整備をいかに早くするか。そして、予算総額、今、ゼロ国債を入れて100億円以上の予算が確保されております。予算の確保は、我々同盟会の役員が一生懸命確保するお願いをし、仕事は工事事務所の県庁の職員さんや、我が村の担当の職員にしっかりと仕事をしてもらって、その方向性が定まれば、役場の位置、あるいは青山をどうすべきなのか、こういうことも固まってくると思っていますので、今こそ国・県にお願いをしていきたい、いろんなことをお願いしたいと。

もう一つは、地方創生拠点整備交付金、現在は4億3,000万円頂いて、鎌原の周辺整備、今大詰めの段階に来ております。来年度には鎌原のほうもきれいに、当面の目標は完成するべく、再度幾らかお願いできないものかなと、拠点整備交付金。それから、婦恋会館につきましては、できるなら5億円の拠点整備交付金をもらえるように、今、作文をいろいろ検討しています。いずれにせよ、もらえるかももらえないか、まだ結論が当然出ていないわけでございまして、これとこれとこれをSDGsでプログラムを組んで、こうしたら恐らく通るかなという気持ちも一部ありますので、しっかりと交付金等の頂けるものはしっかり頂きたい。

過日のDigi田甲子園、スマートシティで第1弾、減災・防災、第2弾で観光振興、ビッグデータのドコモの移動データを使える、第3弾、住民の利便性向上、福利の向上、このためのシステム構築を現在しておるということで、Digi田甲子園も金賞、内閣総理大臣賞を頂きました。これらのシステムの構築と上信自動車道の青写真、大動脈を早く決めて、そして、それに従って、ほかのインフラ整備あるいは公共施設の再編、さらには、いわゆるソフト事業、先ほど議員がおっしゃいます、イベントでお客様をどうに呼ぶかとか、あるいは交流人口をどうやって増やすかとか、こういう課題が見えてくるのかと思っています。

いずれにいたしましても、国や県には引き続き、しっかりとお願いをします。併せて、村独自にできることを前向きに取り組んでほしいというお話でございました。村独自に、他の地域に例のない、村独自といえ、やっぱり基幹産業、キャベツをどうするか、そして観光をどうするか。軽井沢や草津という著名な日本国で有数の観光地が隣接しておりますので、また八ッ場ダム、5,300億円かけた日本一の最後の巨大ダムもありますから、この辺とリンクを張りながら、また東西南北の西では、長野県第3の都市、78市町村がありますが、第3の大都市・上田市がございます。そことも定住自立圏で手を組んで、地域全体の婦恋村の産業振興、仕事をやる場所、そして稼ぐ力、そしてお年寄りや子供たちが安心して暮らせる地

域づくりに邁進してまいりたい、こう思っております。

以上でお答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 真田に幸村の新しい施設を造って、蕎麦体験場を造ったり、あそこにトイレがあります。立地条件は違ったとしても、あのトイレは非常に、コンビニよりも清潔である。そのほかに、身体障害者が使える施設もある。無人でありながら、夜夜中に行っても電気がついて、いつでも使える。それから比べて、いつも愛妻の丘のトイレを言っているんじゃないけれども、嬭恋には特に人気のあるスポットはない。しかし、愛妻の丘にはパノラマラインを通して、観光客はいつでも通っている。

トイレは工事用のトイレだ。水道はない、トイレ使っても手を洗う場所がない。電気もないじゃないですか、夜夜中は使えないということじゃないですか。あんな、今新しく観光地として、嬭恋も恵まれて名が売れてきているところであり、村長も新聞で、嬭恋は愛妻の丘、愛妻の村と、こう言っていますよ。それは口先だけで、内容があんなに乏しいのは一体どういうわけなんだ。

この前も、数年前にも私、何年か前に言ったけれども、十数年もかかって、何で水洗便所ができないのか。水道が引っ張っていけないのか、手を洗う水道を。街灯一つ、電気もついてないのよ。こんなことでどうするんですか。

3階にある、そんな立派な身体障害者用のトイレはなくてもいいかもしれない。しかし、あれではあまりにも恥ずかしいんじゃないのか。トイレというのは清潔なほど気持ちがいいんだ。利用価値のあるところから順次水洗便所にして、水道を引いて、電気もつけて、トイレは群馬でも、嬭恋村が誇れるようなトイレを造ってもらいたい。観光地を、これからもできるけれども、青山のことはいいですよ、私はこれでいいと思う。これは一生懸命やれば、新しい施設だから、そんなことはやらなくても水道もできるし、トイレもできるし、いろいろなことができますよ。今あるものをあんな汚いことしておいて、だから、バラギも水洗になっている、鹿沢にもあるし。

これはいろいろあって、予算を各課がみんな取ってきて、トイレを造ったもんだから、統一性がないんだ。だから、これをやっぱり村で管理するなら、一つのものとして、これはあの課だ、この課だということじゃなくて、業者に委託して、専門の業者に。そして、ちょいちょい見回りをしてもらって、必要なところは1日何回か行く、利用度の少ないところは1

日1回でも2日に1回でもいい。しかし、管理体制をきちっとしなかったらどうしようもない。

こんな基本的なことができないなら、役場のトイレだってそうじゃないですか。私はたまたま、年取ったんだけど、腰かけ便器なら使えるけど腰かけ便器がないから使えないんだ。いずれも長い間議員やるわけじゃないからいいけれども、足腰痛くて、トイレは1階の下まで行かなければ2階では用が足せない。職員のトイレもそうですよ。そういうところにきちっとお金をかけて、基本的なことをしっかりしなければ、まず衛生的なもの、愛妻の村もいいでしょう。

これについて、いつどうして、どのようにしたいと思っているのか。水道工事もしなければならぬ、電気工事もしなければならぬ。本当にやる気があるのかなのか。やるんなら、いつできるんだか、これをまず答弁してください。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） トイレにつきましては、村全体の公衆トイレということで、先ほども1回はお答えさせていただきましたが、答弁が青山の件から、再度トイレのほうに質問事項が見えてまいりました。

青山については、そういう方向でいいでしょうというお話を今いただきました。トイレについては、村全体のトイレをどうするのか、管理体制を業者委託して、もっときれいにせいというお話で、いつまでにどうするかというご質問でございました。

私、以前から言っている、22のトイレのうち観光業に面した国道、県道、有料道路に面する多くの不特定多数の利用があるトイレ、5か所ぐらいになると思われませんが、ここについては、本当に誰か頼んで業者にやってもいいかなど。それから、これはもちろんユニバーサルデザインでなければならぬ、男性用の汚物入れの場所、障害者のためのトイレでもなくちゃならぬ、こういうふうを考えております。これについては前から言っていることなので、観光商工含めてしっかり対応してまいりたい。

それから、ばらばらにあるトイレは、本当に諸事情がありますので、上坂議員がおっしゃる衛生のよい村と、こういうものはっきり打ち出せと、こういう話でございました。愛妻の丘もやれということでございました。愛妻の丘のトイレにつきましては、ここ何回かの議会でも、やる方向でというお答えをさせていただいておりますので、来年度に向かっては、必ずやる方向で予算化も進めたいと。どういう方向でやるかということについては、まだ幾

つか課題はありますけれども、いずれにせよやる方向で、愛妻の丘のトイレは設置する方向で進めたいと、こう思っております。

22か所のトイレのうち、観光的に不特定多数の多くの方が隣接する大きなトイレについては、必ず、なるべく早い時期に、不特定多数の方が入るべきトイレということで、今申したような方向で来年度から進めてまいりたいと。

いつまでにどうするかという話でございますが、トイレのどこをどう見直していくかということももう少し検討して、次の議会にはご報告できるように考えたいと思いますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 青山のことはお任せしますから、間違いないように、期待できるような公園造りとか、それから保養施設、それから観光になるような畑、花畑とかそういうものは、これからやるんだから、しっかりやってもらいたいと思う。

そして、最後の「終わりに」と書いてあるところ、この村はとても活気もないし、イベントはやることができないし、たまたま、キャベツマラソンやろうと思ったら橋が壊れたと。いろいろなことはあるけれども、こういうものを確保して乗り越えて、とにかく村民の人が少しでも前に向けて、気持ちを明るくできるような施策を、村長はじめ当局一丸として、アイデア出して頑張ってやってもらいたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 答弁、村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 孀恋橋の現状があったり、また、現在はまだウィズコロナで、アフターコロナに向かう、社会経済活動を国のほうも再稼働しようという、ギアチェンジをするような状況にまさに来ていると思っておりますが、上坂議員の最後の質問は、村民が明るくなるようなことをいろいろ担当部署でアイデアを出し合って、村民が元気になる明るい未来の話、プログラムを検討せいと、こういうご指摘だと思います。

何とかみんなで知恵を出し合って、汗を出し合って取り組んでまいりたい、こう思いますので、ご理解をいただきたい。また、予算の中でそういうものを反映させるべきだと、こう思っておりますので、次年度の予算編成の過程の中で、今申したことも反映させたいと、こう思っています。よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 上坂建司君。

○4番（上坂建司君） とにかく今、一番大変なところですよ。キャベツも安いし、財源も入っ

てこない、教育や社会福祉はお金が減るんでなくて、どんどん増えていく。こういう中で、本当のかじ取りをしっかりとやってもらいたい。

私は、これをもちまして再質問に代えます。

終わります。

○議長（土屋幸雄君） 以上で上坂建司君の一般質問を終わります。

---

#### ◎閉会中の継続審査申出について

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議ありませんので、申出のとおり決定されました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋幸雄君） これにて、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和4年第7回嬭恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 月 日

議 長 土屋 幸雄

署 名 議 員 羽生田 宗俊

署 名 議 員 大野 克美